

第2次二本松市地域福祉活動計画

2018年度～2022年度

地域を支える人づくり



ふれあいの仕組みづくり



サービスが適切に
受けられる体制づくり



誰もが安全・安心に
暮らせる環境づくり



二本松市社会福祉協議会

はじめに



近年、地域の生活課題に目を向けると介護問題や子育て問題をはじめ孤立死やひきこもりなど社会的孤立の問題、低所得による経済的困窮の問題、虐待や金銭搾取など権利擁護に関する問題が深刻化し広がりを見せています。

これらの課題を解決するためには、行政などによる公的なサービス提供だけでなく地域福祉の担い手として、市民、関係機関、団体の皆さまが連携・協働して互いに取り組む支え合いのまちづくりがこれまで以上に求められているところです。

二本松市社会福祉協議会では、平成25年度に第1次地域福祉活動計画を策定し、平成25年度から平成29年度までの5年間、市民、関係機関・団体の皆さまと協働で地域の課題解決に取り組んでまいりました。

この度、第1次計画が満了となるため、第1次計画の評価や住民懇談会、団体ヒアリング、アンケートの結果を基に現状や課題の整理を行い、様々な立場の方々にご意見をいただきながら第2次計画を策定いたしました。

今回の計画では、市民、福祉関係団体、行政、社会福祉協議会がお互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」それぞれの立場によって取り組む内容を具体的に明記すると共に住民懇談会で把握した課題から地区毎の目標と方針を決めて、地区の皆さまが力を合わせて取り組む「地区別計画」を新たに決めました。

計画の推進については、第2次計画においても「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち 二本松」を基本理念として、この度二本松市で策定された二本松市地域福祉計画と連携を図りながら、地域が抱える課題解決に向けて、市民の皆さまと地域福祉に関わるあらゆる団体の方と連携し、協働で進めてまいりたいと考えておりますので更なるご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をたまわりました「二本松市地域福祉推進委員会」委員の皆さまをはじめ、関係機関、団体の皆さま並びに住民懇談会、団体ヒアリング、団体アンケートにご協力いただきました多くの市民の方々に感謝申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会

会長 安齋 英雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 地域福祉とは.....	3
2 計画策定の背景と目的	4
3 計画策定の体制と策定手順.....	5
4 計画の期間	5
5 計画の位置付け.....	6
6 社会福祉協議会について	7
(1) 社会福祉協議会とは	7
(2) 二本松市社会福祉協議会について	7
第2章 二本松市の地域福祉を取り巻く現状	11
1 統計から見る現状.....	11
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	11
(2) 世帯構成の推移.....	11
(3) 子どもの数の推移.....	12
(4) 高齢者数と高齢化率の推移.....	13
(5) 障がい者（手帳所持者）数の推移	13
(6) 生活保護受給者数とその世帯の推移	14
(7) 成年後見制度利用者数の推移（市長申し立て分）	14
(8) 地域福祉活動やボランティア、NPOの活動状況.....	15
(9) 心配ごと相談所事業	15
(10) 資金貸付件数	16
(11) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）実施状況.....	16
(12) 自立相談支援事業実施状況	16
(13) 緊急時食料品等給付事業（フードバンク活用）実施状況.....	17
(14) 共同募金の状況.....	17
(15) 地区社協設置数.....	18
(16) ふれあいいきいきサロン設置数.....	18
2 第1次地域福祉活動計画（前計画）の評価等	19
(1) 第1次計画の計画期間と施策体系	19
3 地域福祉をめぐる主な課題.....	40
(1) 「基本目標1 地域を支える人づくり」の課題等.....	40
(2) 「基本目標2 ふれあいの仕組みづくり」の課題等	41
(3) 「基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり」の課題等	42
(4) 「基本目標4 サービスが適切に受けられる体制づくり」の課題等	43

第3章 計画理念と基本方針等	47
1 計画の基本理念	48
2 計画の基本目標	49
3 計画の施策体系	50
第4章 事業の展開	55
1 地域福祉活動計画で重要な視点	55
(1) 「自助」「互助・共助」「公助」とは	55
(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の関係性	55
基本目標1 地域を支える人づくり	56
1 地域福祉の意識づくり	56
2 地域福祉の担い手の育成	59
基本目標2 ふれあいの仕組みづくり	61
1 小地域福祉活動の推進	61
2 ボランティア活動の活性化	64
3 団体・組織活動の推進と連携強化	65
基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり	67
1 安全・安心な地域づくり	67
2 災害時におけるボランティア活動の強化	71
基本目標4 サービスが適切に受けられる体制づくり	72
1 相談・支援体制の整備	72
2 情報提供機能の充実	74
3 福祉サービス体制の整備・強化	76
地区別計画の推進	79
1 地区別計画とは	79
2 策定の方法	79
3 計画の活用と在り方	79
4 計画の実践に向けて	79
地区別計画	80
第5章 計画の推進体制	101
1 計画の普及啓発	101
2 具体的な計画の推進	101
3 計画の進行管理	101
資 料 編	105
1 地区懇談会の結果について	105
(1) 2016（平成28）年度実施概要	105
(2) 実施結果のまとめ	106
(3) 2017（平成29）年度実施概要	108

2	団体アンケート・ヒアリングの結果からみる現状	110
(1)	2016（平成 28）年度団体アンケート・団体ヒアリング調査概要	110
(2)	2016（平成 28）年度団体アンケート・団体ヒアリングの総括	111
(3)	2017（平成 29）年度団体アンケート・団体ヒアリング調査概要	114
3	団体ヒアリングで各団体の課題に対する今後の取り組み	115
(1)	高齢関係団体	115
(2)	子ども・子育て関係団体	121
(3)	障がい関係団体	127
4	計画策定の経緯	133
(1)	策定経過	133
(2)	二本松市地域福祉推進委員会設置要綱	136
(3)	二本松市地域福祉活動計画策定委員名簿	138
5	用語集	139



計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

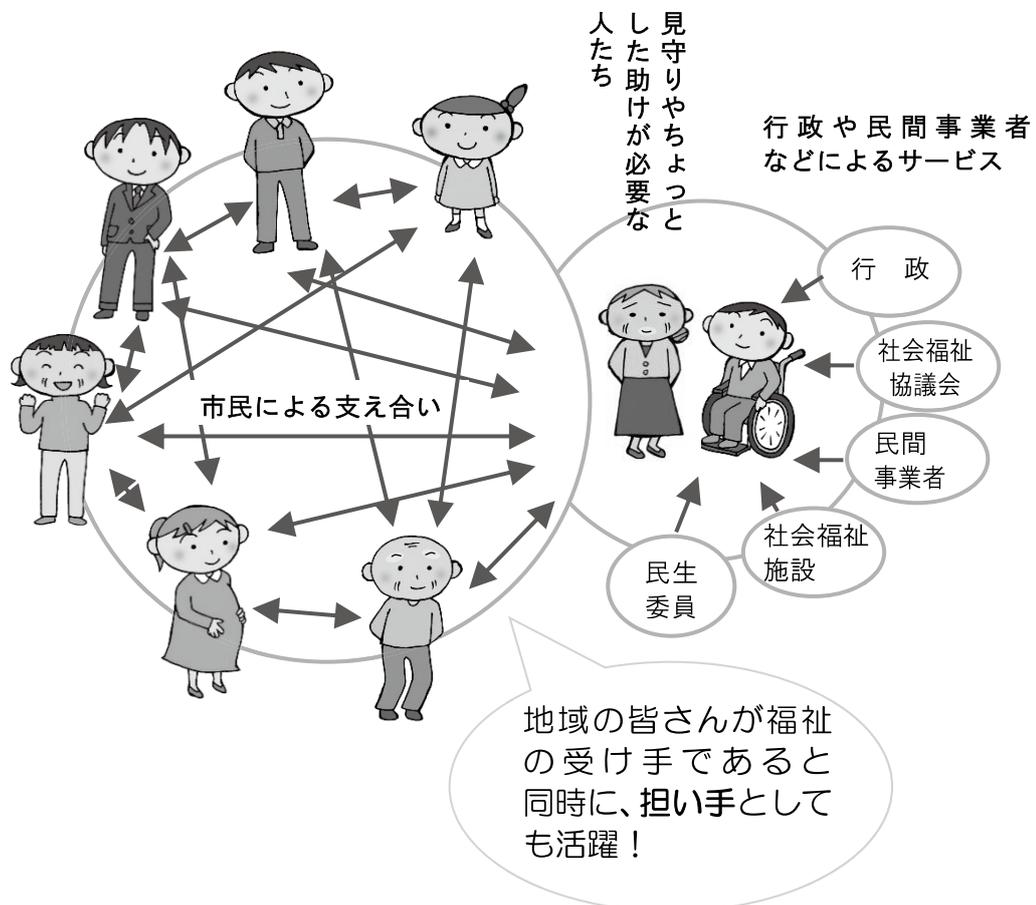
1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住みなれた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取り組みのことです。

「福祉」という言葉からは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとにわかれた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」を思いつくのではないのでしょうか？

しかし、地域で安心して生活していくためには、そのような特定の人だけではなく、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

特に、人間関係の希薄化が進む今、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、「助け合い」「支え合い」の関係・仕組みをつくることが、求められてきています。



2 計画策定の背景と目的

近年の社会経済情勢の変化、少子・高齢や都市化、核家族化等の急速な進行等社会環境の変化に伴い、家族内や地域における人と人との関係が希薄化しています。また、地域の生活課題に目を向けると介護問題、子育て問題をはじめ児童虐待や高齢者虐待、孤立死、不明高齢者の問題、さらに近年では、ダブルケア問題や単身世帯の増加により、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活問題が増大しています。

これらの問題を解決するには、行政や社会福祉協議会（以下「社協」という。）等公的な施策だけでは十分とはいえず、地域における様々な立場の住民が連携し、お互いに助け合い、支え合う活動を総合的に展開することが大切です。

そのような中、2000（平成12）年6月に施行された社会福祉法（社会福祉事業法の改称、改正）の基本理念に「地域福祉の推進」が位置付けられ、地域福祉の担い手として、①地域住民、②社会福祉に関する活動を行う者、③社会福祉を目的とする事業を営業者を位置付け、これらが相互協力して推進するものとし、地域福祉は、地域のすべての関係者が協力・参加し、つくりあげるもの、すなわち「住民参加」により展開されるものとされました。また、2016（平成28）年3月には、社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、地域社会に貢献する法人の在り方が徹底されました。

社協は、社会福祉法に規定され、全国の都道府県や各市町村に一つずつ設置され幅広いネットワークを持つとともに、民間組織としての「自主性」と地域住民・社会福祉関係者等の参加・協力により「公共性・公益性」を活かしながら、地域の生活課題、福祉課題の解決を使命としており、地域福祉を推進する中核的な役割を果たす団体として、その役割は、ますます大きくなっています。

地域福祉活動計画は、地域福祉の中核的役割を担う社協が呼びかけて、地域住民や関係機関・団体などが相互協力し、役割分担のもとに、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のまちづくりへと発展させていくための民間の活動計画、行動計画としての性格をもっています。また、住民の立場、民間の立場でどこまで役割を担えるかを明確にするとともに、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画として位置付けられるものです。

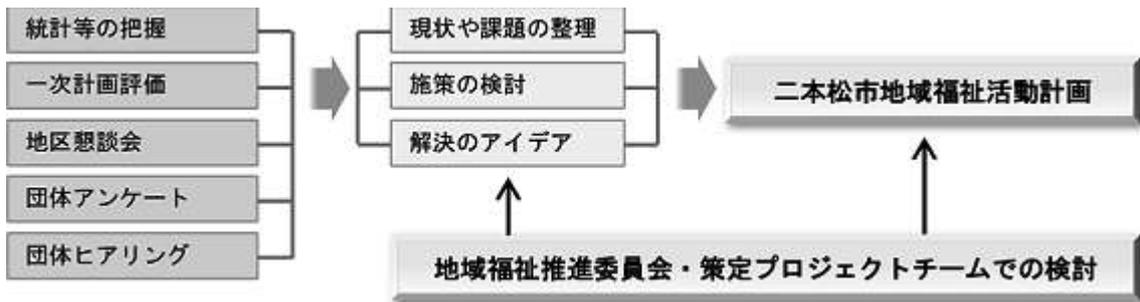
以上のことから二本松市の生活・福祉課題の解決に向けて、市の各福祉計画との整合性をもたせた中で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な主体が『我が事』として参画し、人と人、人の資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会「地域共生社会」の実現をめざし、市民、関係機関、団体等が相互に協力し、総合的な福祉のまちづくりを推進するため「二本松市地域福祉活動計画」を策定するものです。

3 計画策定の体制と策定手順

計画の策定にあたっては、計画の進捗状況について、評価・検証・見直しを行うことを目的として設置した「地域福祉推進委員会」において審議を行いました。また、計画に掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、策定プロジェクトチームを組織し策定作業を進めました。

計画策定の手順としては、第1次計画の最終評価を踏まえて、2016（平成28）・2017（平成29）年度の2ヶ年にわたり「福祉関係機関・団体等へのアンケート調査・ヒアリング調査」を行うとともに、地域の生活課題を把握し、共有化を図るため、市内9地区において実施した「地区懇談会」を通じて、市民の意見や現状等を把握した調査結果を計画策定の基礎資料としました。また、市において、地域福祉計画の策定で実施された「市民アンケート」の結果を参考資料としました。

■ 計画策定の手順



4 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5ヵ年とします。また、本計画に基づきながら事業を実施し、期間中においても必要に応じて事業の見直しを行います。

■ 計画の期間



5 計画の位置付け

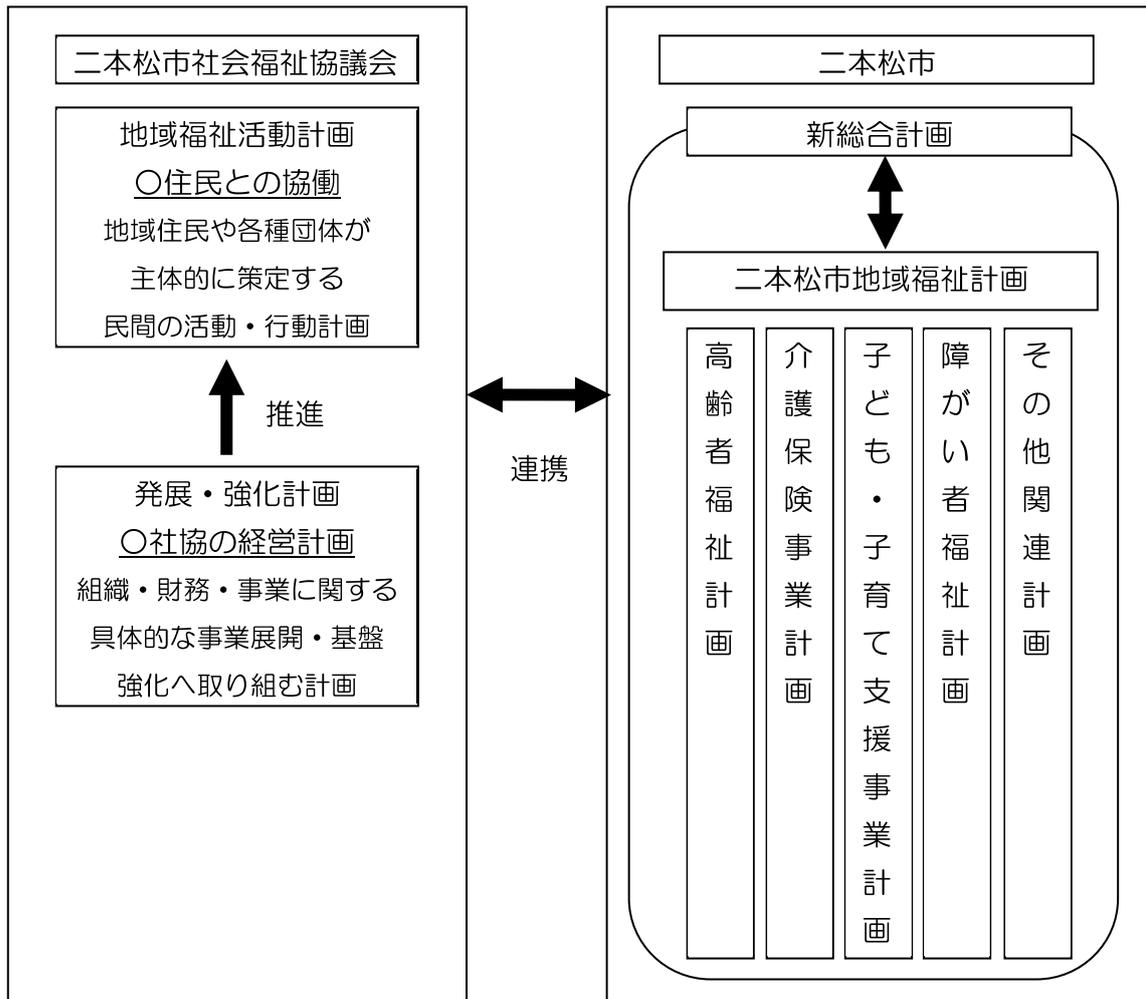
二本松市では、「第1次二本松市地域福祉計画」が2018（平成30）年3月に策定されました。この計画は、改正社会福祉法第107条（2018（平成30）年4月施行）に規定する市町村地域福祉計画の策定努力に基づいた行政計画です。

一方、「二本松市地域福祉活動計画」は、住民等の活動や行動の在り方等を定め、市民や各種団体による自主的な地域活動を、より具体的に進めるための市民協働によるまちづくりの「活動・行動計画」となっています。

地域福祉活動計画と地域福祉計画は、地域福祉の推進に向けて連携し、お互いに補強・補完し合う密接な関係にあります。計画の推進にあたっては、市が策定する「地域福祉計画」の方向性を踏まえ、連携して取り組みます。

また、二本松市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」に基づく地域福祉を総合的に推進するため、経営計画となる「発展・強化計画」を策定しています。

■計画の位置付け



6 社会福祉協議会について

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、1951（昭和26）年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県、市町村単位に一つずつ設置されてきました。

2000（平成12）年6月に社会福祉法が改正され、市町村社協は地域住民とともに住み良いまちづくりを進めていくことを目的として、同法109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められました。同法第4条では、地域での生活を総合的に支援するための「地域福祉の推進」が掲げられ、地域住民や福祉関係者等の自主的な地域福祉活動への参画による地域に根ざした福祉を進めていく上で、社会福祉協議会の役割が重要であることが明確にされました。

また、全国社会福祉協議会が「社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）」（2017（平成29）年5月改訂）をとりまとめ、今日の地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開が提示されたところです。

(2) 二本松市社会福祉協議会について

二本松市社会福祉協議会（以下「本社協」という。）は、2005（平成17）年12月1日に旧二本松市・安達町・岩代町・東和町が行政合併したことに伴い、4市町社会福祉協議会が合併し新しい法人を設立いたしました。

その後本社協では、2009（平成21）年度にスタートした「発展・強化計画」に基づき、安定した事業経営を目指し、組織改革を行いながら、様々な事業を展開してきました。また、2013（平成25）年度には、「第1次地域福祉活動計画」を策定し、市民や関係機関・団体と連携を図り、協働で地域の生活課題・福祉課題の解決を目指した活動を推進しています。

現在は、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの3ヵ年計画である第3次発展・強化計画に沿って、各種事業に取り組んでおり、その重点施策として、地域福祉事業においては、地域福祉活動計画の推進、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）の設置・運営支援、福祉教育の推進、ボランティアセンターの運営、各種相談事業、日常生活自立支援事業、資金貸付事業等の他、市より生活困窮者自立支援事業や市内7ヶ所の学童保育所事業等を受託し、市民生活に沿ったきめ細かな事業を推進しております。

介護保険事業については、居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業の4事業を運営し、サービスの質の向上に努めるとともに管理機能の強化と業務効率化の推進を図りながら安定した事業経営を目指しております。



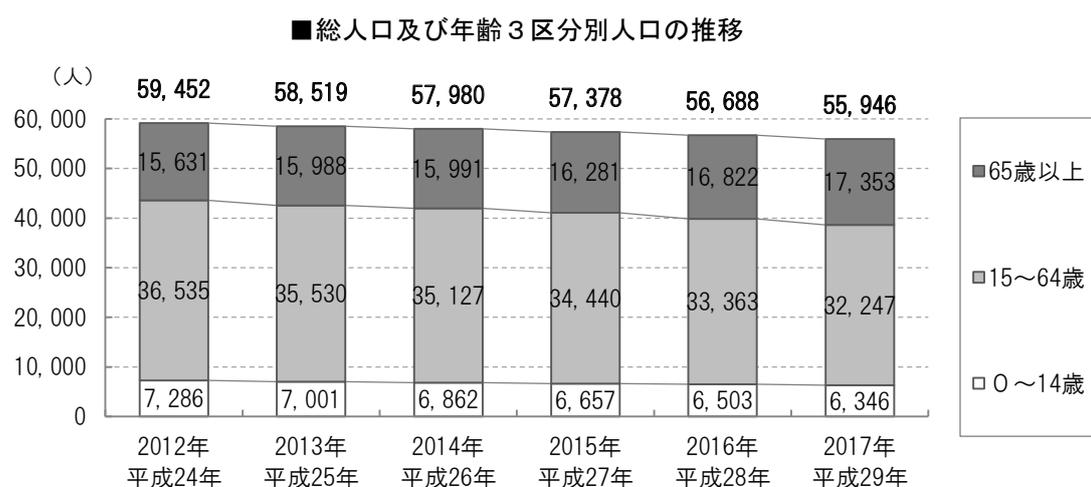
二本松市の地域福祉を 取り巻く現状

第2章 二本松市の地域福祉を取り巻く現状

1 統計から見る現状

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

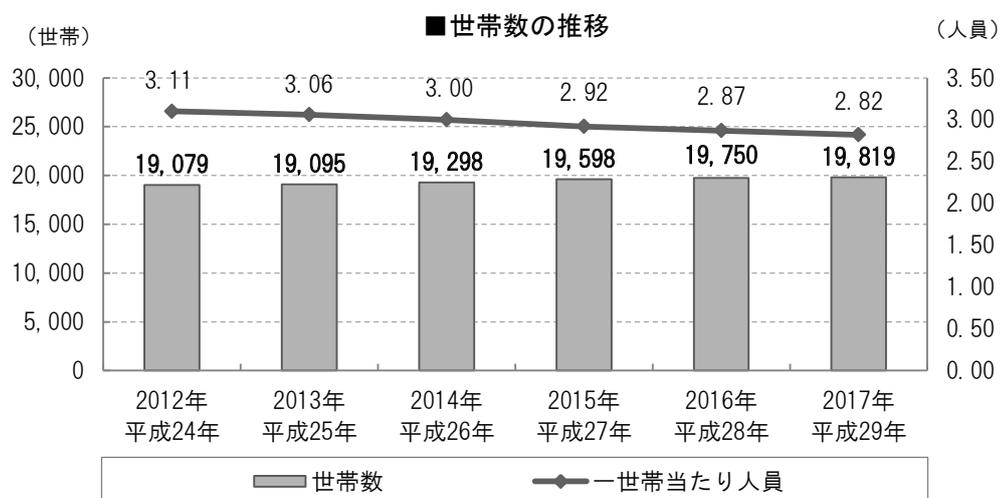
本市の総人口は2012（平成24）年以降、年々減少しています。同様に64歳以下の人口も減少している一方、65歳以上の高齢者は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯構成の推移

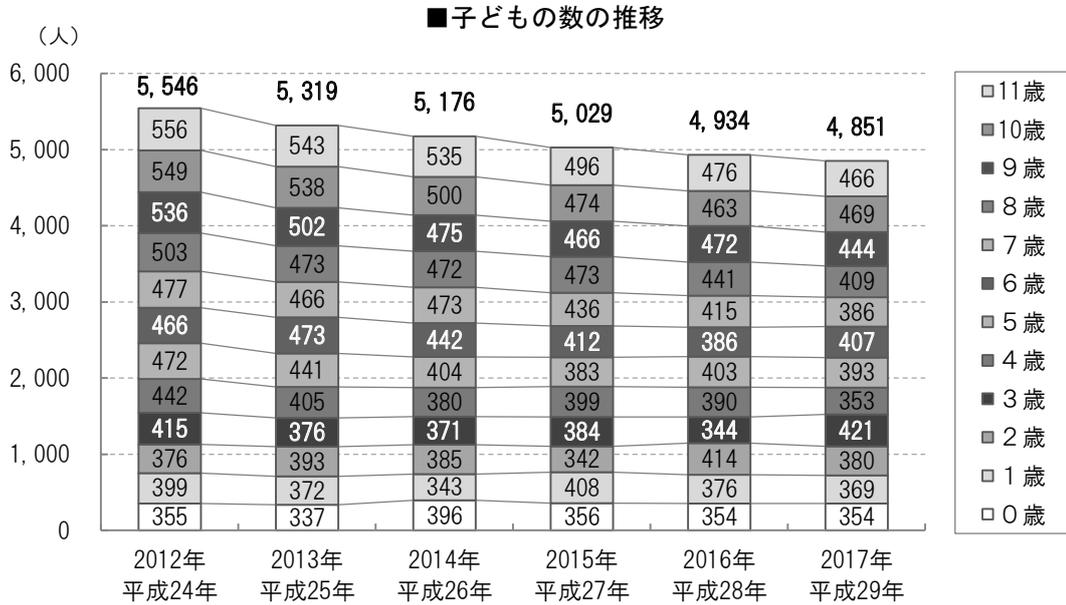
世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、2017（平成29）年では19,819世帯となっています。一方、一世帯あたり人員については、2012（平成24）年から2017（平成29）年にかけて0.29人減少しており、核家族化が緩やかに進んでいます。



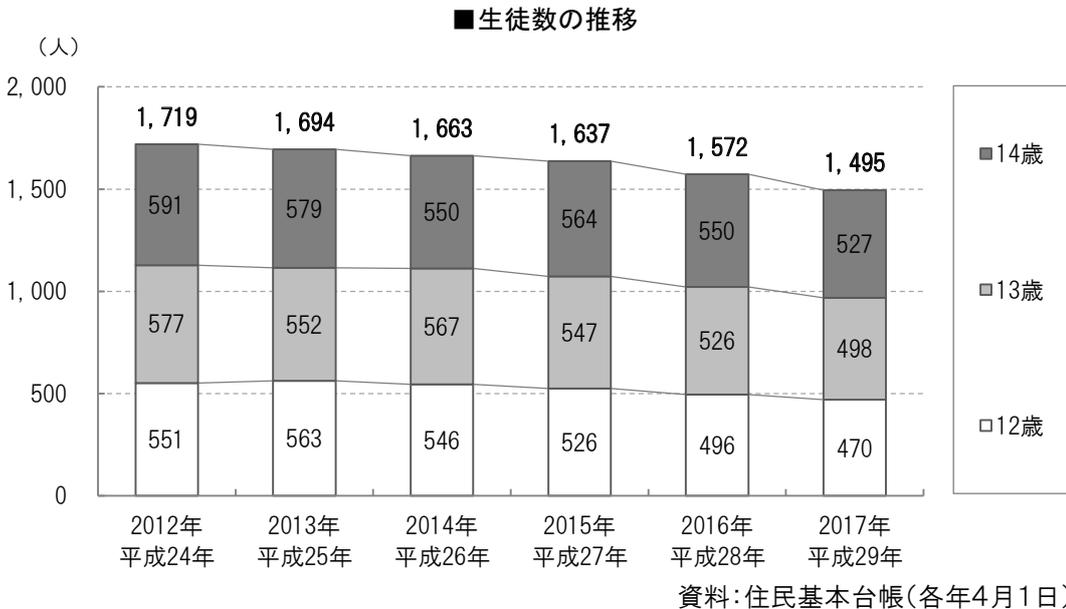
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 子どもの数の推移

子どもの数の推移をみると、本市の子どもの数は年々減少し、2012（平成24）年から2017（平成29）年までの5年間で695人（12.5%）減少しています。



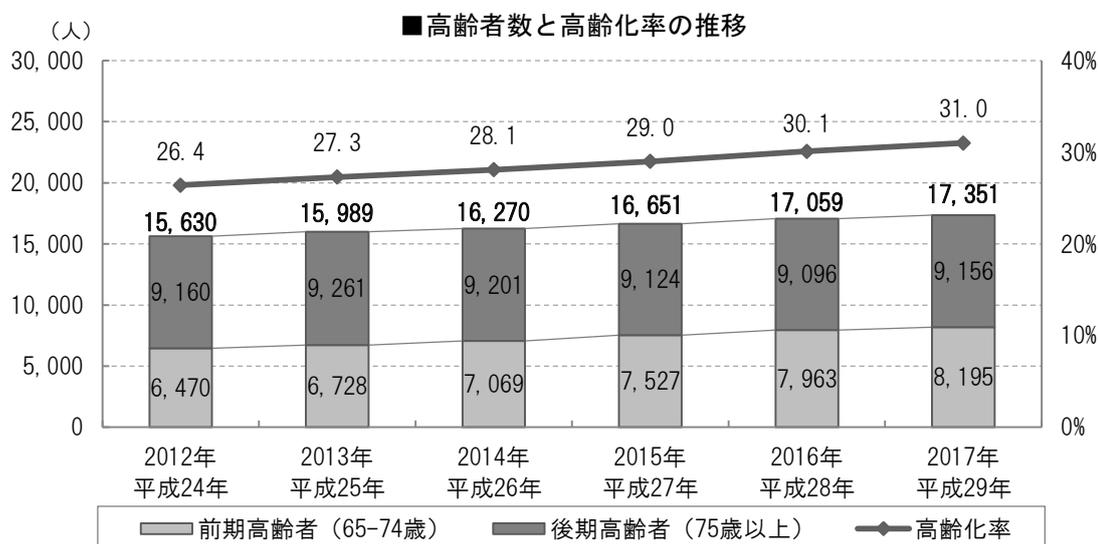
中学校の生徒数の推移をみると、本市の生徒数は年々減少し、2012（平成24）年から2017（平成29）年までの5年間で224人（13.0%）減少しています。



(4) 高齢者数と高齢化率の推移

本市高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者は2012（平成24）年から2017（平成29）年までの6年間で1,721人（11.0%）増加しています。

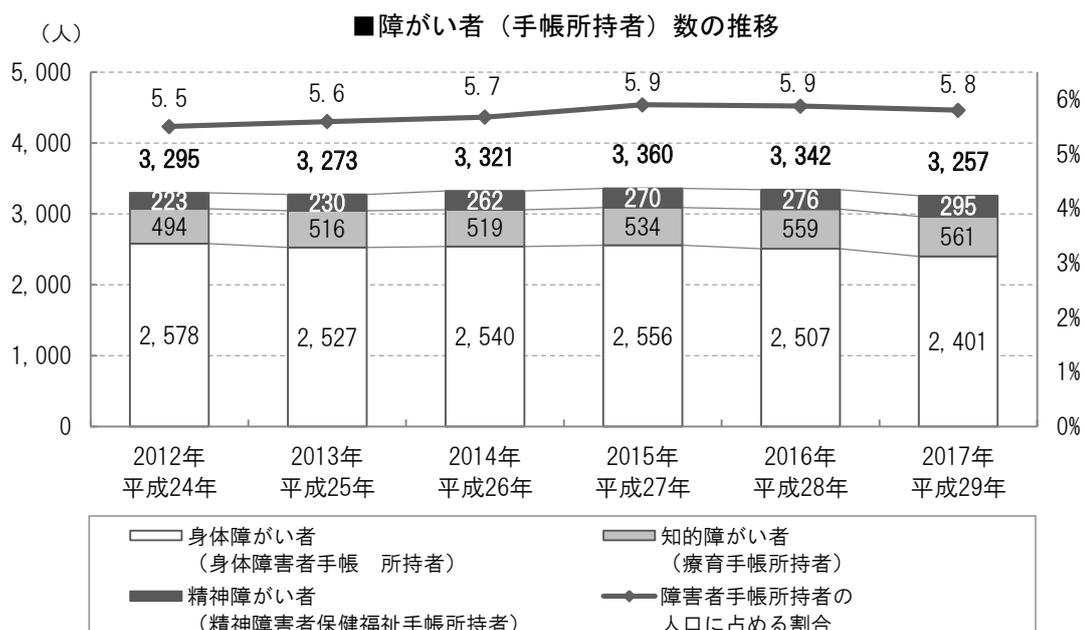
総人口に対する高齢化率は2012（平成24）年から4.6^{ポイント}上昇し、高齢化率が高くなっています。



資料: 住民基本台帳(各年10月1日現在)

(5) 障がい者（手帳所持者）数の推移

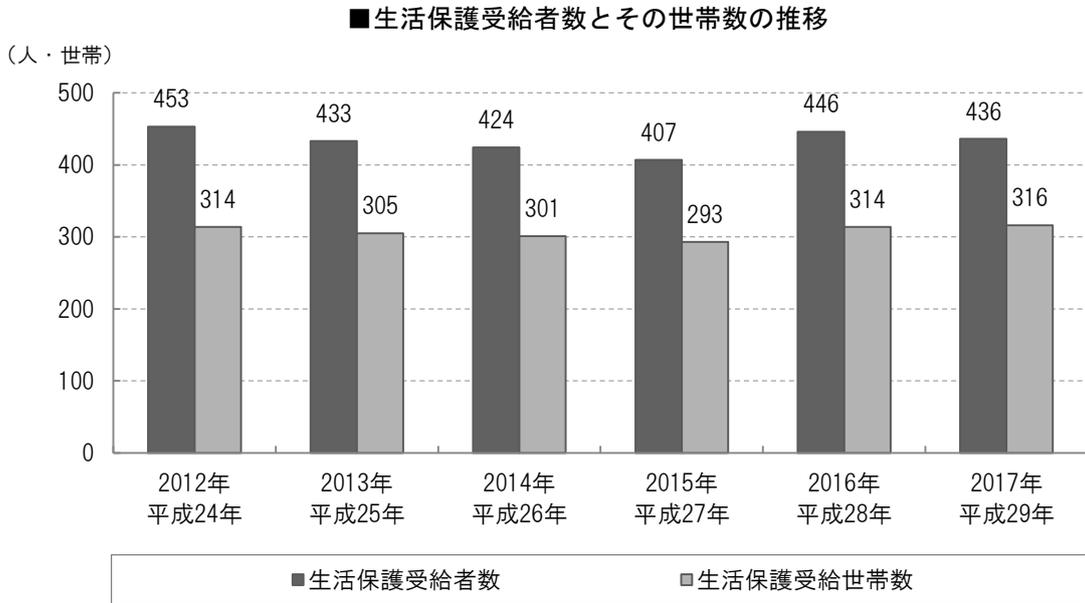
障がい者数（手帳所持者）と人口に占める割合の推移をみると、2016（平成28）年までの5年間はほぼ横ばいで推移しています。手帳種別で見ると、2012（平成24）年から2017（平成29）年までの6年間で、身体障がい者数（6.9%減）は微減であるものの、知的障がい者数（13.6%増）・精神障がい者数（32.3%増）は増加傾向にあります。



資料: 二本松市社会福祉の概況(各年3月31日現在)

(6) 生活保護受給者数とその世帯の推移

生活保護受給者数の推移をみると、減少傾向にあったものの、2016（平成28）年（446人）には2012（平成24）年（453人）と同程度まで増加しています。生活保護受給世帯でも同様の傾向が見られます。



資料：二本松市社会福祉の概況（各年3月31日）

(7) 成年後見制度利用者数の推移（市長申し立て分）

■成年後見制度利用者数の推移

単位：人

	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
成年後見制度利用者	—	—	—	2	2

資料：高齢福祉課、福祉課

(8) 地域福祉活動やボランティア、NPOの活動状況

本市の「民生委員数」「ボランティア団体数」「NPO法人数」は、ほぼ横ばいで推移しているものの、「ボランティア個人」は2014（平成26）年度までの増加傾向から一転して減少に転じ、2016（平成28）年度では、2012（平成24）年度と同程度まで減っています。

■地域福祉活動やボランティア、NPOの活動状況

単位：人・団体・法人

	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
民生委員数	143	143	141	141	141
ボランティア団体数	58	59	60	60	62
ボランティア個人	63	79	91	45	60
NPO法人数	17	18	19	23	23

資料：福祉課、企画財政課、二本松市社会福祉協議会

(9) 心配ごと相談所事業

心配ごと相談（一般相談）の件数は、2015（平成27）年度を除くと、ほぼ横ばいで推移しています。各種相談窓口が整備されたことが背景にあると捉えていますが、今後も動向に注視していきます。

■心配ごと相談所事業

単位：件

	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
相談所（一般相談）受付	—	10	11	5	9
窓口（職員）受付	—	27	28	61	23
計	23	37	39	66	32

資料：二本松市社会福祉協議会

(10) 資金貸付件数

個別支援業務を中心とした係を設置後、各種資金とも利用件数は増加傾向にあります。特に2016（平成28）年度より事業を開始した、緊急時対応を想定した「小口援助資金」は、利用要件が緩やかなこともあり、初年度から20件の利用がありました。

■資金貸付件数

単位:件

	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
生活福祉資金(県社協)	18	27	18	27	17
生活援助資金(本社協)	4	11	17	14	23
小口援助資金(本社協)	—	—	—	—	20

資料:二本松市社会福祉協議会

(11) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）実施状況

個別支援業務を中心とした係の設置以降、新規相談・契約者は年々着実に増加しています。

■日常生活自立支援事業（あんしんサポート）実施状況

単位:人

	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
新規契約者	0	2	8	12	9
実利用者(年度末登録者)	4	6	11	20	23

資料:二本松市社会福祉協議会

(12) 自立相談支援事業実施状況

2015（平成27）年度より施行された当事業は、相談者数・利用申込者数（プラン作成者数）及び就労等へつながった方の数が、一定の実績（国が示す目安値）を上げています。

■自立相談支援事業実施状況

単位:件・人

	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
新規相談受付件数	—	—	—	136	84
利用申込者(プラン作成者)	—	—	—	24	33
就労等へつながった方	—	—	—	8	18

資料:二本松市社会福祉協議会

(13) 緊急時食料品等給付事業（フードバンク活用）実施状況

2017（平成29）年3月10日より施行された当事業は、2017（平成29）年12月末時点において単身者世帯向けが38件、同居家族あり世帯向けが11件で、総利用延べ件数は49件の実績となっています。

■緊急時食品等給付事業実施状況（2017（平成29）年12月末現在）

単位：世帯・件

	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29.12月末)
単身者世帯	3	38
同居家族あり世帯	1	11
総利用延べ件数	4	49

資料：二本松市社会福祉協議会

(14) 共同募金の状況

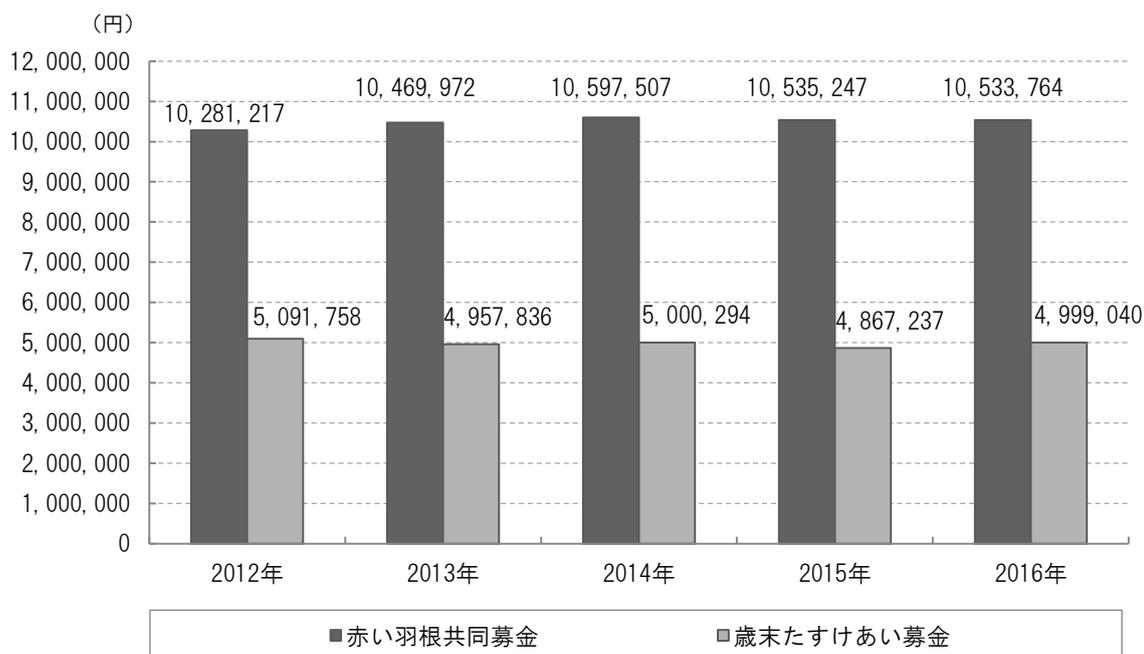
共同募金の状況については、赤い羽根共同募金が約1,050万円、歳末たすけあい募金が約500万円で推移しています。

■共同募金の状況

単位：円

	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
赤い羽根共同募金	10,281,217	10,469,972	10,597,507	10,535,247	10,533,764
歳末たすけあい募金	5,091,758	4,957,836	5,000,294	4,867,237	4,999,040

資料：二本松市社会福祉協議会



(15) 地区社協設置数

地区社協の設置数については、現在6地区で設立されています。今後、未設置の3地区（塩沢、岳下、石井）に対して地区住民への説明や地区懇談会、研修会等の開催を通じ、設置への意識づくりを促していきます。

■地区社協設置数

単位:件

	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
地区社協設置数	5	6	6	6	6

資料:二本松市社会福祉協議会

(16) ふれあいいきいきサロン設置数

ふれあいいきいきサロン設置数については、2012（平成24）年度から2015（平成27）年度までは50件台で推移してきましたが、2016（平成28）年度は二本松、安達、岩代、東和の各地区で設置数が増加し、合わせて60件となっています。

■ふれあいいきいきサロン設置数

単位:件

	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
二本松	7	8	6	6	8
安達	14	13	13	13	15
岩代	16	14	14	15	16
東和	17	16	17	19	21
計	54	51	50	53	60

資料:二本松市社会福祉協議会

2 第1次地域福祉活動計画（前計画）の評価等

本社協では、「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち 二本松」を地域の将来像とした、地域福祉を進めるための「第1次二本松市地域福祉活動計画」を策定し、これまで51の事業を推進してきました。

また、新たな計画の策定にあたっては、第1次計画で推進した事業を体系ごとに整理し、基本施策に対する今後の方向性を検討することにより、第1次計画の最終評価を行い2018（平成30）年度から始まる計画の基礎資料としました。

（1）第1次計画の計画期間と施策体系

この計画は、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までの5年間において4つの基本目標に基づき各種施策を推進してきました。その施策体系は、以下のとおりです。

基本目標1 地域を支える人づくり	基本施策1 地域福祉の意識づくり 基本施策2 地域福祉の担い手の育成
基本目標2 ふれあいの仕組みづくり	基本施策1 小地域福祉活動の推進 基本施策2 ボランティア活動の活性化
基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる 環境づくり	基本施策1 安全・安心な地域づくり 基本施策2 防災・防犯への対応の充実
基本目標4 サービスが適切に受けられる 体制づくり	基本施策1 相談・情報提供体制の整備 基本施策2 福祉サービス体制の整備・強化

基本目標 1 地域を支える人づくり

基本施策 1 地域福祉の意識づくり

地域福祉を推進するにあたり市民の協力は不可欠であるため、市民に対し広く福祉活動の意義や重要性の周知、意識啓発を行いました。

(1) 市民への福祉意識の醸成	
具体的事業	<p>事業 1 二本松市福祉イベントの開催 2015（平成27）年度に二本松市社協合併10周年記念イベントとして実施しました。（表彰及び記念講演）</p> <p>事業 2 地区懇談会の開催 計画の策定にあたりニーズ把握を目的に2012（平成24）年度に初めて地区毎の懇談会を開催しました。以降、毎年9地区において年1回開催しました。</p> <p>事業 3 地域福祉活動研修会の開催 本社協では、地域における支え合いの意識を持っていただくための研修として講師依頼により年1回開催しました。地区社協でも、同様の研修会や学習会を実施している地区もあります。</p>
○効果 ●課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇談会や研修会は年1回の開催ですが、地域で活動する団体等が集まり話し合いの場を持つことで、課題の共有や繋がりが出来ています。また、地域で支え合うことの大切さの意識付けにも繋がっています。 ● 地区により意識に温度差があることや、参加者の固定化が課題となっています。 ● 今後の懇談会については、課題把握の段階から解決に向けた取組へ進めることが必要となります。



地区懇談会



地域福祉活動研修会

(2) 子どもたちの福祉意識の醸成	
具体的事業	<p>事業4 福祉教育指定校事業</p> <p>市内の小・中学校、高校を対象に、福祉教育への取組を行う学校を指定し、助成金交付による活動支援を行った。広く助成の機会が与えられるよう2016（平成28）年度に要綱の改正を行い、活動内容による指定年限の短縮等を行いました。</p> <p>事業5 サマーショートボランティアスクールの開催</p> <p>市内の高校生を対象に、希望により夏休み期間を利用して市内福祉施設等で2日間のボランティア活動体験を実施しました。（事前・事後研修あり計4日間）</p> <p>事業6 福祉教育推進者セミナーの開催</p> <p>市内の小・中学校、高校の教諭を対象に、福祉教育に取り組むための情報提供や地域の団体等を交えた情報交換を行いました。</p>
○効果 ●課題	<p>○ 学校における福祉教育推進のための支援ができました。サマーショートボランティアスクールでは、参加をきっかけにボランティア登録する学生もおり活動に繋がっています。</p> <p>○ 市内の様々な福祉施設の協力が得られることでボランティア活動の選択の幅が広がるだけでなく、施設側も活動を知ってもらう機会になる等のメリットにもなっています。</p> <p>● 地域資源を活用しながら、学校と連携して子どもたちから福祉に対する意識づけをしていくことが必要です。</p>



<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、研修会や地区毎の懇談会を重ねてきたことで、自分の住む地域の課題を住民同士で考え話し合う機会を持てたことは、地域福祉の意識付けに繋がりました。第2次活動計画の作成にあたり地区毎に福祉課題とその解決に向けた目標を掲げることができ、今後はその目標に従い課題解決への具体的な取組を推進します。 ・学校での福祉活動の取組に対して財政的支援や情報提供、福祉体験の機会の提供を行うなど、子ども達の福祉の心を育てるため学校と連携した取組を行うことができました。今後も、学校における福祉教育を推進しながら、子ども達の福祉意識の醸成を図ります。
--

基本施策 2 地域福祉の担い手の育成

福祉活動を担う人材を増やすため、福祉教育や人材育成に取り組みます。

(1) 生涯を通じた福祉教育の推進	
具体的事業	<p>事業7 市民ボランティアの開催</p> <p>2013(平成25)年度はボランティアの基礎講座を実施。2014(平成26)年度以降においても需要の多い傾聴ボランティア講座を継続して開催しています。</p> <p>事業8 企業団体向け福祉教育出前講座の実施</p> <p>事業9 小・中・高校生向け福祉教育出前講座の実施</p> <p>団体や学校からの依頼により出前講座を行いました。特に学校への出前講座は2010(平成22)年度から実施しており、講座内容によってはボランティア団体等の社会資源を活用しながら講師を依頼しました。その他、市が毎年開催する介護サポーター養成講座への講師の派遣をするなどとして実施しました。</p>
○効果 ●課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傾聴ボランティア講座終了後は、被災者支援サロン等での活動協力のほか、2016(平成28)年度には受講者によるボランティア団体を立上げ、福祉施設等での活動に繋がっています。 ● 今後傾聴は個人の需要も見込まれますが、それには更なる技術の向上やボランティアに対するフォローが求められます。 ● 出前講座は、福祉教育推進者セミナー等でのPR効果もあって認識され定着してきており、学校によっては毎年授業に組み入れているところもあります。団体等からの依頼にも対応していますが、出前講座を広げていくためには講座のメニュー化や講師の確保等、派遣体制を整える必要があります。



福祉教育出前講座



市民ボランティア講座

(2) 活動主体の発掘・育成	
具体的事業	<p>事業 10 ボランティア登録制度の充実</p> <p>2010（平成22）年度から専任ボランティアコーディネーターを設置し、個人・団体の登録書類の改正や情報開示の同意を取るなど整備を進めながら、多様化するボランティアニーズに備えて登録制度を推進しました。</p> <p>事業 11 地区単位のボランティア講座</p> <p>本社協が小地域福祉活動の拠点として設置支援を行う地区社協等が、福祉人材の育成等を行うことを目的にボランティア講座を開催する際の企画内容の相談対応等の支援を行いました。</p>
○効果	<p>○ ボランティア登録制度の充実により、活動団体の把握とボランティアニーズに即したコーディネート業務が容易となりました。</p> <p>○ 地区社協が行う養成講座では、事業展開に沿った人材の育成に繋がっています。</p>



今後の方向性

- 講座の開催が人材の発掘や育成に繋がっています。ボランティア講座という捉え方だけではなく、地域を支える人づくりを目指し、福祉活動の担い手となれるような講座等を提案しながら実施します。

基本目標 2 ふれあいの仕組みづくり

基本施策 1 小地域福祉活動の推進

地域の交流を深め、地域の支え合い力を高めるために、地区社協を中心とした地域福祉活動を展開していきます。

(1) 福祉のまちづくりの推進	
具体的事業	<p>事業 12 地域福祉活動の拠点整備・確保 これまでに具体的な要望や相談等はないものの、拠点確保のためには行政等との連携が必要になります。</p> <p>事業 13 地区社協説明会の開催</p> <p>事業 14 地区社協活動への支援体制の充実</p> <p>事業 15 地区社協連絡会の設立</p> <p>事業 16 地区社協事業の推進</p> <p>現在6つの地区社協が設立されています。安達・岩代・東和地区社協については本社協職員が事務局を担い、二本松をはじめ3つの地区社協においては住民センターが事務局となって活動を支えています。本社協は要請に応じた支援を行うとともに、活動財源については、助成金交付により財政的な支援をしました。</p> <p>一方、未設置地区に対しては、説明や地区懇談、研修会等を開催しながら設置への意識づくりを促しています。</p>
○効果 ●課題	<p>○ 地区社協が設置されたことで、自分の住む地域の課題や地域のために出来ることを改めて考える機会となりました。本社協からの助成金により様々な事業も展開できています。</p> <p>● 今後は、組織の中心となって事務局を担える人材の発掘と育成が必要であるため、本社協は住民がより主体的に活動を展開していけるよう支援します。</p> <p>● 未設置地区については、引き続き地区住民や事務局を担うこととなる住民センターとの協議を重ね、理解を得ながら設置に向けた支援を行います。</p>



地区社協の活動



ふれあいいきいきサロン

(2) 世代間交流の促進	
具体的事業	<p>事業 17 ふれあい子どもまつりの実施</p> <p>事業 18 多世代の参加による地域間交流事業の実施 地区社協や民児協が中心となり、子どもまつりや住民の交流事業等を企画・開催している地区もあります。 ※子どもまつり（安達・岩代）、福祉センターまつり（二本松）等</p> <p>事業 19 ふれあい・いきいきサロン設置運営の推進 本社協や地区社協が中心となってモデルサロンや研修会等の開催により設置推進に努めました。設立相談に対しては、説明会や設立までの支援を行いました。また、地区毎に年1回サロン同士の情報交換の場も設けており、東和地区社協ではサロン設置を重点活動として推進しています。 2016（平成28）年度末のサロン設置数…二本松8団体、安達15団体、岩代16団体、東和21団体 計60団体</p>
○効果 ●課題	<p>○ 住民交流の場が作られ多世代が交流できる機会が得られました。いきいきサロン活動は交流に加え居場所づくりや安否確認にも繋がっています。</p> <p>● 現在、サロン活動は全て高齢者が対象ですが、会員の高齢化により活動を休止しているサロンもあるため、活動を支える人材の育成が必要です。</p>



<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協活動をはじめ、地域のいきいきサロンや団体活動等を支援しながら地域の中での交流の機会が増えるよう、小地域活動の活性化を推進します。
--

基本施策2 ボランティア活動の活性化

地域で活動するボランティア団体の活動の情報把握、需給調整や活動に対する支援を行っていきます。

(1) ボランティア活動の促進	
具体的事業	<p>事業 20 ボランティアセンターの運営・充実 事業 21 ボランティアコーディネーターの育成・配置 事業 22 ボランティアに関する情報収集、啓発活動</p> <p>2010（平成22）年度から専任ボランティアコーディネーターを設置し、書類整備や出前講座も新たに加えました。その後もコーディネート業務をはじめボランティアに関する業務全般を行っています。</p> <p>事業 23 ボランティア交流会の実施</p> <p>ボランティア活動保険の掛金の一部を助成していた財源を事業活動に振替え、準備期間を経て2015（平成27）年度からボランティア連絡会との協働による交流会事業を開催しています。</p>
○効果	<p>○ ボランティアセンターに専任者を置くことで、センター機能の充実が図られ、ボランティアニーズに対するよりきめ細かな対応やコーディネート、活動者への支援が可能となりました。また、交流会の実施によって他団体の活動や情報を知る機会にもなり、ボランティア同士の横の繋がりもできるようになりました。</p>



団体ヒアリング



ボランティア交流会

(2) 各種団体の連携体制の強化	
具体的事業	<p>事業 24 ボランティア連絡会の開催</p> <p>市内のボランティア登録団体同士の情報交換や連携を図ることを目的に、「二本松市ボランティア連絡会」を組織し、年1回の会議を開催しました。</p> <p>事業 25 団体ヒアリングの継続的な実施</p> <p>地域福祉活動計画の策定をきっかけとして、福祉分野（子ども・高齢者・障がい者支援）に携わる団体・関係機関等の代表者が集まり、福祉課題の共有や情報交換、互いの活動理解と連携強化を図ることを目的に実施しました。</p>
○効果 ●課題	<p>○ 地区毎に開催する連絡会は、内容が形骸化しており伝達事項等が中心となっていました。その役員が中心となりボランティア交流会を企画・実施することで、ボランティア同士の交流が図れるようになっていきます。</p> <p>○ 団体ヒアリングは、年1回程度の開催ではありますが、関係団体が集まり話し合いの場を持つことにより、他団体の活動を知ることによって課題共有が図られました。</p>



今後の方向性

- ・ボランティアの担い手を育成するとともに、ボランティア活動が活発に行われるよう必要な情報の提供やコーディネート業務の促進を図ります。また、活動者同士が繋がりを持つことで、ボランティア活動に対する意欲の維持や継続性を図ります。

基本目標 3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

基本施策 1 安全・安心な地域づくり

地域で誰もが安全に、また安心して生活することができるよう、地域住民同士が主体となった見守り活動や権利擁護に関する理解の促進を図っていきます。

(1) 見守り活動の推進	
具体的事業	<p>事業 26 日常的な見守り活動の推進 毎年、災害時要援護者避難支援台帳が行政区長や民生委員へ配付され、民生委員による定期的な見守りを行うほか、近隣による見守り活動を行っている地域もあります。</p> <p>事業 27 ふれあい訪問事業の実施</p> <p>事業 28 安否確認事業の実施 地区社協が設置されている地区では、弁当配達や地縁団体との協働による安否確認や見守り訪問を行っています。 災害時要援護者名簿に基づく訪問活動の中で、フォーマルサービスに加え、地区社協や本社協関連の相談事業や権利擁護事業、インフォーマルサービス（いきいきサロン等）の案内を行い、利用支援の促進に努めました。 東和地区では、サロンの場を住民ニーズ把握や状況変化の察知の機会と捉え、安否確認の充実に努めました。</p>
○効果 ●課題	<p>○ 災害時要援護者避難支援台帳が配布されることで、見守りの必要性の意識づけに繋がっています。また、見守りを行っている地域では、日常的な関係づくりができています。</p> <p>● 制度の同意を得られないために、名簿記載されない方の把握と見守り方法が課題となります。</p> <p>● 異変を察知した場合の連携の仕組みづくりが必要です。</p> <p>① 要援護者とその家族へもインフォーマルサービス等の情報提供ができ、問い合わせもあり活用に繋がりました。</p> <p>② 小地域福祉活動（地区社協活動等）を活かし、SOS発信できない人等を地域で発見できる仕組みをつくる必要があります。（その他）</p>

(2) 権利擁護事業等の推進	
<p>具体的事業</p>	<p>事業 29 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の推進</p> <p>あんしんサポート契約後においても、ケース会議等へ積極的に参加し、利用者処遇の改善に向けて情報共有と意見交換を行いました。</p> <p>また、事業周知・啓発を目的に、市内居宅介護支援事業所連絡協議会や民協定例会等の席上で事業説明とともに、現状と課題等についても報告しました。</p> <p>事業 30 権利擁護に関する事業の周知・啓発</p> <p>連続的かつ一体的な権利擁護支援の必要性については、居宅介護支援事業所連絡協議会や民協定例会等の席上において現状と課題報告の中で紹介し理解を求めました。福祉・保健行政関係者を構成員とする生活支援調整会議においては体制整備の提言をし、継続して協議を行っています。</p>
<p>○効果</p> <p>●課題</p>	<p>○ 日常生活自立支援事業では、本事業の関係機関での認知・理解も進んだと考えられ、「実利用者」は、2012（平成24）年度末4件から2016（平成28）年度末23件、「新規契約者」は、2012（平成24）年度0件から2016（平成28）年度9件と短期間に大幅に伸びています。</p> <p>① 困難ケース会議で他機関との関係性が深まり、チーム支援が徐々に実現しています。</p> <p>② 「生活支援員連絡会」（2015（平成27）年度～新規事業）が有意義な意見交換と、貴重な情報交換の場として機能しています。</p> <p>③ 事業利用者急増の状況を踏まえ、支援開始に至るまでのスピーディーな対応とともに、利用者の状態低下に際しての、スムーズな成年後見制度移行支援が求められます。</p> <p>※ 県社協において、生保受給者以外の利用者への利用料減免制度（所得割）が検討されています。</p> <p>● 一体的な権利擁護支援の体制整備について、既実施自治体の情報収集を行うとともに、福祉・保健行政の関係者との会議（支援調整会議）で提言し、その必要性について一定の理解を得ることができました。今後、更なる具体的な協議・準備に向けた場を設定する必要があります。</p>



今後の方向性

- 見守り活動は小地域でこそ出来るものであり、地区社協が設置されている地区では何らかの形で見守り活動やそれに類似した活動が行われています。日頃からの住民同士の顔の見える関係作りが安心して生活できる環境に繋がるため、地区社協や行政区等が中心となって安全・安心な地域づくりを推進します。
- 一体的な権利擁護支援体制整備（権利擁護センター等）に向けては、行政と連携を図り、今後一層具体的な取組を行います。また、法人後見受任についても検討をしていきます。

基本施策2 防災・防犯への対応の充実

災害時・緊急時に平常時から備えるとともに、災害時・緊急時には住民同士が助け合えるような仕組み・関係を構築します。

(1) 災害時・緊急時に機能できる仕組みづくり	
具体的事業	<p>事業31 災害時要援護者避難支援制度との連携・協働</p> <p>災害をテーマにした研修や懇談会を開催する中で、防災計画や災害時要援護者避難支援制度、福祉救援ボランティアマニュアルの周知を合わせて行いました。また日頃から災害への備えの意識付けとして本社協が実施していた「非常時持出袋」の配付を制度と連携させるなどして制度の啓蒙を図りました。</p> <p>事業32 福祉救援ボランティア連絡会議の開催</p> <p>市生活環境課や地区社協、当事者団体等をメンバーに福祉救援ボランティア連絡会議を開催し、情報交換等を行いました。また、会議で意見等を参考に「福祉救援ボランティアマニュアル」を作成しました。</p>
○効果 ●課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員と本社協や行政が連携し、避難者支援制度の啓蒙を図ることで地域における安心・安全の取組に繋がりました。 ● 支援者がいない、登録者以外は情報が得られず見守りが難しいなどの課題もあるため、今後も制度への理解や啓蒙を図りながら、地域内で顔が見える関係づくりを進めることも必要となります。 ● 福祉救援ボランティア連絡会議では、意見交換はあるものの、福祉救援体制整備における具体的な協議には至っていません。
(2) 災害時におけるボランティア活動の強化	
具体的事業	<p>事業33 災害時におけるボランティア活動の強化</p> <p>事業34 福祉救援ボランティア講座の開催</p> <p>東日本大震災における課題を振り返り、2013（平成25）年度から災害時におけるボランティアマニュアル作成の準備を始め2015（平成27）年度に全戸配布しました。その後も懇談会や講座等の場で市の制度周知とともにマニュアルの周知や平常時からの住民主体の見守り活動の意識づけを行いました。</p>
○効果 ●課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉救援ボランティアマニュアルを作成し、懇談の場などで市の制度とあわせて周知を図ったことにより、災害時だけでなく平常時の見守りの必要性についての意識づけにも繋がりました。 ● マニュアルは全戸配布したものの、それだけでは効果が薄いことから、今後も継続して懇談会や講座等の機会に配布と啓蒙を行います。



今後の方向性

- 日頃からの住民同士の交流が災害時のスムーズな対応に繋がることから、市の「災害時要援護者避難支援制度」と連携しながら地域での見守り活動を推進します。
- 万が一の災害に備え、特に要援護者を中心とした被災者に対する安否確認活動や生活支援活動など、福祉分野のボランティア活動が円滑に行われるよう関係機関等との情報交換や役割分担の確認を行い、支援体制を整備します。

基本目標4 サービスが適切に受けられる体制づくり

基本施策1 相談・情報提供体制の整備

地域の中で誰もが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、相談活動や情報提供の充実を図ります。

(1) 相談機能の充実	
具体的事業	<p>事業35 心配ごと相談所の機能強化</p> <p>各地区に月1回の相談所を継続して開設しました。(必要に応じ相談者が来談できない場合は出張相談に応じました。)</p> <p>他の専門相談窓口の整備が充実されていることもあり、特に開設相談所に寄せられる件数は減少傾向にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談援助技術向上を目的に年1回の民生委員等対象の「心配ごと相談員研修会」を開催しました。 広報誌で相談所開設日程等を周知しました。 <p>事業36 専門相談機能の強化</p> <p>2013(平成25)年度より災害特例法に基づく「法テラス二本松」設置により、本社協主催の無料法律相談(専門相談)を休止しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> (障がい者)相談支援事業所、市保健師、地域包括、福祉課等と困難ケース対応時に必要に応じて連携しています。
○効果 ●課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心配ごと相談における職員対応件数は増加しており、他機関を交えたケース会議開催に至る案件も増えました。また、2015(平成27)年度開始した「自立相談支援機関(生活相談センター)」に繋ぎ効果的な支援に結びついたケースもあります。 ○ ケース会議を持つことで保健・福祉行政機関とは顔の見える関係が築けてきています。 ● 心配ごと相談所の運営体制について検証を行い、当面は現行で進めていくこととしましたが、引き続き時勢に合った体制がとれるよう配慮します。 ● 法テラス二本松の撤退後の体制を検討する必要があります。受け皿として専門相談再開に向けた準備が必要となります。 ● 相談事業全般について地域包括ケアシステムとの連携の在り方についてを検討する必要があります。

(2) 情報提供機能の充実	
具体的事業	<p>事業 37 広報誌「にほんまつ社協だより」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌「にほんまつ社協だより」を年6回継続発行しました。 ・ 幅広い読者層の拡大を目的に、「プレゼント応募コーナー」を設け、読者の反応や感想を得られるよう試みました。 ・ 事業報告だけでなく、他機関窓口の紹介や、市民目線で知りたい情報を掲載するよう配慮しました。 <p>事業 38 ホームページの効果的な運用</p> <p>更新作業の手続きを整理・明確化し、タイムリーな情報提供ができるよう改善しました(2013(平成25)年度・3回→2016(平成28)年度9回)。更に閲覧しやすくするため、情報の整理に努めました。</p> <p>事業 39 社協ガイドブック作成、各種事業・講座等のお知らせの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「社協ガイドブック」改訂版(第3回目)を発行しました。 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区社協独自で広報誌を発行している地区もあります。 ・ 安達在宅介護支援センター(本社協において市から受託)で独自にサービス案内チラシを作成し、配布しました。 <p>※安達在宅介護支援センターは、2016(平成28)年度に事業を終了し、2017(平成29)年度より安達地域包括支援センターに業務を移管している。</p> <p>事業 40 福祉サービス事業説明の実施</p> <p>安達在宅介護支援センターや地域包括支援センターでは、民協定例会やふれあいいいききサロンにおいて事業説明や福祉サービス内容説明の機会を持ちました。</p>
○効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①プレゼント応募コーナーをつかったことで、読者の反応を得られるようになり(感想を誌面で紹介)、またプレゼント提供施設(就労継続B型事業所等)のPRにも貢献できました。今後もコーナーの一層の充実を図ります。 ②積極的に現場取材し、参加者の声や、現場の雰囲気や伝えられるようになったと思います。更に幅広い年代層に、福祉への関心を持ってもらえるよう、誌面の一層工夫に努めます。 ○ 社協ガイドブックについては、本社協、地区社協活動への関心、理解を得るために最新版(第3改訂版)を発行し効果的に活用しています。 ○ 福祉サービス事業説明の機会を持つことで市内のフォーマル、インフォーマルサービスを理解いただくため一定の効果はありました。 ○ 上記について今後も機会を捉えて説明機会を持つ必要があります。



今後の方向性

- 心配ごと相談事業では、相談援助者としての倫理遵守に努め、引き続き効果的な周知方法を検討するとともに、開催会場及び回数の妥当性を検証していきます。
- 専門相談に関しては、「法テラス出張所」設置期間延長に関する情勢（災害特例法の更なる改正の審議）を見極めて、迅速に対応します。
- 広報誌の発行では、読者の声や地域で活躍している方の紹介、またコラムや漫画を掲載したりして、親しみのある誌面づくりに努めます。さらに読者反応を得ることを目的に「読者モニター」募集も検討します。
- ホームページの効果的な運用のためページ構成自体見やすくしたり、こまめな更新に努めていきます。さらに福祉情報をより得やすくするため、社協だけでなく、市や県等のリンクを付けることも効果的です。また、市のホームページに社協へのリンクを貼ることも検討する必要があります。
※HPへの広告募集も検討します。
- 福祉サービス事業説明に関しては、いきいきサロンや当事者団体の会合等へも積極的に参加して、事業周知に努める必要があります。

基本施策2 福祉サービス体制の整備・強化

適切な福祉サービスを安定的に提供する体制づくりを進め、福祉サービスの機能強化につなげます。また、制度の狭間にある生活困窮者等への支援を強化します。

(1) 福祉サービスの提供体制づくりの強化	
具体的事業	<p>事業 41 住民アンケートの実施 地域福祉活動計画策定にあたっては、住民アンケートを実施し市民の意識調査を行いました。</p> <p>事業 42 小地域見守り会議の開催 地区社協では役員会等の会議において、見守りや安否確認のための事業検討を行っています。</p> <p>事業 43 地域福祉推進委員会の設置 地域福祉活動計画の進行管理を行うための地域福祉推進委員会を開催し、活動状況の中間報告を行いながら意見をいただきました。</p> <p>事業 44 民生児童委員協議会での意見・情報交換の実施 民生児童委員協議会の定例会では、日頃の活動上の悩みや困難事例への対応等について委員同士の情報交換の機会を設けました。また方部毎に研修を企画し委員の自己研鑽に努めました。</p>
○効果	<p>○ アンケートや懇談会、団体ヒアリング等を行ったことで住民の福祉意識や課題の把握ができました。地域福祉推進委員会の設置により様々な立場の方から計画についての意見を聞くことができました。</p> <p>○ 民生委員協議会の定例会では、方部毎に研修を企画し自己研鑽を進めている他、情報交換の時間を設けたことで、定例会自体が行政や社協からの伝達事項のみに終わらず委員からの意見や質問が出やすくなりました。2017（平成29）年度から各地域包括支援センター職員も定例会に加わったことで更に連携がとり易くなりました。</p>

(2) 福祉サービスの機能強化	
具体的事業	<p>事業 45 介護者同士による交流事業 日々、在宅で介護をする介護者を日帰りで温泉施設に招待し、介護者同士の交流や心身のリフレッシュを図りました。</p> <p>事業 46 社協あったかサービス事業 介護保険では賅えない部分については、介護者や当事者の負担軽減のための有料のサービスを行いました。</p> <p>事業 47 移送サービス車貸与事業</p> <p>事業 48 生活用具貸与事業 在宅の要支援者のための福祉用具や、移送のための車両の貸出を行いました。</p> <p>事業 49 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の検討 (二本松市共同募金推進計画の策定) 効果的な募金運動と配分内容の検討・見直しを図るため、2015(平成27)年3月に二本松市共同募金推進計画を策定し推進体制の整備を進めました。</p>
●課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 本社協の各種福祉サービス事業を展開することにより、住民が必要とする支援が受けられています。今後も福祉ニーズに即して、他機関・団体等と連携や役割分担しながら実施すべき福祉サービスを検討していく必要があります。 ● 共同募金運動については、募金方法やその配分についての課題を解決するための検討を行っています。募金、配分とも様々な方々の関わりで実施されているため、理解を得ながら時勢にあったものに改善していく必要があります。

(3) 生活困窮世帯等への支援	
具体的事業	<p>事業 50 低所得世帯への資金貸付事業</p> <p>貸付相談事例の傾向を踏まえ、「生活福祉資金等貸付調査委員会」等においては、要支援者のニーズに則した緊急かつ効果的な支援策について協議を重ね、生活援助資金貸付規程の一部改正とともに、要件を緩和し、緊急を要する場合に人道的観点から食糧等の確保に必要な貸付を行える、新制度『小口援助資金貸付』を創設、2015（平成27）年度より施行しました。さらに、それを補完するため、フードバンクシステムを活用した現物給付型の「緊急時食料品等給付事業」を2017（平成29）年3月に創設しました。</p> <p>事業 51 生活課題をかかえる世帯への担当者会議の開催</p> <p>債権管理に関しては、計画的な訪問指導（面接）を実施したことにより、困難ケースの定期的な状況把握と償還促進に一定の効果がありました。また、従来の「生活福祉資金等貸付調査委員会」に代わり、生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援事業」支援調整会議にその役割を移行したことで、更に自立支援の視点で世帯の複合的課題の解決に向けた効果的支援が可能となりました。</p>
○効果 ●課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに創設した緊急的な支援策はいずれの制度も大きな効果をもたらしており、今後も引き続き評価を加えていきます。 なお、生活困窮者自立支援制度施行後は、生活福祉資金貸付制度との綿密な連携が求められています。 ○ 生活課題を抱える世帯に対しては、保健・福祉行政の担当者で構成される「自立相談支援事業」支援調整会議において、世帯の複合的課題の解決に向けた効果的支援に関する協議、協働が可能となりました。 ● 自立相談支援事業を展開するにあたり、体験的・中間的な就労の場（「体験的就労要綱」2016（平成28）年4月創設）、それに準ずる受け皿整備が必要であり、行政及び民間事業所の理解を求め、連携を一層深めていく必要があります。



今後の方向性

- 社会情勢や環境の変化に合わせ福祉ニーズに即したサービス事業を展開し、必要なサービスが提供される体制づくりを進めます。
- 民生委員へ各種福祉サービス事業の周知を図り、支援が必要な住民への情報が届くようにします。
- 共同募金運動の配分は、必要なところに広く活用できるよう見直しを行います。募金活動もその趣旨や用途の周知に努め、募金者が理解したうえで協力出来るよう工夫します。
- 低所得者世帯の支援では、貸付事業を補完する「緊急時食料品等給付事業」の体制充実を図ります。(地元フードバンク実施体との連携、個人寄付活用～フードドライブ)。
- 生活課題を抱える世帯への担当者会議については、地域包括ケアシステムとの連携の在り方を検討します。

3 地域福祉をめぐる主な課題

(1)「基本目標 1 地域を支える人づくり」の課題等

◆二本松市の現状

- ・ 少子高齢や人口減少社会の進行などにより地域課題が多様化する中、地域での交流が減少し、人と人とのつながりが弱くなりつつあり、日常生活で支援が必要な人との関わり方や地域の困りごとに無関心な人が増えている状況にあります。

◆1次計画評価より

- ・ 市内9地区において、福祉課題とその解決に向けた目標となる「地区別計画」を策定することができたので、その目標に従い課題解決への具体的な取組を推進します。
- ・ 学校における福祉教育を推進しながら、子ども達の福祉意識の醸成を図ります。

◆地区懇談会より

- ・ 近所づきあいの希薄化や挨拶が少なくなった、という意見が挙げられています。
- ・ 自治体に未加入の世帯の増加や役員のなり手がいないことが挙げられています。

◆団体アンケート・ヒアリングより

- ・ 認知症、障がい者、子育てで悩んでいる方、地域で孤立している方などの理解が進んでいない事から交流の機会（当事者を含めた福祉教育）を地域で進めることにより、「自分ごと」として、相手の立場を理解し課題解決に向けともに支え合う地域づくりを行っていく必要があります。
- ・ 事業所・団体の活動において、積極的にボランティアや職場体験の学生、社会人を積極的に受け入れ理解を進めていく必要があります。
- ・ 町内会や地区社協など地域団体の多世代交流イベントの参加を促進し、地域の方が交流する機会をもつ事により、お互いを理解し支え合う心を培う機会をつくる必要があります。



地域ごとの課題解決に向けて地域福祉を推進するには、地域に暮らす一人ひとりが当事者意識と役割を持って取り組んでいくことが大切です。そのため、子どもから高齢者まであらゆる世代に福祉教育の機会を提供し、福祉意識の醸成に努めることで、地域活動を担う人材の確保やリーダーの発掘・育成を推進する必要があります。

(2)「基本目標2 ふれあいの仕組みづくり」の課題等

◆二本松市の現状

- ・二本松市では、少子・高齢化が進む中、地域で活動している団体の会員減少や後継者不足が課題となっています。また、制度では解決できない生活課題（買い物・ゴミ出し）に関する支援が必要な方が増えており、地域で支え合い・解決する仕組みづくりが求められています。また、地域において、気軽に交流できる住民の主体的な活動が増えてきており、引き続き活性化に取り組む必要があります。

◆1次計画評価より

- ・地区社協活動をはじめ、地域のいきいきサロンや団体活動等を支援しながら、地域の中での交流の機会が増えるよう小地域活動の活性化を推進します。
- ・ボランティアの担い手を育成するとともに、ボランティア活動が活発に行われるよう必要な情報の提供やコーディネート業務の促進を図るとともに活動者同士の交流を促進し、活動の活性化に努めます。

◆地区懇談会より

- ・地域で気軽に集まれる組織や場所の不足が挙げられています。
- ・地域や世代間で交流できる機会が少ないという意見が挙げられています。
- ・地縁組織・団体の活動が衰退、団体間の交流が必要という意見が挙げられています。

◆団体アンケート・ヒアリングより

- ・地区社協等、住民が主体となり地域課題に取り組み、支え合いの仕組みづくりが求められています。
- ・高齢者・障がい者、子育て中の母親同士が気軽に集まり交流できる居場所が求められています。
- ・生活支援に関するボランティア活動が求められています。



地域における課題は、高齢者・障がい・子育て家庭・ひとり親家庭・困窮・孤立など個々の状況により各地域で抱える福祉課題も複雑・多様化しており、制度で担えない課題も増えてきています。これらの課題の解決に向けては、身近な地域で、住民同士が支え合い、解決する仕組みづくりが求められており、それらの活動における専門職との連携も必要とされています。

市内には、気軽に交流できる住民の主体的な活動が年々増えてきており、地域づくりに大きな役割を果たしていることから引き続き更なる活性化に取り組む必要があります。また一方で、地域で活動する団体の中には、会員減少や後継者不足などの課題を抱えながら活動している団体も多くあり、地域団体間の連携により課題を話し合う機会を設け解決に努める必要があります。

(3)「基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり」の課題等

◆二本松市の現状

- ・地域で孤立している方々の悩みや問題は、緊急的な問題が出てこないと表面化しにくい場合も多いことから地域で孤立している方々や課題を抱えている方々を住民や関係者が把握し、見守り活動を行うことにより、早期に解決する仕組みづくりを行う必要があります。

◆1次計画評価より

- ・見守り活動は小地域でこそ出来るものであり、地区社協が設置されている地区では何らかの形で見守り活動やそれに類似した活動が行われています。日頃からの住民同士の顔の見える関係づくりが安心して生活できる環境に繋がるため、地区社協や行政区等が中心となって安全・安心な地域づくりを推進します。
- ・本社協では、一体的な権利擁護支援体制整備（権利擁護センター等）に向けて、自治体と具体的な取組を行います。また、法人後見受任について前向きに検討を進めます。

◆地区懇談会より

- ・交通の不便さによる買い物難民がでています。
- ・市災害時要援護者避難支援制度に登録しない人がいます。
- ・隣近所に助けてと言えない人の対応が課題となっています。
- ・夜間、子どもだけの家庭があります。

◆団体アンケート・ヒアリングより

- ・地域の見守り活動は、地域の協力が不可欠となることから、地域で孤立している方々や課題を抱えている方々を住民や関係者が把握し、見守り活動を連携して行うことにより、早期に解決する仕組みづくりを行う必要があります。
- ・地域で平常時の見守りや緊急時の支援に取り組んでいくにあたっては、支援が必要な人を地域で把握することが必要ですが、個人情報観点から進捗が芳しくないのが実情であり、「仕組み」と「活用」の観点から支援者の個人情報の把握・共有方法の在り方を検討する必要があります。



複雑な課題を抱えた人は、地域から孤立していたり、どこに相談してよいか分からないという状況に置かれているため、課題が表面化するまで時間がかかる事が多いことから、身近な地域における把握や見守りが必要とされています。

地域住民と専門職との連携づくりを進め、複雑な課題や災害時への対応など課題が大きくなる前に対応する仕組みを構築していく必要があります。また、権利擁護など安心して生活できる仕組みの充実や生活困窮者、孤立している方々の複雑な課題に対応する生活支援や緊急時対応の充実が求められています。

(4)「基本目標4 サービスが適切に受けられる体制づくり」の課題等

◆二本松市の現状

- ・福祉サービスに関する情報が、必要な方に行き届いていない状況がある事から関係機関や団体が連携し、広く情報を提供していく必要があります。
多様化する福祉ニーズに応えるために、各組織の情報共有や、分野別に行われている福祉サービスの連携が必要となります。

◆1次計画評価より

- ・社会情勢や環境の変化に合わせ福祉ニーズに即したサービス事業を展開し必要なサービスが提供される体制づくりを進めます。
- ・本社協では、相談事業の効果的な周知方法を検討すると共に、開催会場や回数の妥当性を検証します。また、社協だよりやホームページにおいては、掲載内容を検証し、更に親しみやすい広報活動を検証します。
- ・地域福祉活動の貴重な財源となる共同募金については、必要などころに広く活用できるよう、配分の見直しを行います。募金活動については、その趣旨や用途の周知に努め、募金者が理解した上で協力できるよう工夫します。

◆地区懇談会より

- ・高齢者世帯の雪はき、買い物困難や認知症、介護の心配の声が挙げられています。
- ・若い世代特に子どもの減少が懸念されています。

◆団体アンケート・ヒアリングより

- ・生活に関する様々な相談に対応する相談機関の情報を住民に広く周知し、住民、関係団体及び機関からの情報提供の連携により、相談機関につながる仕組みづくりを行う必要があります。
- ・高齢者、障がい者、子育て世代など、情報の入手方法は様々であり、一様な情報提供では、結びつかない場合が多くあります。
- ・小地域における課題は画一的でないため、既存のサービスの利用状況についても地域により差があります。各々の地域の違い、人口規模、社会資源の整備状況、暮らしぶりなど課題把握（地域診断）を行い、福祉サービスの効果的な活用を検討していく事が必要とされています。

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化の進行とともに、介護不安や、社会的虐待など、地域における生活課題や福祉に対する住民のニーズは多様化・深刻化しており、これまでのように公平・均一なサービス提供だけでは、そのニーズに応えることが困難である事から各組織の情報共有や、分野別に行われている福祉サービスの連携が必要となります。また、利用したいサービスを受けることができるよう的確な情報発信・相談機能の強化が必要とされています。制度では解決できない課題に対しては、共同募金や社会福祉法人の公益的な取組など地域福祉に活用する民間財源の確保により、取組を充実させる必要があります。



計画理念と基本方針等

第3章 計画理念と基本方針等

○基本理念

本計画の推進により、「自分たちのまちをどのようなまちにしていきたいのか」という将来にわたる夢（ビジョン）を掲げたものです。

○基本目標

基本理念の実現に向け、必要となる施策や取組の方向性をスローガンとして明記したものです。

○基本施策

基本目標の達成に向けて具体的に取り組む施策内容を設定したものです。

1 計画の基本理念

二本松市において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、市民の理解と協力による地域ぐるみの課題解決に向けた取組が重要となっています。そのためには、市民、関係機関・団体等と市、社協が相互のつながりを深め、連携・協力し合える関係性を構築し、地域の中で支援を必要としている人に的確な支援が届くよう地域福祉を推進していく必要があります。

本計画は、市民の方々、関係機関、団体等が地域の中での「ふれあい」を通して、人と人とのつながりを育みながら、互いに「助け合い」「支え合う」ことにより、誰もが「愛着もてる」住みよい福祉のまちづくりを目指していくことを目的として、計画の基本理念を次のとおりとしました。



計画の基本理念

ふれ愛、たすけ愛、
ささえ愛のまち 二本松

2 計画の基本目標

基本目標1 地域を支える人づくり

家族や地域、隣近所での人と人とのつながりの希薄化が指摘される中で、地域に暮らす一人ひとりの課題を「我が事」として、お互いに理解し、支え合う地域づくりが求められています。地域住民が抱えている多様な生活課題を解消するためには、あらゆる機会を通して、地域課題を共有し合える場づくりを進めると共に互いに支え合える人づくりを進めることが必要とされます。

そのため、①住民同士が地域課題を共有し、解決に向け取り組む意識づくりに取り組みます。さらに、②地域福祉の主役となる「地域福祉の担い手」を増やすため、福祉教育や人材育成を推進します。

基本目標2 ふれあいの仕組みづくり

個々の生活課題への理解や、活動への意欲を持った人々が、地域で円滑に活動に取り組めるようにするために、①地域単位で福祉課題に対応していく「小地域福祉活動」の推進に努め、住民、ボランティア・NPO団体、関係団体、社会福祉協議会、行政等が連携し、地域を支える体制づくりに取り組むとともに、子どもから高齢者まであらゆる世代の方々が地域福祉活動に参加できる仕組みづくりを進めます。

また、②各地域において見守りや交流活動など住民参加によるボランティア活動を促進し、③取組を行う団体の連携体制の強化を図ります。

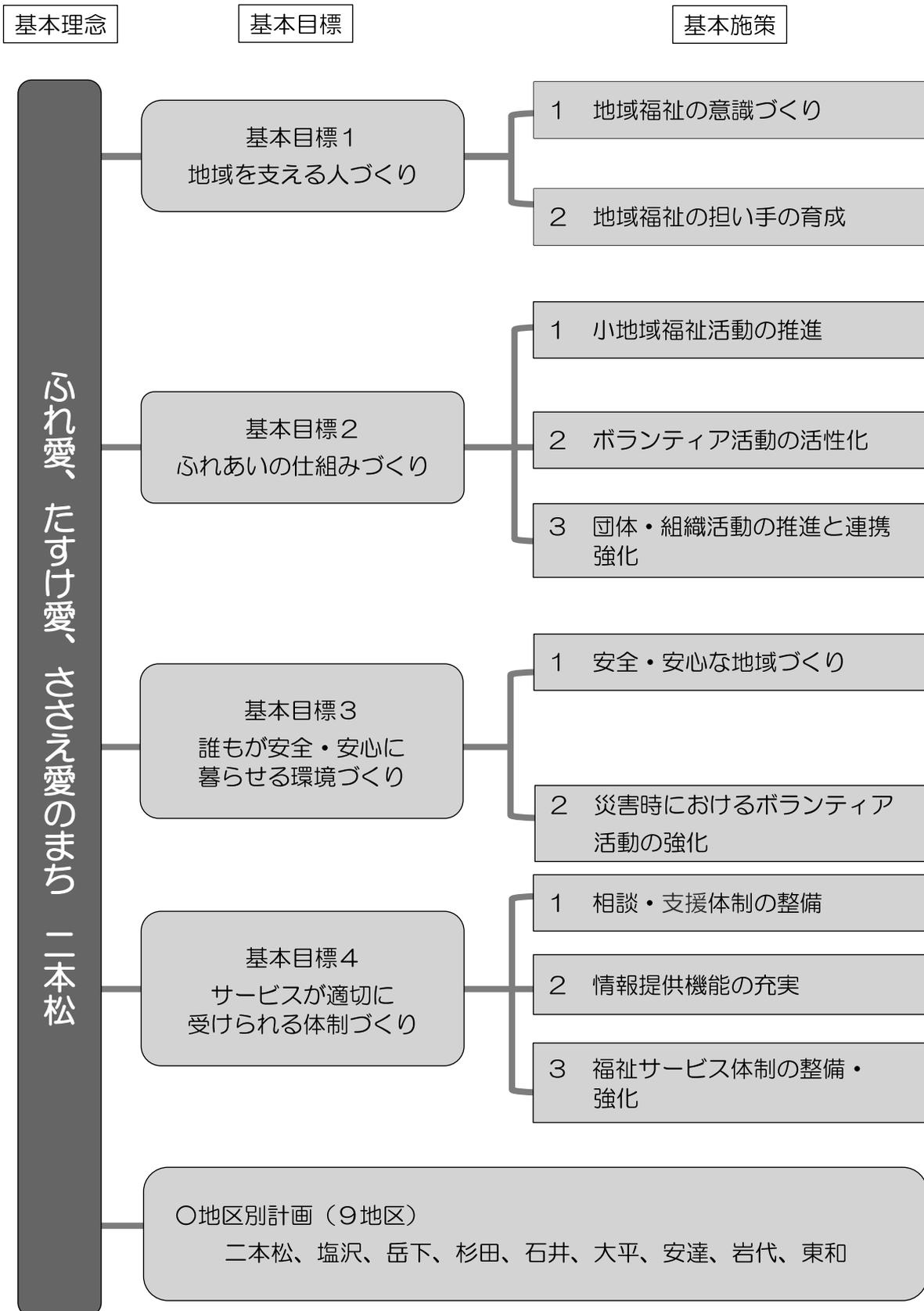
基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

普段から子どもや高齢者、障がい者等にも地域の目を行き届かせ、①地域の誰もが安全・安心に暮らせるために、地域で孤立している方々の見守り活動や権利擁護に努めます。また、②災害時・緊急時に平常時から備えるとともに、災害時・緊急時には住民同士が助け合えるような仕組み・関係づくりを構築します。

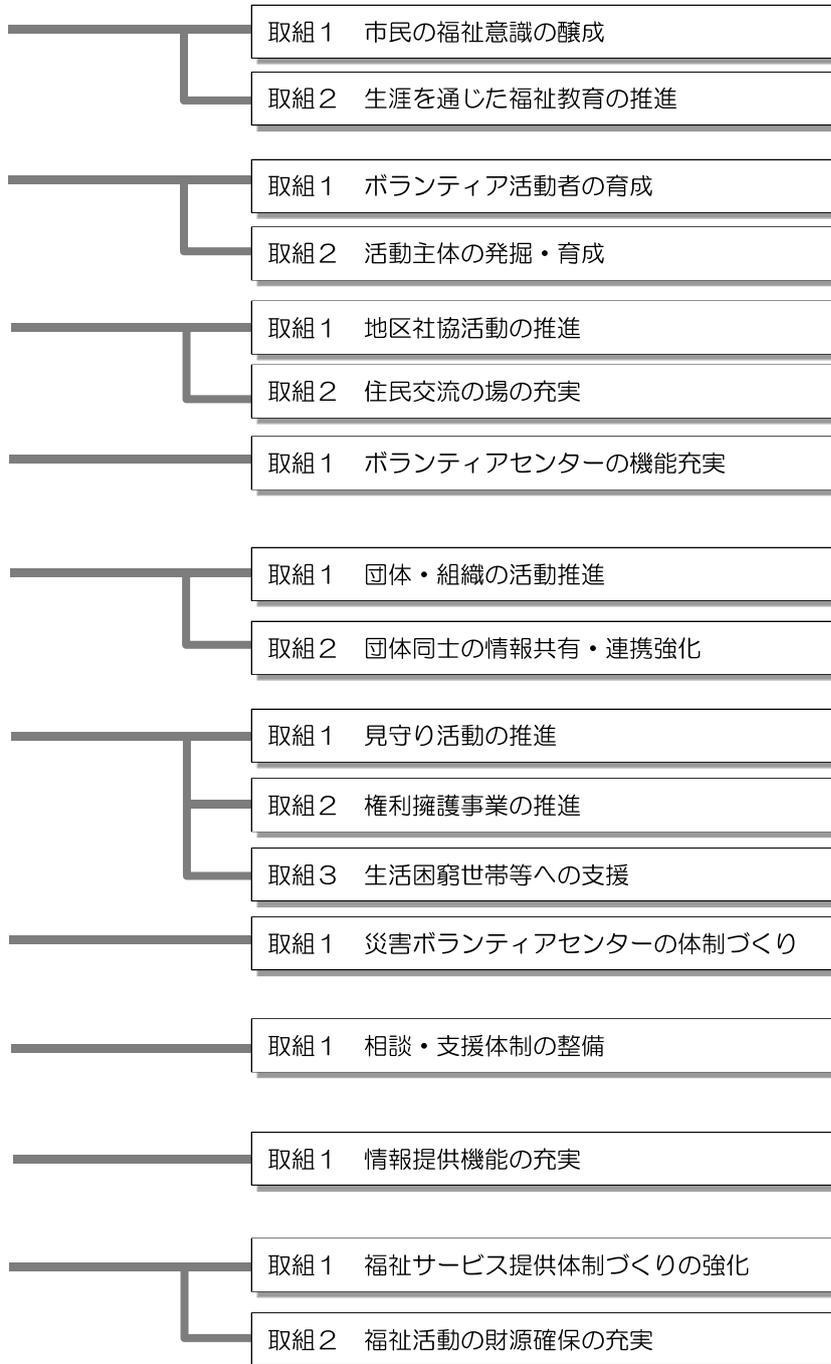
基本目標4 サービスが適切に受けられる体制づくり

サービスの利用、消費生活、生活を支える様々な要素については、地域の中で誰もが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、①相談機能や②情報発信の充実を図ります。また、③地域住民のニーズの把握を行い、それらの人々が適切なサービスの利用や活動への参加ができるよう各組織の情報共有や、分野別に行われている福祉サービスの連携を図り包括的な福祉サービスの提供体制づくりを推進します。制度では解決できない課題に対しては、共同募金や社会福祉法人の公益的な取組など地域福祉に活用する民間財源の確保により、取組の強化を図ります。

3 計画の施策体系



取組項目





事業の展開



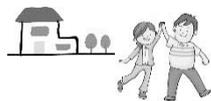
第4章 事業の展開

1 地域福祉活動計画で重要な視点

地域福祉活動計画は、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせた「**地域ぐるみの福祉を進めることが重要**」となります。

本計画では、「自助」として市民の取組、「互助・共助」として地域の団体・NPO・地区社協等の取組、そして社協の取組、「公助」として市の取組という内容で記載しました。

(1) 「自助」「互助・共助」「公助」とは



じじよ
自助

自分でできることは、
自分や家族で行う



ごじよ きょうじよ
互助・共助

市民同士の支え合いの取組は、
地域で協力して行う



こうじよ
公助

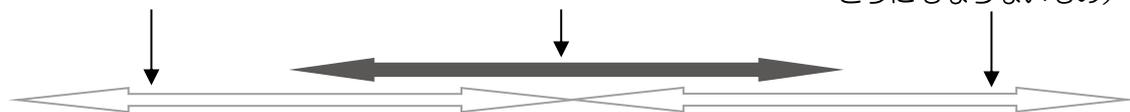
公的支援は行政がしっかり行う
(自助・共助では対応できないもの)

(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の関係性

市民の主体的な活動
で対応できるもの

地域住民と行政・社協の
相互協力（協働）の領域

行政施策として行うべきもの
(自助努力では
どうにもならないもの)



じじよ 自助 (自分・家族)	ごじよ きょうじよ 互助・共助 (地域)	こうじよ 公助 (行政)
日頃のあいさつ 自治会への加入 近所付き合い など	地域ぐるみ福祉活動 町会活動 自主防災組織 など	児童福祉サービス 障害福祉サービス 高齢福祉サービス 介護保険サービス など



基本目標 1 地域を支える人づくり

1 地域福祉の意識づくり

現状 と 課題

二本松市では、少子高齢社会の進行などにより地域課題が多様化する中、地域での交流が減少し、人と人とのつながりが弱くなりつつあり、日常生活で支援が必要な人との関わり方や地域の困りごとなどに無関心な人が増えている状況にあります。団体ヒアリングにおいても認知症、障がい者、子育てで悩んでいる方などの理解が進んでいない事から交流の機会を日頃からつくる必要があるとの意見がありました。地域には様々な支援を必要とする人がいるということを知り身近な問題として捉えることはとても大切です。地域に暮らす一人ひとりの課題を「我が事」として、お互いに理解し、支え合う地域づくりが求められています。



今後の方策

地域の団体や福祉事業所の活動において、地域住民が担い手とともに取り組む活動を促進し、多くの方に参加を促すことで、福祉への関心をより高めます。

住民同士が地域課題について、話し合い共有し合える場づくりを行い、課題解決に向けた主体的な活動を推進します。

取組1 市民の福祉意識の醸成

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭内でのあいさつに努めます。 □ 地域に住む誰もが参加できる「あいさつ運動」や「声掛け」などを実施し、住み良い地域づくりの担い手として地域の活動に参加します。 □ 積極的にあいさつをし、日頃から隣近所との付き合いを大切にしよう心がけます。 □ 様々な機会において、お互いに支え合う、福祉の意識を醸成します。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> □ 町内会等地域のイベントや地区社協事業など多世代交流イベントの参加を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 町内会 行政区・地域行事……町内会美化活動・まつり・運動会・スポーツ大会、地域のまつり、伝統芸能、カラオケ大会、作品展、文化団体の活動等 (例) 地区社協事業……世代交流事業(地区社協まつり、子どもまつり等) □ 福祉施設・事業所、各種団体において、地域と一緒に取り組める活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 事業所・団体の交流事業(NPO法人こころ「ベビっ子フェスティバル」、あおぞら福祉会「菊の里まつり」、あだち福祉会「羽山荘夏まつり」等)、地域での読み聞かせボランティアの活動、子ども食堂、障がい者就労支援事業所のチャリティバザーや地域行事での販売活動、地区社協やボランティア団体の高齢者会食・配食・見守り事業等 □ 小地域において課題を話し合う懇談会を開催し、地区内の団体や関係機関と課題を共有し、検討する場を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 地区住民懇談会
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 住民同士が自分の住む地域の課題について話し合い、情報を共有し合える場づくりを行います。 □ 地域の福祉課題の解決策を住民とともに考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な事業】地区住民懇談会、地域福祉活動研修会 □ 福祉施設や福祉団体が開催するイベント等の周知に協力します。 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な事業】社協だより、ホームページによる地区イベント情報の掲載、社協事業での地区イベントちらしの配布協力

取組 2 生涯を通じた福祉教育の推進

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭において福祉教育に取り組みます。 <input type="checkbox"/> 日頃から様々なことに関心を持ち、積極的に福祉教育講座などに参加します。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 福祉事業所や団体の活動において、地域住民や学校・企業と協働で取り組める活動を推進します。 <p>(例) 育児サークルへの婦人会、更生保護女性会、主任児童委員等の参加。 福祉施設と学校や企業との協働事業・・・あおぞら福祉会菊の里「アルミ缶プロジェクト」、NPO法人 和「ひまわりプロジェクト」、ふれあいいきいきサロンやこども食堂での地域ボランティアの参加。 地区社協事業におけるボランティア活動の推進。 学校、団体、企業の募金活動（赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金等）。</p>
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 社会資源を活用しながら、学校や企業・団体等からの要請に応じ福祉について学ぶ機会を提供します。 <li style="padding-left: 20px;">【具体的な事業】福祉教育出前講座 <input type="checkbox"/> 積極的に福祉教育を行う学校を支援します。 <li style="padding-left: 20px;">【具体的な事業】福祉教育指定校事業 <input type="checkbox"/> 幼少期から様々な立場の方と触れ合える環境づくりを考えます。 <input type="checkbox"/> 福祉教育に取り組む学校と情報交換を行うとともに地域とのつながりの中で連携した取組を推進します。 <li style="padding-left: 20px;">【具体的な事業】福祉教育推進者セミナー
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市民の福祉意識の醸成 <input type="checkbox"/> あいさつ運動の推奨 <input type="checkbox"/> 生涯を通じた福祉教育の推進

2 地域福祉の担い手の育成

現状と課題

地域福祉に関する市民アンケート結果によると、ボランティアの参加状況について47.3%が「ボランティアに参加したことはない」と回答しています。一方、参加経験のある人の経験したボランティア内容について、「子どもの登下校の見守り活動」（9.7%）や「福祉施設などでのボランティア活動」（5.7%）、「災害発生時におけるボランティア活動」（2.9%）といずれも1割未満と少ない状況となっています。

地区懇談会や団体ヒアリングにおいては、各種団体活動における担い手不足やボランティアの活性化への取組の必要性に関する意見が数多くありました。

そのような事からあらゆる世代に福祉意識を学ぶ機会を提供し、地域福祉を担う人材の確保やリーダーの発掘・育成を推進する必要があります。



今後の方策

地域福祉活動を担う人材を増やすため、福祉教育や人材育成に取り組みます。また、地域団体への参加を促進し、担い手の発掘・育成に努めます。

取組1 ボランティア活動者の育成

市民の取組	<input type="checkbox"/> 本社協等で開催されているボランティア入門講座（入門・養成）に積極的に参加します。
地域の取組 （事業者・団体等）	<input type="checkbox"/> 福祉事業所や団体の活動において、養成講座を開催し、担い手を養成します。 （例）市「手話講座」、朗読サークル「講習会」、NPO法人「養成講習会」、子育て支援センター「育児講座」、包括支援センター「認知症サポーター養成講座」「介護予防サポーター講座」、福祉施設「家族介護教室」等

社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 福祉活動の担い手を養成するための講座を開催します。 <input type="checkbox"/> ボランティア活動に関する情報を集め、住民の興味のある活動への参加促進を図ります。 <input type="checkbox"/> 福祉団体や事業所等が開催する講座の周知に協力します。 <p style="text-align: center;">【具体的な事業】 市民ボランティア養成講座 サマーショートボランティアスクール事業</p>
--------------	---

取組 2 活動主体の発掘・育成

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域の一員として、自分のできる範囲内で地域活動に参加します。 <input type="checkbox"/> 活動に積極的に参加することで、中心的な役割を担うキーパーソンの取組を理解し支えます。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域団体の参加を促進し、担い手の育成に努めます。 <input type="checkbox"/> 地区社協、老人クラブ、婦人会、ボランティア団体等への参加及び担い手を育成します。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 講座や各種事業等への参加者から、リーダーとなれるような人材の発掘に努めます。

市の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 小地域活動の推進 <input type="checkbox"/> 地域福祉の担い手の育成
-------------	---



基本目標 2 ふれあいの仕組みづくり

1 小地域福祉活動の推進

現状 と 課題

地域福祉に関する市民アンケート結果によると、町内会・行政区への未加入者は3.8%、未加入の理由は「特に不便を感じない」(38.7%)、「行事への参加ができないから」(29.0%)となっています。また、地域への関わり方をみると、「住んでいる地域に特別な愛着や関心はないが、最低限の付き合い・関わりは持ちたい」(31.0%)が最も多く、次いで「地域のしきたりや習慣に従って、できるだけ関わりを深めたい」(26.2%)、「地域の生活課題や問題は、住民と行政が一体となって解決をする方が良いと思う」(26.0%)となっています。

二本松市では、少子・高齢化が進む中、地域で活動している団体の会員減少や後継者不足が課題となっています。また、制度では解決できない生活課題(買い物・通院・ゴミ出し・雪はきなど)に関する支援が必要な方が増えており、地域で支え合い・解決する仕組みづくりが求められています。また、地域において、気軽に交流できる住民の主体的な活動が増えてきており引き続き活性化に取り組む必要があります。



今後の 方策

身近な地域で、課題解決に向け住民同士が支え合い、解決する仕組みづくりを行うとともに、活動を支援するため専門職との連携を進めます。また、気軽に交流できる住民同士の居場所づくりと活性化に取り組みます。

取組 1 地区社協活動の推進

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> できる範囲で、主体的に地域の活動に参加します。 <input type="checkbox"/> お互い誘い合い、参加機運を高めます。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域において、地区社協の組織化及び事業活動の推進に積極的に取り組みます。 <input type="checkbox"/> 小地域において、地区別計画の推進に積極的に取り組みます。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住民の理解が得られるように地区社協活動の周知に協力します。 <input type="checkbox"/> 住民が主体的に活動に取り組めるよう活動への相談や情報提供、人材育成等の支援を行います。 <input type="checkbox"/> 地区社協未設置の地区に働きかけ、組織化を支援します。 <input type="checkbox"/> 地区の活動計画に沿って、課題の解決に向けた取組を住民とともに考えます。 <p style="text-align: center;">【具体的な活動】地区別活動計画の推進、地区社協未設置地区への設置推進、地区社協活動支援、地区社協助成事業</p>

取組 2 住民交流の場の充実

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日頃からあいさつや声掛けに努め、地域におけるふれあいを積極的に実践します。 <input type="checkbox"/> 地域で行われるまつりやスポーツ大会、清掃活動等の交流事業に積極的に参加し、地域との関わりを深めます。 <input type="checkbox"/> 地域でのボランティア活動への参加を心がけ、高齢者や障害のある方とふれあうことにより、思いやりの気持ちを醸成します。 <input type="checkbox"/> 様々な年代の方が集う交流事業に積極的に参加します。 <input type="checkbox"/> 自分の持つ知識や経験を交流事業に生かします。
--------------	--

<p>地域の取組 (事業者・ 団体等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域において、町内会 行政区行事や地区社協事業、サロン活動や団体、サークル活動など住民同士が世代を超えて楽しく交流できる場づくりを進めます。 (例) <ul style="list-style-type: none"> 地域・・・町内会 行政区まつり、運動会、地区社協まつり等のイベント、小地域のたまり場、交流活動、復興公営住宅の交流事業 高齢者・・・ふれあいいいきいきサロン、福祉施設の「認知症カフェ」、ボランティア団体の「会食事業」 障がい者・・・当事者団体の交流会（手話・朗読サークル、障がい者団体等の交流会、イベント）、親の会の活動 子ども・子育て・・・子育て支援センター「親子教室」「育児教室」、育児サークル、保育所・幼稚園施設開放、NPO法人こころ「こどもの広場」、読み聞かせボランティア「お話会」、こども食堂等 □ 地域の身近な所で、気軽に集まり交流できる既存の場の情報提供を行い、広く参加を呼び掛けます。 <ul style="list-style-type: none"> ・各団体・事業所のお知らせ、パンフレット、ホームページ ・住民センターだよりの活用
<p>社協の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の方が気軽に参加できる集いの場として「いきいきサロン」活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な事業】いきいきサロン設置支援 いきいきサロン活動費助成 □ 地域交流の場の把握に努めるとともに市民への情報提供を行います。
<p>市の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 小地域活動の推進 □ 住民の交流の場の充実

2 ボランティア活動の活性化

現状と課題

地域福祉に関する市民アンケート結果によると、参加したことがあるボランティア活動は「趣味などのサークル活動」「スポーツ団体の活動」「老人クラブの活動」が1割を超えていますが、「参加したことはない」が47.3%と高い状況です。また、参加してみたい活動をみると、「災害発生時における現地活動（炊き出し・ガレキ処理・話し相手など）」「環境美化に関する活動（自然愛護や美化運動、リサイクル運動など）」が2割を超え、参加しやすい条件として「時間的にゆとりができれば」（48.9%）が最も多く、次いで「活動の日時や場所の都合が付けば」（44.3%）、「自分の興味関心・特技にあっていれば」（40.9%）が4割を超えています。

高齢化の進行や社会情勢の変化等によって、福祉の必要性が高まっている一方で、福祉への関心は十分ではないため、地域福祉についての周知・啓発に取り組むとともに、福祉活動のきっかけづくりを行い、福祉ボランティア活動に意欲的な住民を、個別的に把握し、養成研修への参加に導く仕組みを構築することが必要です。また、地域や福祉事業所、団体などがボランティア活動の参加や受け入れを積極的に行い活動の活性化を促進する必要があります。



今後の方策

ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動のコーディネート（相談・情報収集・提供・調整・紹介等）の充実を図り、活動プログラムの開発や人材育成、広報・啓発等運営強化に努めます。

取組1 ボランティアセンターの機能充実

市民の取組

- ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。

地域の取組 (事業者・ 団体等)	<input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所において、市民にボランティアの受け入れ情報を周知するとともに積極的な受け入れを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の広報活用 ・本社協ボランティアセンターの活用 <input type="checkbox"/> 町内会・行政区行事等を通して、ボランティア活動へ参加するきっかけづくりを行います。 <input type="checkbox"/> 地区社協の事業やふれあいいいききサロン、育児サークル、こども食堂等の小地域活動において、ボランティアの参加を促進します。
社協の取組	<input type="checkbox"/> ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンター運営の充実に努めます。 <input type="checkbox"/> ボランティア活動に必要な情報の提供やニーズの発掘に努めます。 【具体的な事業】ボランティアセンター設置事業 <input type="checkbox"/> 市民や機関・団体の参加と協働によるボランティアセンターの運営を行います。 【具体的な事業】ボランティアセンター運営委員会
市の取組	<input type="checkbox"/> 小地域活動の推進

3 団体・組織活動の推進と連携強化

現状と課題

二本松市内では、自治会、婦人会、老人クラブ等地縁組織において、会員減少や役員等の後継者不足などの課題を抱えながら活動している団体も数多くあります。地区懇談会においても全ての地区で課題となっており深刻な状況となっています。

課題を解決するためには、世代を超えてお互いの活動を知る機会をつくり、地域の様々な団体がお互いに連携し、解決を図る必要があります。



今後の方策

身近な地域において団体間の課題を話し合う機会をつくとともに課題解決に向けた団体間の連携強化に努めます。

取組 1 団体・組織の活動推進

市民の取組	<input type="checkbox"/> 地域内各種団体の活動内容や必要性の把握に努めます。 <input type="checkbox"/> 地域活動を行う団体や組織とのつながりを深めます。 <input type="checkbox"/> 自分が活動している団体以外の取組についても情報を把握するよう努めます。
地域の取組 (事業者・団体等)	<input type="checkbox"/> 団体や事業所の活動において、組織の活性化に努めます。
社協の取組	<input type="checkbox"/> 地域の課題解決に取り組む団体への支援（活動に対する相談、情報提供、財源支援等）を行うことにより福祉活動の活性化を図ります。 【具体的な事業】 福祉推進団体助成事業、福祉団体活動支援

取組 2 団体同士の情報共有・連携強化

市民の取組	<input type="checkbox"/> 地域内各種団体の活動内容や必要性の把握に努めます。 <input type="checkbox"/> 地域活動を行う団体や組織とのつながりを深めます。 <input type="checkbox"/> 自分が活動している団体以外の取組についても情報を把握するよう努めます。
地域の取組 (事業者・団体等)	<input type="checkbox"/> 地域団体間の課題を話し合う機会をつくるとともに団体間の連携に努めます。 (例) 地区社協、住民センター、町内会 行政区等での懇談会・団体交流会の開催
社協の取組	<input type="checkbox"/> 団体同士の情報・意見交換の場をつくり、団体活動の活性化や団体間の連携を図ります。 【具体的な事業】 団体・機関等との懇談会、いきいきサロン連絡会、地区社協情報交換会、ボランティア連絡会
市の取組	<input type="checkbox"/> 地域福祉の担い手の育成

基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

1 安全・安心な地域づくり

現状と課題

地域福祉に関するアンケート結果によると、助けを必要とする支援で「声掛け等の安否確認」「心配事や悩みの相談相手」が2割を超えており、隣近所のできる支援として「緊急の場合に手伝いをする」(59.9%)、「話し相手をする」(46.2%)が高くなっています。また、地域の問題点としては、道路の除雪や整備を2割～4割の方があげています。近隣とのつながりや日常的な交流が減少している中、一人暮らしの高齢者が増えてきており、認知症高齢者の実態など要援護者を地域で把握することが難しい状況となっています。誰もが安心して、住み慣れた地域の中で暮らしていくためには問題を予防するとともに、早期に発見し・話し合い・解決する仕組みが必要となっています。



今後の方策

地域で孤立している方々を地域で把握するシステムづくりを行うとともに、課題がある場合は、早期に専門機関につなげる連携体制をつくります。

また、権利擁護など安心して生活できる仕組みの充実や生活困窮者など複雑な課題に対する相談や自立に向けた生活支援の充実を図ります。

取組 1 見守り活動の推進

<p>市民の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域で孤立しているような人がいたら、どのように関わっていけるのかを皆で考えます。 <input type="checkbox"/> 地域で見守り、支え合うためのネットワークの一員となるよう努めます。 <input type="checkbox"/> 子どもや子育て世帯、高齢者の見守りに努めます。 <input type="checkbox"/> 見守りに関する意識を持ち、地域の見守り活動へ積極的に参加します。 <input type="checkbox"/> 日頃から隣近所、離れている家族・友人を気遣うよう心がけます。 <input type="checkbox"/> 隣近所の異変に気づいたら、躊躇せずに民生委員や行政に連絡します。 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者に対する、地域の自主防災組織（自治会町内会等）による取組の周知、個人情報利用に協力します。
<p>地域の取組 (事業者・団体等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域における見守り活動を推進します。 (例) 町内会 行政区…防犯・防災の見守り活動 地区社協……………安否確認、会食、配食事業 地域……………ふれあいいいききサロン、育児サークル等 <input type="checkbox"/> 地域において、災害時要援護者避難支援制度への周知・啓発に協力します。 <input type="checkbox"/> 民生委員及び主任児童委員の地域での見守り活動を推進します。 <input type="checkbox"/> 孤立する方に距離感を持って見守れる地域づくり。 区・町内会、民生委員、婦人会、地区社協等の地域のネットワークにおいて、見守り世帯を把握するシステムづくりを検討します。
<p>社協の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害時要援護者避難支援制度と連携しながら、民生委員や地区社協等とともに日頃からの見守り活動を推進します。

取組2 権利擁護事業の推進

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 権利擁護制度について理解を深めます。 □ 相談窓口の利用を促します。 □ 公的機関や地域の福祉関係者が連携する取組に理解を深め協力します。 □ 市や社協のホームページ、広報誌を閲覧するなど、相談できる窓口の把握に努めます。 □ 自身の生活の自立にむけて必要な情報を得たり、一人で悩まずに積極的に相談するよう心掛けます。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> □ 小地域のネットワーク（地区社協等）の中において、支援対象者の発見と見守りを行います。 □ 複合的な困難を抱えているケースについて、事業所、地域が連携した課題解決に努めます。 □ 事業所や団体において、権利擁護に関する事業のPRや関連する講座（市民後見人養成講座等）への積極的な周知案内と参加への呼びかけを行います。 □ 市内の事業所、NPO、ボランティア団体等において、制度では解決できない課題（孤立、ゴミ問題、買い物・移動支援、就労支援等）への取組に向けた実践や資源開発に努めます。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）から成年後見制度へのスムーズな移行や制度利用支援（市長申立代行、任意後見、法定後見申立支援）等、連続的かつ一体的な権利擁護体制整備に向けて、自治体と協働で準備を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な取組】日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の更なるサービスの質の向上 市と協働による権利擁護センター等の体制整備に向けた調査・研究と準備。更に社協内部で法人後見受任に向けた協議を詰めていく。 □ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）を支える生活支援員の人員確保及び育成に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 【具体的な取組】生活支援員連絡会の機能充実 支援員の適任者確保に向けて、関係部局への働きかけを行います

取組 3 生活困窮世帯等への支援

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市や社協のホームページや広報から生活困窮世帯等の支援に関する窓口や制度等について理解を深めます。 <input type="checkbox"/> 隣近所で生活に困っている人に関する情報を提供します。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 小地域のネットワーク（地区社協等）の中において、支援対象者の発見と見守りを行います。 <input type="checkbox"/> 市内の事業所、NPO、ボランティア団体等先駆的な活動を行う事業所・団体において、子ども食堂などの居場所づくりや学習支援への取組を検討し実施します。 <input type="checkbox"/> 市内の事業所、NPO、ボランティア団体等先駆的な活動を行う事業所・団体において、各種生活支援（就労、孤立、ゴミ問題、食料品等現物支給、買い物代行等）の取組を検討し実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・買い物代行支援 ・フードバンク事業等の活用 <input type="checkbox"/> 市内の企業及び事業所において「体験的就労支援事業」の受け入れに関する理解を深めます。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生活困窮世帯等を対象に、生活の維持と安定を図るため、貸付制度の運用に取り組むとともに緊急を要する場合に人道的観点から食料等の確保に関する支援を行います。 <p style="margin-left: 40px;">【具体的な取組】生活福祉資金貸付事業、生活援助資金貸付事業、小口援助資金貸付制度、緊急時食料品等給付事業</p> <input type="checkbox"/> 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が、困窮状態から早期に脱却し、自立できるよう自立相談支援事業に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築に、地域や関係機関と協働で取り組みます。 <p style="margin-left: 40px;">【具体的な取組】自立相談支援事業の受託運営、体験的就労支援制度の推進、ケース会議の積極的参加、就労体験事業所やボランティア活動の受入先の開拓</p>
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 小地域活動の推進 <input type="checkbox"/> 安心して暮らせる生活環境の整備 <input type="checkbox"/> 権利擁護事業等の推進 <input type="checkbox"/> 福祉サービス・支援の強化 <input type="checkbox"/> 居住に課題を抱える世代等への横断的な支援 <input type="checkbox"/> 就労に困難を抱える地域住民への横断的な支援

2 災害時におけるボランティア活動の強化

現状 と 課題

災害時や緊急時など、いざという時に安心できる体制や支援が整っていることは、地域で自立した生活を送る上で不可欠です。有事の際の避難対策並びに災害後の生活支援対策でも、要援護者及び地域住民との日頃の日常的な交流の重要性が浮き彫りになっており、災害に強いまちづくりを推進するとともに、緊急時における災害ボランティアセンターの設置運営に向けた体制の充実を図る必要があります。



今後の 方策

有事の際に災害ボランティアセンターが円滑に運営されるよう、日頃から関係機関・団体との連携に努めます。

取組1 災害ボランティアセンターの体制づくり

市民の取組	<input type="checkbox"/> 災害ボランティア活動についての知識を深めます。
地域の取組 (事業者・団体等)	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアを行う団体においては、本社協が行う災害ボランティア講座等に参加するなど日頃から本社協との連携に努めます。 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアを行う団体においては、独自の訓練や講座を開催するなど緊急時の対応に備えます。
社協の取組	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターが円滑に運営されるよう、日頃から関係機関・団体との連携を図ります。 【具体的な事業】福祉救援ボランティア連絡会議 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターの役割について市民の理解を得られるよう周知に努めます。 【具体的な事業】福祉救援ボランティア講座、福祉救援ボランティアマニュアルの周知・啓発
市の取組	<input type="checkbox"/> 安心・安全な地域づくり

基本目標 4 サービスが適切に受けられる体制づくり

1 相談・支援体制の整備

現状と課題

地域福祉に関する市民アンケート結果によると、暮らしの中で感じる悩みや不安は「自分や家族の健康に関すること」(52.9%)が最も多く、次いで「生活費など経済的問題」(30.9%)、「介護に関すること」(29.6%)となっています。また、相談や手助けの相手をみると市役所・関係団体と回答した方は2割に満たない状況です。

生活課題が複雑・多様化し、問題を抱えた住民がどこに相談すればよいのか分からないといったケースが多くあります。また、日常の中で情報は溢れているようにみえても、いざとなると入手する方法を知らなかったり、どの情報を取捨選択してよいのか分からないという問題も起きています。

身近な相談窓口として個別アプローチを行い、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の重要性が増していることから、CSWによる相談支援体制の充実を図る必要があります。



今後の方策

地域の身近なところで気軽に相談や情報交換ができる場を住民に広く周知し、活用を呼び掛けるとともに住民の相談をそれぞれの機関・団体が受け止め、専門機関につなぐ役割を充実させます。

本社協の「心配ごと相談所」については、住民の身近な相談所として、適切な助言と援助を行うとともに関係機関との連携により問題解決に努めます。

取組1 相談・支援体制の整備

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 不安や悩みをひとりで抱え込まず、相談員などへ相談します。 □ 各種相談窓口を把握し、困ったことがあったら有効に活用します。 □ 困っている人がいたら、民生委員、児童委員や地域包括支援センターなどに連絡します。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の身近な所で、気軽に相談や情報交換ができる場を住民に広く周知し、活用を呼び掛けるとともに住民の相談をそれぞれの機関・団体が受け止め、専門機関につなぐ役割を充実させます。 (例) 子ども・子育て…育児サークル、保育園・幼稚園での施設開放、子どもの広場(NPO法人こころ)、こども食堂、読み聞かせボランティア「ブックスタート」事業等 障がい…当事者団体の活動(身体障がい者福祉会、聴力障がい者会、脳卒中友の会等)、福祉団体の活動(朗読サークル、手話サークル、日本語教室等)、就労支援事業所、親の会、障がい児家族会等 高齢者…ふれあいいきいきサロン、老人クラブ、地域包括支援センター・施設(認知症カフェ)等 □ 地域団体(民生委員協議会、地区社協、老人クラブ、いきいきサロン等)の会合において、相談機関の説明や周知する機会を設け、情報提供に努めます。 (例) 相談機関…地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センター、社協心配ごと相談所、生活相談センター、法テラス等 □ 民生委員活動において、相談を受け止め、関係機関につなぐ役割としての活動を継続し、充実を図ります。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 心配ごと相談所を開設、現実実施方法を検証しながら更なる実施体制強化に努めます。市民の身近な相談所として、適切な助言と援助を行うとともに、関係機関との連携により問題解決に努めます。また、来談できない方等に対する「出張相談」を実施します。 □ 相談者のニーズに則した専門相談(弁護士、司法書士等)体制をとると共に継続相談や困難ケースにおいて、必要に応じて関係機関を交えた「ケース検討会議」を開催して対応します。 【具体的な事業】専門相談との連携(法テラス)、専門相談所の検討・実施、ケース検討会の実施、地域包括ケアシステムとの連携

市の取組	□ 安心して暮らせる生活環境の整備
------	-------------------

2 情報提供機能の充実

現状と課題

地域福祉に関するサービス利用者のアンケート結果によると、福祉サービスや社会保障制度の改正などに関する情報の入手方法は「市の広報誌・ホームページ」が4割を超え最も多くなっています。また、地域での助け合いや支え合い活動の輪を広げるために今後重要なことは、「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」(36.0%)が最も多く、福祉サービス利用者や、市民ともに、市が取り組むべき施策として「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」をあげている方は約1割となっています。

利用者が適切な福祉サービスを選択することができるよう、日ごろから、社会福祉施設等、福祉サービス事業者との連携を図り、その人にあった福祉サービスの情報を速やかに提供することができる体制づくりが必要となります。



今後の方策

福祉事業所や関係機関・団体が連携して、広く伝わり易い福祉サービスの情報提供に努めます。

取組1 情報提供機能の充実

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 広報誌やホームページから積極的に福祉情報の収集に努めます。 □ 知り得た情報を必要とする家族や知り合いに伝えます。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> □ 福祉施設・事業所において、市や社協の広報、制度やサービスのお知らせ・パンフレットを掲示します。 □ 福祉施設・事業所において広報誌等を活用して、市民への情報提供を行います。 □ 福祉施設・事業所において、地域の会合に積極的に参加して、自分たちの事業に関する情報を発信します。 (例) 地域包括支援センターが民生児童委員の方部定例会、ふれあいいきいきサロン、老人クラブなどで行う情報提供。 □ 福祉施設・事業所及び団体の活動において、市広報やチラシ、パンフレットの配布に協力します。 (例) 乳幼児健診、4ヶ月健診時の際、市の「ブックスタート事業」において、配布する絵本に、読み聞かせボランティアが市のお知らせやガイドブックを同封する。 □ 福祉施設・事業所において、職員が市制度やサービスに関する情報の把握に努めます。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 社協の各種事業への理解と地域の福祉情報の提供を目的として、分かりやすく、親しみやすい広報活動を実施します。 【具体的な事業】 広報誌「にほんまつ社協だより」の継続発行紙面の充実(プレゼントコーナーの充実、地域活動の紹介、読者モニター募集も検討) 社協ホームページの効果的な運用

3 福祉サービス体制の整備・強化

現状と課題

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化の進行とともに、介護不安や、社会的虐待など、地域における生活課題や福祉に対する住民のニーズは多様化・深刻化しており、これまでのように公平・均一なサービス提供だけでは、そのニーズに応えることが困難である事から各組織の情報共有や、分野別に行われている福祉サービスの連携が必要となります。また、制度では解決できない課題に対しては、共同募金や社会福祉法人の公益的な取組など地域福祉に活用する民間財源の確保により、取組を充実させる必要があります。



今後の方策

地域構成員（住民・関係機関・団体等）が地域の課題について話し合い解決する場をつくとともに、地域構成員の更なる参加・協働を促進します。また、地域福祉活動への理解を促進するとともに財源の確保に努めます。

取組1 福祉サービス提供体制づくりの強化

市民の取組	<input type="checkbox"/> 困っている人に声を掛けるなど、お互いにおもいやり、みんなが暮らしやすいまちにします。
地域の取組 (事業者・団体等)	<input type="checkbox"/> 小地域において課題を話し合う懇談会を開催し、地区内の団体や関係機関と課題を共有しながら解決方法を検討する場を設けます。 ・地区住民懇談会、地区社協役員会・部会等。 <input type="checkbox"/> 方部民生児童委員協議会において、意見・情報交換を実施します。
社協の取組	<input type="checkbox"/> 住民・関係機関・団体・地域、行政と一体となって地域福祉活動を推進します。 【具体的な事業】第2次地域福祉活動計画の推進。 地域福祉推進委員会を設置し、第2次地域福祉活動計画の進捗状況に関する評価・検証・見直しの協議・検討を行います 市地域福祉計画との連携 <input type="checkbox"/> 地域構成員（住民、関係機関・団体等）が地域の課題について話し合い解決する場をつくるとともに、地域構成員の更なる参加・協働を促進します。 【具体的な事業】地区住民懇談会、団体・機関との懇談会、ボランティア運営委員会、福祉救援ボランティア会議、生活相談センター支援調整会議、ケース会議等 <input type="checkbox"/> 公益的な取組を推進します。

取組 2 福祉活動の財源確保の充実

市民の取組	<input type="checkbox"/> 福祉活動の理解に努め、活動への寄付や募金活動に協力します。
地域の取組 (事業者・団体等)	<input type="checkbox"/> 団体の自主財源確保に努めます。 (例) 福祉団体や地区社協の会費・バザー等 <input type="checkbox"/> 共同募金運動の推進に協力します。 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人において、地域における公益的な取組を推進します。 <input type="checkbox"/> 共同募金運営委員会において、募金運動の活性化を図ります。 【具体的な取組】 組織体制の強化と委員会の充実 地域福祉活動計画に添った配分計画の推進及び地域 で必要とされる事業の調査・研究 配分計画に則した募金運動の推進 募金活動の市民にわかりやすいPR活動の実施 ボランティアへの募金活動に対する理解と主体的な 参加促進
社協の取組	<input type="checkbox"/> 社協活動への理解を促進するとともに地域福祉活動に対する財源確保に努めます。 【具体的な事業】 会員増強運動推進、地域福祉事業への寄付金の活用 <input type="checkbox"/> 共同募金委員会と連携し、募金運動の活性化を図るとともに地域福祉活動の財源確保に努めます。 【具体的な事業】 共同募金委員会との連携及び協力、赤い羽根共同募金運動の推進(10月～12月)、歳末たすけあい募金運動の推進(12月)



地区別計画の推進

1 地区別計画とは

住民がその地域の特性や課題、方向性等を話し合い、課題解決に向けた今後の取組等を共有し、計画化することで、住民主体による地域性を考慮した活動を効果的に推進することを目的としています。

住民主体の活動における計画となるため、小地域において地域福祉を推進する中心的組織である地区社協等を中心に、地域内における団体や機関が協働で推進するものです。

地区別計画の期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間となります。

2 策定の方法

地区社協が組織されている地区では、地区社協を中心に、まだ組織されていない地域では、地区内で主要となる団体（区・町内会、民生児童委員、婦人会等）が連携して、地区の課題や解決のための取組を共有しながら話し合いを行いました。

話し合いは、地区懇談会を活用し、地区社協の構成員や地区団体の参加による意見交換により地区の「基本目標」と「基本方針」を作成しました。

基本目標は「地域福祉向上のために地区が目指すもの」です。

基本方針は「どのような取組をしていくか」です。

3 計画の活用と在り方

地区別計画は、その策定が目的でなく、計画化した目的等の達成が目的となります。

そのため、計画が策定された後も常に計画が活用され、地区社協の事業計画や関係団体の取組に反映されることが大切です。

また、任期等の関係で地区社協や関係団体の構成員が代わる場合は、新たなメンバーと計画内容や目標の方向性を共有し、継続的な活動を行うことが必要です。

そして、関係者だけでなく、広く地区住民に対しても目標や取組を啓発し、共有することで、地域全体で目標の実現に向けて取り組むことができます。

4 計画の実践に向けて

計画推進にあたっては、地区懇談会を活用し、計画の基本方針に沿って、誰が、いつ頃から、どんなやり方で進めていくのか具体的な方法を話し合い実施します。プランを決めることにより、計画的な取組を推進することができます。また、地区懇談会を活用し活動の成果や課題を共有し、評価において見直しが必要であれば改善を行い進めていきます。



地区別計画

1 二本松地区

■地域データ

- 人 □：8,345 人
(男性:4,005 人、女性:4,340 人)
 - 世帯数：3,495 世帯
- ※2017(平成29)年12月1日現在(住民基本台帳)



■地区活動計画

《 基本目標 》

地域の輪を広げよう

《 基本方針 》

- ①小さい(班)単位での声掛け
- ②班長・役員の研修

《 解決すべき課題 》

近所の人との交流が少ない

■地区懇談会での主な意見

地域の主な課題		解決に向けた取組アイデア (地域の活動指針となりえるもの)
高齢化の問題	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の一人暮らしが多い。 ○各班の班長さんの選出が困難である。 ○会話をしない高齢者が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会等が高齢者世帯への声掛け、挨拶の推進をしている。 ○若年高齢者はボランティア活動を行う。
町内会・組織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の各団体への加入がなく役員になる人もない。(町内会・婦人会・いきいきサロン) ○行政からのおしつけ仕事が多くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各団体への加入について、各種団体が連携し、積極的に呼び掛ける。 ○地域で子育てに貢献する人材を育てる。 ○町内会の組織の一部として老人クラブを組織する。
買い物交通	<ul style="list-style-type: none"> ○買物が不便である。 ○移動の乗り物が少ない。 ○通学路の安全・除雪。 	<ul style="list-style-type: none"> ○買物が大変な人には近所、知人が手伝ってあげる。
ゴミの分別	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ等の分別の徹底が難しい。 ○河川清掃の本気さがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴミの分別について、町内会報等で定期的に広報する。 ○自分で出すゴミに責任を持つ。
住民の交流	<ul style="list-style-type: none"> ○町内事業参加者が固定化している。 ○近所の人との交流が少ない。 ○核家族が増えてつながりがない。 ○個人の意識が変わっている。 ○情報を交換する場がない。 ○困った時に頼れる人がいない。 ○近所・地域との関わりを避けて、個人的・自分だけのために行動している人が多く感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の日をつくる(第○日曜)。 ○地域交流会議をつくる(特別な組織)。 ○行事参加者への勧誘。 ○地域住民の声掛け。 ○集会施設を利用し、高齢者のサロン開催。 ○市の職員とのつながりの強化。 ○酒の力。 ○民生委員が相談窓口を案内する。
空き家	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家の増加。 ○一人暮らしが多く、空き家が年々多くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○声掛けをもっと行う。 ○復興住宅入居者との協力。 ○持ち主への通知。 ○近所、自治体での見回り。
結婚・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ○若い人達が少なく、又結婚してない人も多い。 ○放課後の子どもの居場所がない。 ○子どもが自由に遊べる場所がない。 ○苦労するなら結婚しない方が良くと思う人が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○結婚する事はこんなに良い事があるとアピールする。 ○若い人の意識の改革が必要。 ○おせっかいおばさん復活。 ○児童館などの設置。

2 塩沢地区

■地域データ

○人 □：3,613人

(男性：1,790人、女性：1,823人)

○世帯数：1,283世帯

※2017(平成29)年12月1日現在(住民基本台帳)



■地区活動計画

《 基本目標 》

隣近所との交流促進～高齢者から若年世代まで～

《 基本方針 》

- ①声掛け運動（おあしす運動）
- ②既存の行事に若い人に積極的に参加してもらう

《 解決すべき課題 》

隣近所との関わりが薄くなった

■地区懇談会での主な意見

地域の主な課題		解決に向けた取組アイデア (地域の活動指針となりえるもの)
希薄化	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報把握が出来ていない。 ○困っている人を助けてよいか分からない。 ○困っていても発信出来ない。 ○地域の活動を出来る人が少なくなった。 ○若い世代が地域の交流に無関心。 ○隣近所との関わりが薄くなった。 ○草刈りが大変。 	<ul style="list-style-type: none"> ○リーダーの発掘。 ○趣味を楽しむ。 ○人間教育の見直し。 ○油井川クリーンアップ作戦。
団体の後継者不足	<ul style="list-style-type: none"> ○行政面から運動会等、協力を頂きたい考え方が変わってきている。 ○次世代の担い手。 ○団体の人数が減ってきている。 ○団体の役員を自分の為と思うような意識改革が必要。 ○団体の役員になる人が少ない。 ○団体として行事をこなすのが大変。 ○若妻⇒婦人会⇒老人クラブというような団体のつながり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化になって地域みんなで交流を図るようになった。 ○団体活動のPR。 ○若い人の意見を聞く。 ○個人への声掛け、きっかけづくり。 ○組織の見直し、意識の改革。 ○団体、関係機関との連携。 ○リーダーシップの発掘。
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ○男女とも未婚者が多く将来が心配。 ○障がい者(若い方)の見守り、引きこもりの方の孤立化。 ○震災後、子どもに外で遊ぶなど言い、子どもが外で遊ばなくなった。 ○夜間、子どもだけの家庭がいる。 ○若い頃から地域のつながりを持てるようなシステムづくり。 ○引きこもりの方がいる。 ○一人暮らし高齢者が多い。 ○雪かき、引きこもり。 ○普段からの見守りが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代間交流。 ○幸せの価値を見直す。 ○子育て世代の支援。

3 岳下地区

■地域データ

- 人 □：9,411 人
(男性：4,682 人、女性：4,729 人)
- 世帯数：3,770 世帯
- ※2017(平成29)年12月1日現在(住民基本台帳)



■地区活動計画

《 基本目標 》

新たな出会いをつくろう (ふれあい)

《 基本方針 》

- ①話し合いの場づくり
- ②地区イベントの開催
(行政区を超えた)

《 解決すべき課題 》

地域のつながりが弱くなっている

■地区懇談会での主な意見

地域の主な課題		解決に向けた取組アイデア (地域の活動指針となりえるもの)
情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○どこまで情報を提供したら良いかが課題。 ○要援護者避難制度に登録しない方がいる。 ○一人暮らしの把握が難しい。 ○転入・転出が多い。 ○新たに住んでいる方が分からない。 ○地域の情報が入ってこない。 ○民生委員でも、新しく入ってきた人の把握ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○出入りの激しい地区の情報をタイムリーに伝える。
地域のつながりの希薄化	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブがなくなった。 ○若い人がサロン等の活動に参加してくれない。 ○団体に入る人がいない。 (区・婦人会、消防団等) ○サロンのような新しい団体を作りたいが生み出せない。 ○地域のつながりが無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○趣味を楽しむ。 ○となり近所での支え合い。 ○団員に声を掛ける。 ○会の活動の見直し。 ○会の活動をPRする(楽しい部分)。 ○“岳下だより”の活用。 ○市の協力による情報発信。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家の問題。 ○日中留守の家が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○普段からの見守り。 ○消防団と女性防火クラブの協働による訪問活動。
地域での孤立化	<ul style="list-style-type: none"> ○市から災害時要援護者登録の案内が来ても返答しない人がいる。 ○となり近所の人に協力をお願いできない人がいる。 ○隣近所に助けてと言えない人への対応。 ○高齢者一人暮らしの増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○普段からの声掛け。 ○緊急時の対応の共有化。 ○助けてと言えるような環境づくり、声掛け。 ○区長さんと連携した見守り活動。 ○団体の横のつながりを強化する。 ○緊急通報システムの活用。 ○要援護者避難支援制度の理解。 ○情報の共有化。

4 杉田地区

■地域データ

○人 □：4,360人

(男性:2,176人、女性:2,184人)

○世帯数：1,471世帯

※2017(平成29)年12月1日現在(住民基本台帳)



■地区活動計画

《 基本目標 》

地域交流の機会を多くする

《 基本方針 》

- ①声掛け、あいさつ運動の推進
- ②見守り運動の充実
- ③お茶・飲み会の推進

《 解決すべき課題 》

地域の繋がりが希薄になってきており、
孤独化などが進み、将来が不安

■地区懇談会での主な意見

地域の主な課題		解決に向けた取組アイデア (地域の活動指針となりえるもの)
助けてが 言えない	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らし高齢者を訪問しても出てきてくれない。支援を拒否している。 ○助けを求めることができない人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協の一層の活性化。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○商店が少なくなってしまった。 ○空き家や荒地が増えて不安だ。 ○杉田駅前が寂しくなった。コンビニが無くて困っている。 ○車が無いと生活に不便。交通機関が少ない。 ○道路環境(散歩道、通学路の整備、夜道が暗い、痛んでおり凹凸が多い)。 ○使用できる公園やグラウンドがない。 ○空家が多くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家の再利用検討。 ○車に乗せてやることもできるが、限界も。マイクロバスを出してもらえると良い。
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会を抜きたいという人も出てきている。 ○子ども達の声が聞こえない。 ○地域交流の場が少ない。 ○地域の人材発掘と活用が課題だ。 ○昔ほど近所付き合いがなくなった。 ○大人も子どもも挨拶が少なくなったような気がする。 ○若い人の責任感がなくなった。 ○個人情報オープンにできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいいいききサロン。 ○世代間サロン。 ○出て来ない人をお願いする。 ○若い世代に地域行事を任せる。
高齢者 (ひとり 暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が多い。(一人暮らし、高齢者世帯、日中独居等) ○子どもや若者が減少し、地域での出番が少なくなっている。 ○高齢者世帯が増加すると共に、地域のつながりがなくなってきた。 ○今の高齢者は仕事が多い。 ○要援護者名簿に登録しない人がいる。 ○地域社会の奉仕活動に高齢者の割合が多く若い人の参加が少ない。 ○閉鎖的な高齢者の対応が難しい。 ○老老介護の世帯が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○さりげない見守り活動。 ○日頃のあいさつが大切。 ○定期的に声掛けをする。 ○子どもが面倒をみてあげる。 ○高齢者のゴミだしを近所で手伝う(声掛け)。 ○家の電気がついていないか確認。 ○地域での見守り・気づき(カーテンがあいているか。新聞が溜まっていないか。) ○すぎた広報誌の向上。 ○見守り体制。 ○地区社協の見守り活動の継続。
少子化	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の原発事故で避難した子どもと家族が6年も経過しても帰ってこない。 ○若い人が地元になく子どもがいない。 ○独身者が多い。(結婚しない。) ○公園で遊ぶ子どもがいない。 ○産科がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○結婚相談所も積極的に活用する。 ○家族で子どもを見る。 ○婚活の場をつくる。
役員の 成り手	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体の役員の引き受けがない。 ○同じような人で集まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○役員になれる人を探す。(なつてほしくない人もいり。) ○まわり番にする。

5 石井地区

■地域データ

- 人 □：2,801 人
(男性：1,410 人、女性：1,391 人)
- 世帯数：841 世帯
- ※2017(平成29)年12月1日現在(住民基本台帳)



■地区活動計画

《 基本目標 》

困りごとを言っていただける人づくり・場所づくり

《 基本方針 》

- ①困りごとを話し合う場をつくる
- ②各団体間の情報交換の場をつくる

《 解決すべき課題 》

高齢者の困りごと

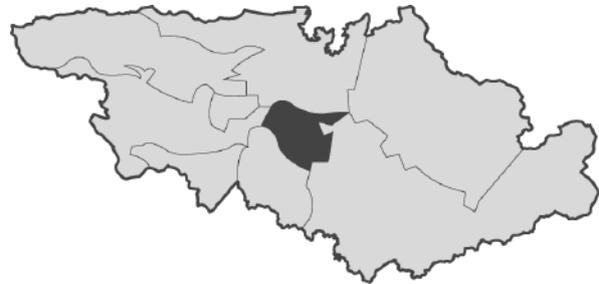
■地区懇談会での主な意見

地域の主な課題		解決に向けた取組アイデア (地域の活動指針となりえるもの)
少子化・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化。 ○産婦人科がない(産むところ)。 ○預かり保育をすところがない。 ○結婚して転出してしまう。 ○若い世代が少ない、定住しない。 ○嫁がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○結婚推進員。 ○企業誘致。 ○定住政策。
住民意識	<ul style="list-style-type: none"> ○まとまりがない。 ○上下関係がない。 ○無関心。 ○住民の協調性の低下。 ○自己主張が強く、役員を引き受けてくれない。 ○部落の飲み会が無くなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣の除雪協力。 ○住民同士の親睦。 ○集会所の活用。
高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ○会食会は参加者より手伝いの方が多い。 ○高齢者が日中1人になる。 ○地区内の方の情報。 ○認知症の方の対応。 ○家族の認知症を相談できない。 ○高齢者でも就労する世の中になってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○外出しない方への配食。 ○会食会参加者を増やすための内容工夫。
地区・団体の問題	<ul style="list-style-type: none"> ○退会者が多く入会者がいない(長寿会・婦人会)。 ○団体の存続(婦人会)。 ○団体の役員が負担(婦人会)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体の活性化。 ○魅力のある活動。

6 大平地区

■地域データ

- 人 □：2,676 人
(男性：1,309 人、女性：1,367 人)
- 世帯数：888 世帯
- ※2017(平成29)年12月1日現在(住民基本台帳)



■地区活動計画

《 基本目標 》

世代間交流を進め福祉の意識を高める

《 基本方針 》

- ①高校生（若者）に事業への呼びかけを行い参加してもらう
- ②団体活動の交流
- ③団体活動のPR広報の工夫
(大平だより、チラシ、イベント周知)
※PR広報の継続性

《 解決すべき課題 》

後継者の育成

■地区懇談会での主な意見

地域の主な課題		解決に向けた取組アイデア (地域の活動指針となりえるもの)
会員の 継承・ 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人会・リーダーの養成が必要。 ○婦人会の会員減少・継承。 ○配食ボランティアの継続(若返り)。 ○配食ボランティアの会員数が増えない。 ○いきいきサロン役の後任がいない。 ○大平は役員任期2年なので良い(人選の悩みが無い)。 ○役員をやることで、地域を把握することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○親から子へ伝える。 ○会の役割を若い人に説明する。 ○区長会を通して役員を選ぶ。 ○移送ボランティアの養成。 ○広い範囲でのボランティア養成。
高齢者の 把握	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の問題で一人暮らしの把握が困難。 ○ひとり暮らし元気な人以外の確認(なかなか会えない)。 ○見守り活動の対象者の把握。 ○女性の一人暮らしが多い。 ○男性が女性宅を訪問するのは難しい。 ○遠慮なのか、頼ることへの抵抗がある方への対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア(有償・ポイント制度)。 ○除雪ボランティア・無償での活動。 ○災害時要援護者台帳の活用。 ○配食サービスは、年間計画をつくり、利用者へ分かりやすくする。 ○女性の家へは、他の団体の女性と同行訪問する。 ○商品券とか、“結返し”の仕組みをつくる(お互い様ボランティア)。 ○新しいボランティア活動の発掘。 ○区の中の団体同士の協力。
世代間 交流	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人会員など、若い子育て中の人との関わりがない。 ○サロンに男性の会員が1名しかない。 ○嫁・婿探し。 	<ul style="list-style-type: none"> ○親同士のパーティー。 ○婚活パーティー。 ○世話役(仲人)を各地につくる。
団体への 理解	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきサロンの活発な活動が知られていない。 ○ボランティアの理解が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○みつばちクラブなど、若い世代への声掛け。 ○組織の役割・仕組み・支え合いの情報を周知する。 ○若い人達の団体の活用(今ある団体)。 ○若い人が集まる団体の募集。 ○住民センター便りの活用。 ○子育て世代のサークル活動の支援。

7 安達地区

■地域データ

- 人 □：11,118人
(男性:5,432人、女性:5,686人)
- 世帯数：3,783世帯
- ※2017(平成29)年12月1日現在(住民基本台帳)



■地区活動計画

《 基本目標 》

気楽に参加できる地域事業の充実

《 基本方針 》

- ①各団体の広報と活動内容の充実
- ②各団体の横の繋がりを深める

《 解決すべき課題 》

地域事業に出てくる人が減ってきている

■地区懇談会での主な意見

地域の主な課題		解決に向けた取組アイデア (地域の活動指針となりえるもの)
高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化が進んでいる。 ○地域事業に出てくる人が高齢化で減ってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の集まる場をつくる。 ○サロン活動を広げる。
少子化	<ul style="list-style-type: none"> ○結婚しない人が多い。 ○子どもがいない。 ○地域によって子どもの増減の差がある。 ○地区の子どもと話す機会がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○婚活。
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の除雪をする人がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの育成。 ○地域で声掛け、見守り。
若者の地元離れ	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世代は便利なところに出て行ってしまう。 ○店もつぶれていってしまう。 ○在宅時間が少ないので交流が図れない。 	
団体の後継者不足	<ul style="list-style-type: none"> ○団体に若い世代が入らない。 ○老人クラブとサロンの運営。 ○各団体で何の活動をしているか分からない。 ○リーダーになる人がいない。 ○老人クラブに入る人が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○懇談会の場を作る。

8 岩代地区

■地域データ

○人 □：6,962人

(男性:3,467人、女性:3,495人)

○世帯数：2,303世帯

※2017(平成29)年12月1日現在(住民基本台帳)



■地区活動計画

《 基本目標 》

高齢者との地域交流を促進する

《 基本方針 》

- ①サロンの充実
(コンパクトサロンの推進と魅力があり少人数で参加しやすいサロン)
- ②高齢者への声掛け
- ③子どもと高齢者の交流
(校内活動において)

《 解決すべき課題 》

高齢者の孤立

■地区懇談会での主な意見

地域の主な課題		解決に向けた取組アイデア (地域の活動指針となりえるもの)
介護・福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人が増えている。 ○閉じこもりは認知症が進んでしまう。 ○とじこもりの人が多い（高齢も若い人も）。 ○施設に入れたいのに入れられない。 ○家族がうつを感じてしまう事がある。 ○在宅介護をして、婚期を逃した息子さんがいる。 ○高齢者世帯が多く、主要道路までの雪はき問題。 ○買いもの困難（運転免許）。 ○一人暮らし、高齢世帯の増加。 ○65歳以上も働いており、忙しい。 ○高齢者も働いており、団体に入ってくれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が集まれる、お茶のみサロンを作っている。 ○いろいろな人が集まる場を作る。 ○老人クラブでやっている、小さいサロンは、歩いていけるので行きやすい。 ○認知症、うつ病などの勉強会。 ○問題家庭を把握して、早く改善してほしい。 ○近くに住む子どもたちで買いもの支援。 ○お茶のみに行けない人への声掛け。 ○一人暮らしの方の見守り方。 ○移動販売を利用する。 ○のりあいタクシーバス。
担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの高齢化。若い人が入ってこない。 ○ボランティアに対して無関心な人が多く、ボランティアの会員も少なくなっている。 ○後継者がいない。 ○団体の良さを伝えられない。 ○参加者が固定している（男性が出ない）。 ○役をしてくれる人がいない。また育成もできていない。 ○団体のパソコン作業等できる人がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳未満のお母さん達の集まる会を募り、65歳になると老人クラブになるような会を作った。 ○公民館等の使用料がないと、もったいいのでは。 ○パソコン作業できる人をボランティアでやれないか。 ○楽しい仕事を増やす(温泉)。 ○広報紙を発行する。 ○団体の中でサロンをやる。 ○役の負担をへらす。
近所付き合い	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所の人とどうかかわっていったらいいのか。 ○同じ町内でも情報がないため、どういう状況なのかわからない。 ○町内会の総会にも人が集まらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブで幼稚園とふれあいの場を作った。 ○学校に、ボランティアで関わる機会があるといい(伝統継承とか)。 ○学童等で、手仕事やボランティアに興味をもたせた。
若い人の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ○若い人は仕事に行っているので日中集まって集会みたいのがない。 	
結婚をしない人が多い	<ul style="list-style-type: none"> ○結婚しない息子と、高齢のお母さん世帯が多い、とじこもり防止。 ○男性への婚活支援。仲人がいない。 ○結婚しない人が多い。 ○結婚しても他の地域に行ってしまう。 ○子どもがいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○お節介をやいてくれる人が世話を焼いた方が婚活になるのでは。 ○SNSを活用。 ○若い人へ地域の良さ(つながり)を伝える。 ○地域の行事(お祭り)を続ける。
少子化	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの人数と学校の数があっていない。 ○子どもがいないから、伝統行事を維持するのが大変。 ○子育てに悩んでいる家庭もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○孫に関する勉強会(母親になる心がまえ)。
農業	<ul style="list-style-type: none"> ○農地が荒れている。 ○農業をやらずに、街へ出てしまう。 ○特産物(岩代)がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへ農業への働きかけ。

9 東和地区

■地域データ

○人 □：6,295人

(男性:3,094人、女性:3,201人)

○世帯数：2,030世帯

※2017(平成29)年12月1日現在(住民基本台帳)



■地区活動計画

《 基本目標 》

レッツゴーサロン!
～明るく元気に 老いも若きも～

《 基本方針 》

- ①サロンのPR
(年齢を超えたサロン・
社協だよりの活用)
- ②1人がリーダーをするのではなく
役割分担

《 解決すべき課題 》

サロンの充実

■地区懇談会での主な意見

地域の主な課題		解決に向けた取組アイデア (地域の活動指針となりえるもの)
行政区への加入	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区に元から住む人が、行政区のつきあいをしたがない。 ○他地区からの転入者が行政区に入らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意向を区長が確認する。 ○区を出ていかないようにして支援する。 ○会費の免除、役職の免除等の対応。
少子・高齢	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが少ない。 ○サロンのリーダーがいない。 ○高齢者の交通手段がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○サロンのリーダーを見つけるのを協力する。 ○サロン内で当番による世話役をつくり負担を軽減する。 ○サロンのサブリーダーをつくる。 ○交通手段は乗合で対応する。
健康・講座	<ul style="list-style-type: none"> ○温泉保養事業と合わせた各種講座の開催。 ○高齢者⇒自分の健康の心配。 ○認知症講座に高い関心。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症予防サポーターの活用。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅用火災警報器のメンテナンス（一人暮らし）をどうするか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防火クラブでの点検。
後継者	<ul style="list-style-type: none"> ○後継者がいない。 ○お嫁さんが来てくれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○世話焼き人。 ○広い範囲でのボランティア養成。
生活	<ul style="list-style-type: none"> ○除雪問題。 ○交通が不便（特に学生）。 ○近くに医者がない。 ○お店が近くにない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政区で対応できるものは対応する。



計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の普及啓発

本計画の成果と課題を明らかにするために、計画の進捗状況について、地域福祉推進委員会を設置し、評価・検証を行います。また、各種調査活動を通して福祉サービス利用者の福祉課題の把握を行い、新たな福祉課題や社会の環境変化に応じた計画の見直しを行います。

2 具体的な計画の推進

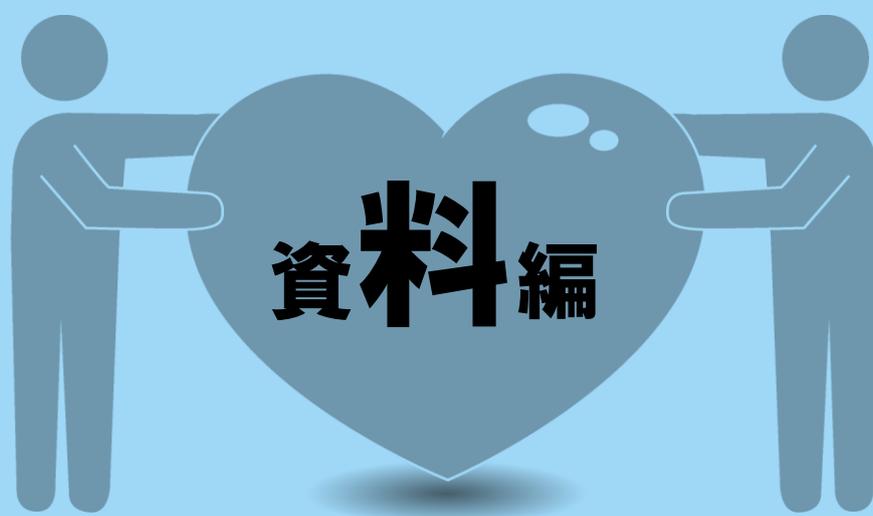
本計画の推進にあたっては、地域住民、地区社協、区・町内会、民生児童委員協議会、福祉事業者等と連携し進めていきます。また、広報誌やホームページを利用し、広く市民への計画の周知に努めていきます。

3 計画の進行管理

本社協は地域福祉を推進するために様々な事業を行っていきます。また、本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を常に行い、実効性のある計画を目指していきます。また、実施事業については、常に見直しを行い進めていきます。

■ PDCAによる進行管理イメージ





資料編

1 地区懇談会の結果について

(1) 2016（平成 28）年度実施概要

第2次計画の策定にあたり、市民の方々が普段の地域生活の中で感じていることや、地域の課題を把握するとともに、それらに対する解決策や方向性などを伺い、計画策定の参考とすることを目的に開催しました。

■2016（平成 28）年度実施状況

地区	実施日	会場	参加人数
二本松地区	2017（平成 29）年3月9日	二本松福祉センター	18名
塩沢地区	2017（平成 29）年3月2日	塩沢住民センター	9名
岳下地区	2017（平成 29）年3月7日	岳下住民センター	11名
杉田地区	2017（平成 29）年3月14日	杉田住民センター	23名
石井地区	2017（平成 29）年3月10日	石井住民センター	8名
大平地区	2017（平成 29）年3月6日	大平住民センター	9名
安達地区	2017（平成 29）年3月7日	安達公民館	9名
岩代地区	2017（平成 29）年2月24日	岩代保健センター	12名
東和地区	2017（平成 29）年2月28日	東和支所	7名

(2) 実施結果のまとめ

各地区で取りまとめた項目について、共通の課題は下記のとおりとなります。

特に「高齢化の進行、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加」「地域組織・団体の活動が衰退、団体間の交流が必要」といった課題については、全ての地区で共通であげられています。

① 地区懇談会であげられた地区ごとの共通課題

	二本松地区	塩沢地区	岳下地区	杉田地区	石井地区	大平地区	安達地区	岩代地区	東和地区
高齢化の進行、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加	●	●	●	●	●	●	●	●	●
支援が必要な人の情報を把握できない	●	●	●	●		●		●	
近所付き合いが希薄・地域のコミュニケーションが取れていない				●	●			●	
交流・イベントが少ない、参加者が固定化している				●	●			●	
地域組織・団体の活動が衰退、団体間の交流が必要	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ボランティアの担い手がいない						●	●	●	
子ども・若い世代の参加が少ない、世代間交流が必要、子どもの居場所がない		●		●	●	●	●	●	●
防犯の対策が必要			●	●					●
生活環境に不満がある（道路・交通の便、移動手段、買物、マナーなど）	●			●			●		●
空家が増加している	●		●	●					
未婚者が多い	●	●		●	●	●	●	●	●

② 地区懇談会であげられた地区ごとの主な課題

<二本松地区>

- 近所・地域との関わりを避けて、個人的・自分だけのために行動している人が多く感じる。
- 高齢者の一人暮らしが多い。
- 日常生活で会話をしない一人暮らしの高齢者がいる。
- 役員になる人がいない。活動する人が限られている。

<塩沢地区>

- 隣近所との関わりが薄くなった。
- 若い世代が地域の交流に無関心。
- 会の中で実働できる人が少ない。
- 団体の役員になる人がいない。

<岳下地区>

- 地域のつながりがない。
- 一人暮らしの把握が難しい。
- 民生委員でも、新しく入ってきた人の把握ができない。
- となり近所の人に協力をお願いできない人がいる。

<杉田地区>

- 隣同志のコミュニケーションがとれない。
- 空き家や荒地が増えて不安だ。
- 地区民が一緒になって楽しめるものが少ない。
- 高齢者世帯が増加すると共に、地域のつながりがなくなってきている。
- 年々高齢者は増えるが、支えてくれる若者は減少している。

<石井地区>

- 高齢者が日中1人になる。
- まとまりがない。上下関係がない。
- 退会者が多く入会者がいない。

<大平地区>

- 婦人会・リーダーの養成が必要。婦人会の会員減少・継承。
- いきいきサロン役の後任がいない。
- 配食ボランティアの会員数が増えない。
- 個人情報の問題で一人暮らしの把握が困難。
- いきいきサロンの活発な活動が知られていない。

＜安達地区＞

- 地域事業に出てくる人が高齢化で減ってきている。
- 地区の子どもと話す機会がない。
- 各団体で何の活動をしているか分からない。
- 団体に若い世代が入らない。リーダーになる人がいない。

＜岩代地区＞

- とじこもりの人が多い（高齢も若い人も）。
- 一人暮らし、高齢世帯の増加。
- ボランティアに対して無関心な人が多い。
- 子どもがいないから、伝統行事を維持するのが大変。

＜東和地区＞

- サロンのリーダーがいない。
- 行政区に元から住む人が、行政区のつきあいをしてがらない。
- 他地区からの転入者が行政区に入らない。
- 後継者がいない。

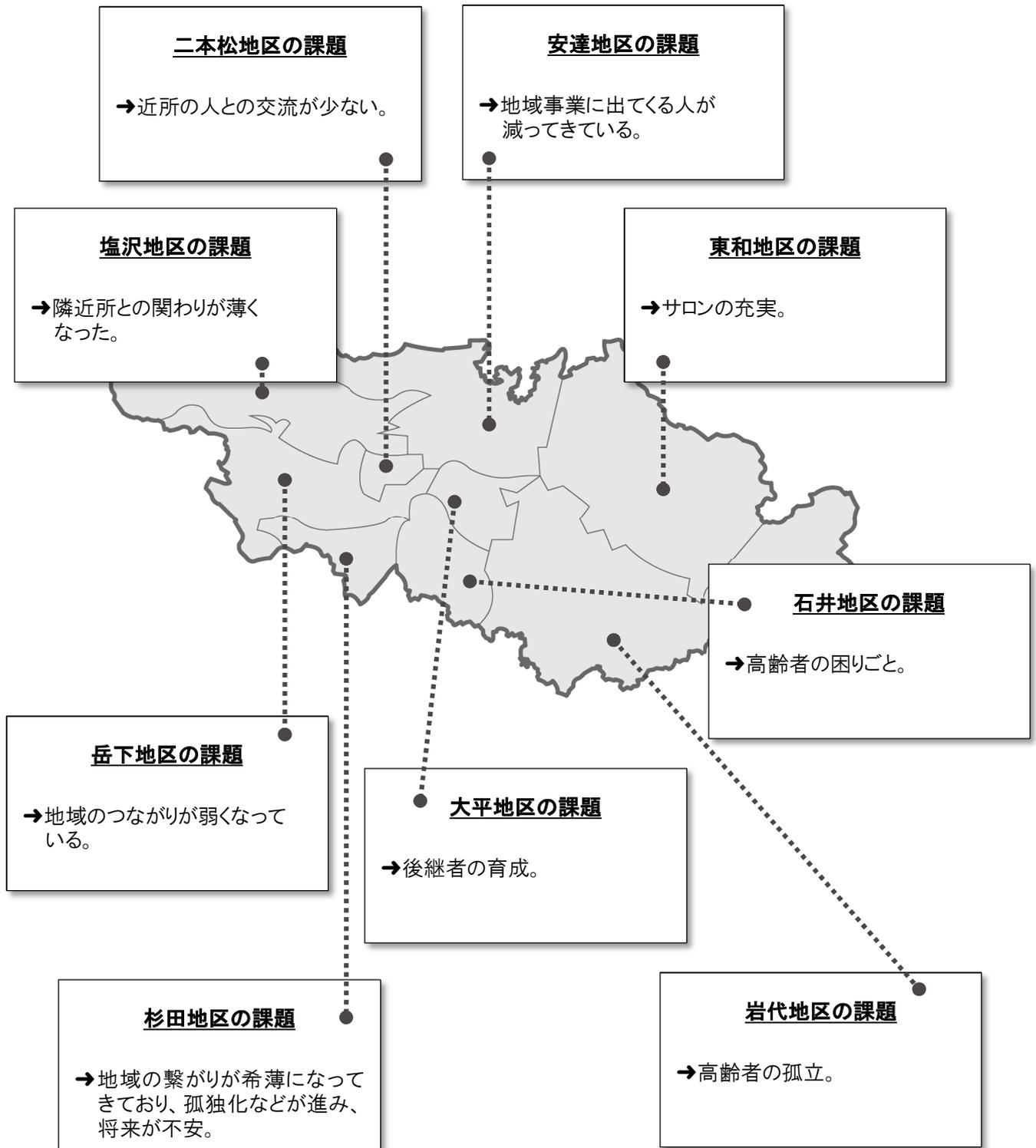
（3）2017（平成29）年度実施概要

2016（平成28）年度に実施した地区懇談会（市内9地区）で抽出した課題を住民同士で共有し、2018（平成30）年度から2022年度までに取り組む課題を整理し、地区別計画を策定することを目的に開催しました。

■2017（平成29）年度実施状況

地 区	実 施 日	会 場	参加人数
二本松地区	2017（平成29）年10月17日	二本松福祉センター	16名
塩沢地区	2017（平成29）年9月21日	塩沢住民センター	9名
岳下地区	2017（平成29）年11月7日	岳下住民センター	8名
杉田地区	2017（平成29）年10月11日	杉田住民センター	25名
石井地区	2017（平成29）年10月23日	石井住民センター	7名
大平地区	2017（平成29）年10月16日	大平住民センター	11名
安達地区	2017（平成29）年10月20日	安達公民館	11名
岩代地区	2017（平成29）年10月13日	岩代保健センター	10名
東和地区	2017（平成29）年9月28日	東和支所	10名

■ 住民懇談会で抽出した地区別計画で取り組む各地区の課題



2 団体アンケート・ヒアリングの結果からみる現状

(1) 2016（平成 28）年度団体アンケート・団体ヒアリング調査概要

第2次計画の策定にあたり市内に組織されている福祉関係団体等の活動に関する現状や課題、今後の方向性、福祉施策について、アンケート調査を実施しました。

また、分野毎に、回答いただいた団体の方々に参集いただきご意見をお聞きしました。

■2016（平成 28）年度団体アンケート

調査対象者	二本松市内で活動する事業所・団体
調査対象団体数	28 団体
調査方法	郵送による配布・回収
調査実施期間	2017(平成 29)年2月 13 日～2月 28 日
回収結果	配布件数:28 件、回収件数:18 件 回収率:64. 2% 回収内訳 ○事業所:10 事業所 ○団体:8団体 合計:18 件
主な調査項目	○貴事業所が対象としている人たちへの福祉サービスについて ○普段の業務を通じて感じる地域の困りごとや問題について ○地域との関わりについて ○今後の事業所の活動について

■2016（平成 28）年度団体ヒアリング

実施日	2017(平成 29)年3月8日～3月9日、3月 21 日
実施場所	二本松福祉センター
対象分野	高齢者、障がい者、子ども・子育て、福祉事業所の4分野
実施団体	調査票にご回答いただいた団体のうち、当日参加いただけた団体 ※市役所・社協組織等を含む 高齢者 6団体 障がい者 7団体 子ども・子育て 6団体 福祉事業所 6団体

(2) 2016（平成28）年度団体アンケート・団体ヒアリングの総括

団体ヒアリングにおいて出された課題は、下記のとおりとなります。

◆課題1 福祉の意識づくりについて

- 認知症や障がい者など、支援を必要とする人が地域に一定数おり、地域の人たちで支え合っていくことが求められている。
- 地域のつながりや人間関係の希薄化、核家族の増加による世代間の交流機会の不足などを背景に、日常生活で当事者（支援が必要な人）との関わり方に無関心な人が増えている。
- 当事者との交流の機会（当事者を含めた福祉教育）を地域で進めることにより、周囲の人の困りごとに関心をもち、「自分ごと」として、解決に向けともに考えて行ける地域づくりを行っていく必要がある。
- 当事者と教育機関（小中学校など）との交流の機会が少ないため、当事者と交流しながら福祉意識を育てていく福祉教育が必要である。

◆課題2 住民同士が地域で支え合う仕組みづくりについて

- 課題を抱えている高齢者、障がい者、子育て中の母親などは地域で孤立しがちであるため、同じ悩みを持つ当事者同士や、当事者と地域の人が気軽に集まり、お互いの悩みを相談したり、情報を交換することができる場が求められている。
- 地域の課題を話し合っ解決していく場や、専門機関や関係機関につなぎ連携した解決を図ることができる仕組みが求められている。
- 町内会・自治会、婦人会だけでなく、デイサービスやサロンなど、何かしらの形で地域の人と関わる機会を持てるようにしていくことが重要である。
- 市内では様々な団体が地域活動に取り組んでいるが、会員の減少などで運営の維持が厳しい状況にあるところが多い。
- 地域活動に参加したくても一歩を踏み出せない人も潜在的にいることが考えられ、団体の活動を効果的にPRしていくことが重要である。

◆課題3 ボランティア活動の活性化について

- 地域において、制度では対応できない問題が増えており、地域活動者やボランティアの力が必要とされている。
- 地域の課題の解決に向けて、ボランティアの活動を結びつける仕組みづくりや担い手の発掘及び養成に取り組む必要がある。
- 普段支援を受けることが多い当事者も、地域の活動に貢献できることも多く、当事者が積極的に活動できる機会をつくっていくことが重要である。
- 福祉意識の醸成のためにも、子どものうちからボランティアに取り組んでいくことが重要である。

◆課題4 相談体制の充実について

- 悩み事を抱えている方の中には、相談する場所を知らない、相談場所までいけないなどの理由で、相談機関につながらず、一人で悩みを抱え込み問題が大きくなってしまふ方もおり、アウトリーチに取り組み、声なき声を拾い上げていくことが必要である。
- 生活に関する様々な相談に対応する相談機関の情報を住民に広く周知し、住民、関係団体及び機関からの情報提供の連携により、相談機関につながる仕組みづくりを行う必要がある。
- 個人が抱える課題が多様化、複雑化しており、それらに一元的に対応できる仕組みも必要である。

◆課題5 孤立している方々の把握や見守り活動、緊急時の対応について

- 地域で孤立している方々の悩みや問題は、緊急的な問題が出てこないと表面化しない場合が多く、同一世帯内で高齢者や障がい者、子どもなど複雑で課題が困難な問題を抱えているケースも出て来ている。
- 地域の見守り活動は民生委員を中心に展開されているが、民生委員の負担が大きい部分もあり、地域の協力が不可欠となる。地域で孤立している方々や課題を抱えている方々を住民や関係者が把握し、見守り活動を連携して行うことにより、早期に解決する仕組みづくりを行う必要がある。
- 見守り活動の展開にあたっては、一方的な訪問だけでなく、段階的に互いを理解し、心を開きあって行っていくプロセスも必要である。
- 地域で平常時の見守りや緊急時の支援に取り組んでいくにあたっては、支援が必要な人を地域で把握することが必要であるが、個人情報保護の観点から進捗が芳しくないのが実情である。「仕組み」と「活用」の観点から支援者の個人情報の把握・共有方法の在り方を検討する必要がある。

◆課題6 情報提供の充実について

- 市や関係機関で実施している事業やサービスについて、住民に情報が行き届いていないため、必要なサービスに結びついていないことが多い。
- 高齢者、障がい者、子育て世代など、情報の入手方法は様々であり、一様な情報提供では、結びつかない場合が多い。
- 各対象に応じた効果的な情報提供の方法や住民や関係機関と連携した情報提供の方法について検討する必要がある。
- サービス利用にあたっての手続きが煩雑なところもあり、わかりやすく説明することも重要である。

◆課題7 地域課題に対応する福祉サービスの効果的な活用と充実について

- 小地域における課題は画一的ではないため、既存のサービスの利用状況についても地域により差がある。各々の地域の違い、人口規模、社会資源の整備状況、暮らしぶりなど課題把握（地域診断）を行い、福祉サービスの効果的な活用を検討していく事が必要とされる。
- 地域性が顕著に見られる課題として、移動手段の問題がある。福祉サービスの充実と合わせて、地域性に応じた支援の展開や生活環境の充実を図る必要がある。
- 福祉サービスの充実に合わせ、権利擁護や虐待防止など、安心して生活できる仕組みの充実が求められている。
- 福祉サービスは充実してきたところであるが、支援する側の人手不足などの問題もあり、今後は地域で支え合っていくことも重要である。地域の課題をサロンなど既存の組織を活かしながら、インフォーマルな支援を展開していくことも重要である。
- 子どもの貧困問題など、これまで表面化していなかった課題が出てきており、支援の在り方を検討していく必要がある。

(3) 2017（平成 29）年度団体アンケート・団体ヒアリング調査概要

第2次計画の策定にあたり、市内で地域福祉活動に携わる機関・団体を対象に2016（平成28）年度に実施した団体ヒアリング・アンケートの分析結果を基に、各機関・団体が計画の中で担う内容と役割を整理するため、アンケート調査を行いました。

さらにアンケート調査結果を基に、機関・団体が計画の中で担う取り組み内容を整理するため3分野の団体（高齢者関係、障がい者関係、子ども・子育て関係）で話し合いを行いました。

■2017（平成 29）年度団体事前アンケート

調査対象者	二本松市内で活動する事業所・団体
調査対象団体数	91 団体
調査方法	郵送及び訪問による配布・回収
調査実施期間	2017(平成 29)年 11 月1日～11 月 17 日
回収結果	配布件数:91 件、回収件数:54 件 回収率:59.3% 回収内訳 ○事業所:27 事業所 ○団体:27 団体 合計:54 件
主な調査項目	○課題に関する現在の取り組み内容 ○今後の取り組みに関するアイデア 【調査した課題】 ○相談窓口がわからない。行きたくても行けない等の理由で相談機関につながらず、問題が大きくなる ○地域で孤立している方々の悩みや問題は表面化しにくく、声もあげられない ○認知症・障がい者・子育てへの理解が浸透しない ○気軽に集まり交流できる居場所が求められている ○市や関係機関が実施している事業やサービス情報が行き届いていないために、必要なサービスに結びついていない ○地域課題の解決に取り組む組織、ボランティア等の担い手が不足している活性化が求められている

■2017（平成 29）年度団体ヒアリング

実施日	2017(平成 29)年 11 月 28 日、11 月 30 日
実施場所	安達公民館
対象分野	高齢者、障がい者、子ども・子育て関係の3分野
実施団体	調査票にご回答いただいた団体のうち、当日参加いただけた団体 ※市役所・社協組織等を含む 高齢者 7団体 障がい者 9団体 子ども・子育て関係 9団体

3 団体ヒアリングで各団体の課題に対する今後の取り組み

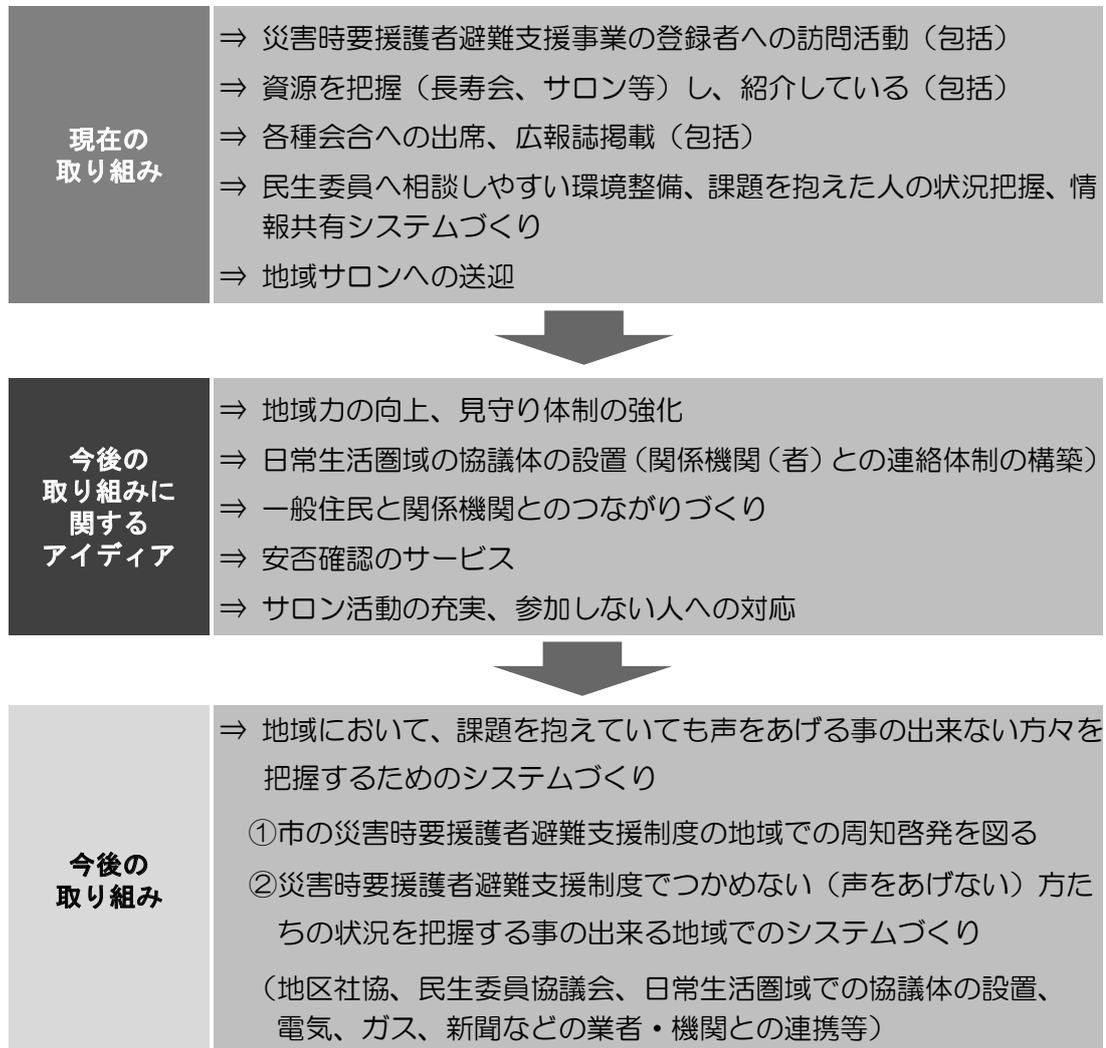
団体に対するアンケート結果（現在の取り組み・今後の取り組みに関するアイデア）分析を踏まえて、各団体及び事業所の今後の取り組みを検討しました。その結果については、次の今後の取り組みにまとめました。

（1）高齢関係団体

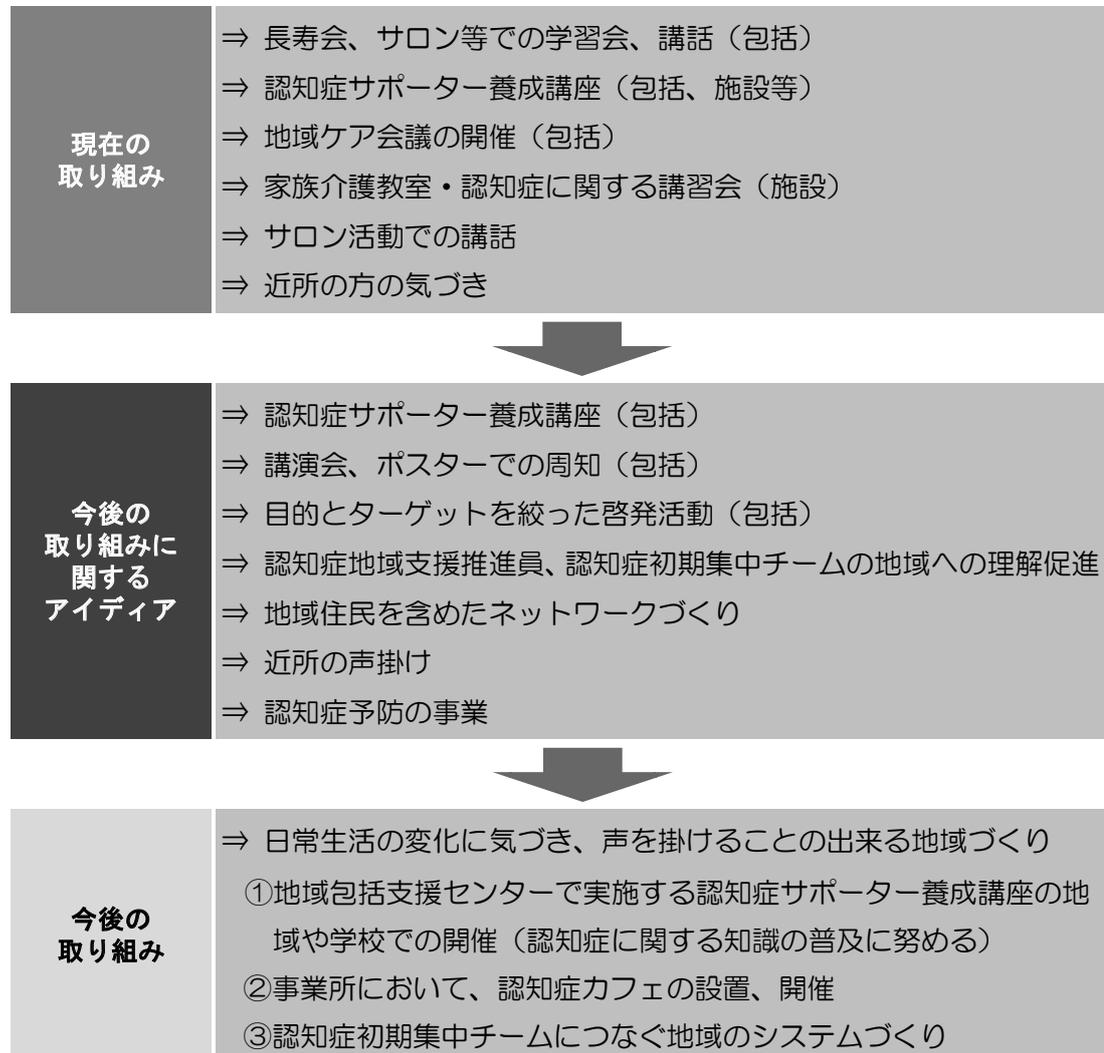
課題1 高齢者に関する相談窓口がわからない、行きたくてもいけない等の理由で相談機関につながらず、問題が大きくなる

<p>現在の 取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 地域包括支援センターによる、団体、サロン、地域会合などでの活動紹介、学習会、ちらし配布 ⇒ 包括支援センターによる要援護者世帯への戸別訪問 ⇒ 包括支援センターと関係機関との連携 ⇒ 民生委員による相談活動（受け止め、つなぐ） ⇒ 民生委員定例会での情報交換 ⇒ ボランティア団体や地域住民の見守り
	
<p>今後の 取り組みに 関する アイデア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 関係機関、団体のネットワークづくり ⇒ 地域包括支援センターの周知 ⇒ 日常生活圏域の協議体の設置（関係機関（者）との連絡体制の構築） ⇒ 地域から情報を入れられるような仕組みづくり ⇒ 民生委員へのつなぎ ⇒ 地域の支え合い活動
	
<p>今後の 取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 相談窓口を地域で周知し、住民の相談を各機関、団体が受け止め、つなぐ活動を充実させる ①相談機関である包括支援センターを地域の会合（民協、サロン、長寿会等）で周知する ②事業所等で気軽に相談ができる環境（認知症カフェ）づくりを充実させる ③民生委員活動において、相談を受け止め、関係機関につなぐ役割としての活動を継続し充実を図る

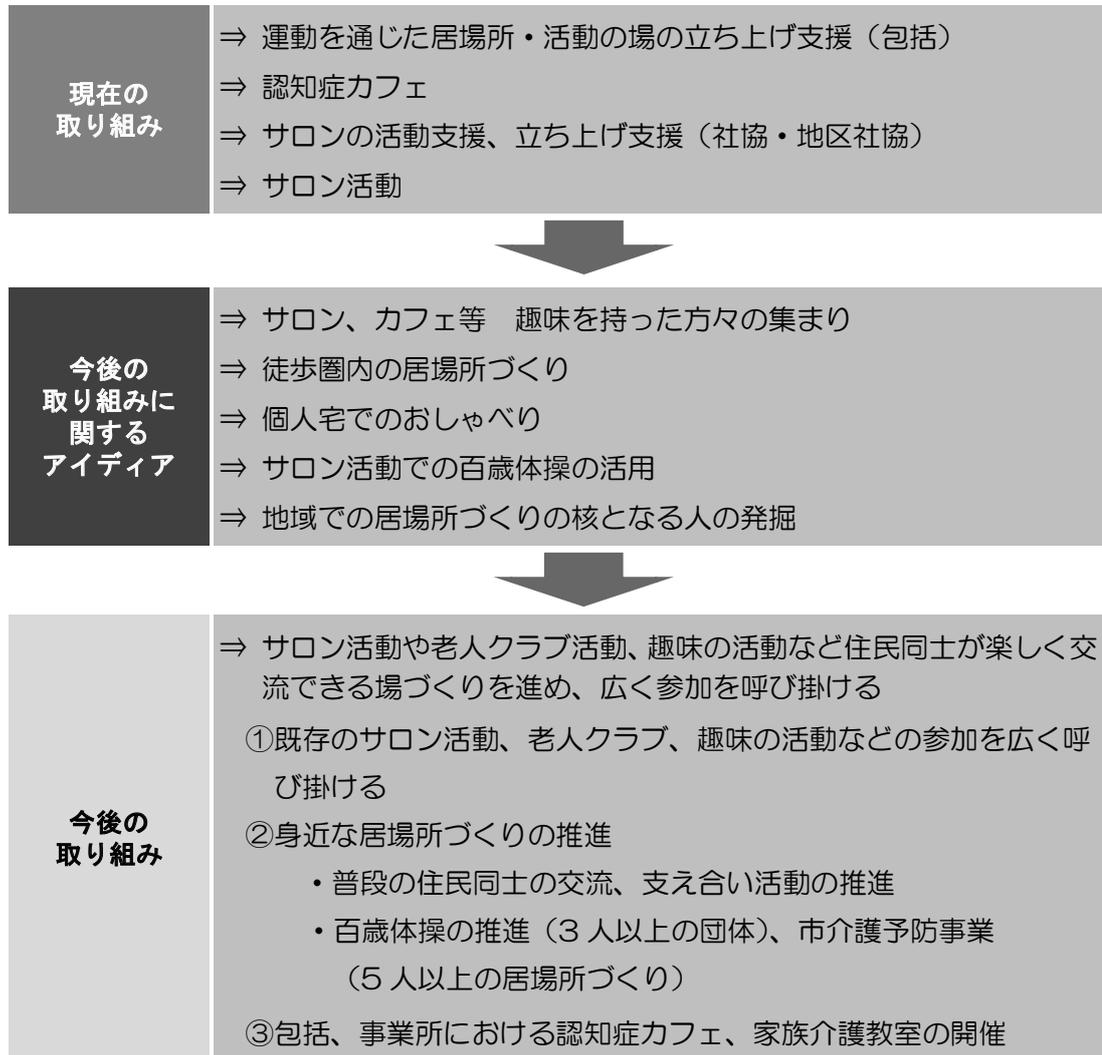
課題2 地域で孤立している方々の悩みや問題は表面化しにくく、声もあげられない



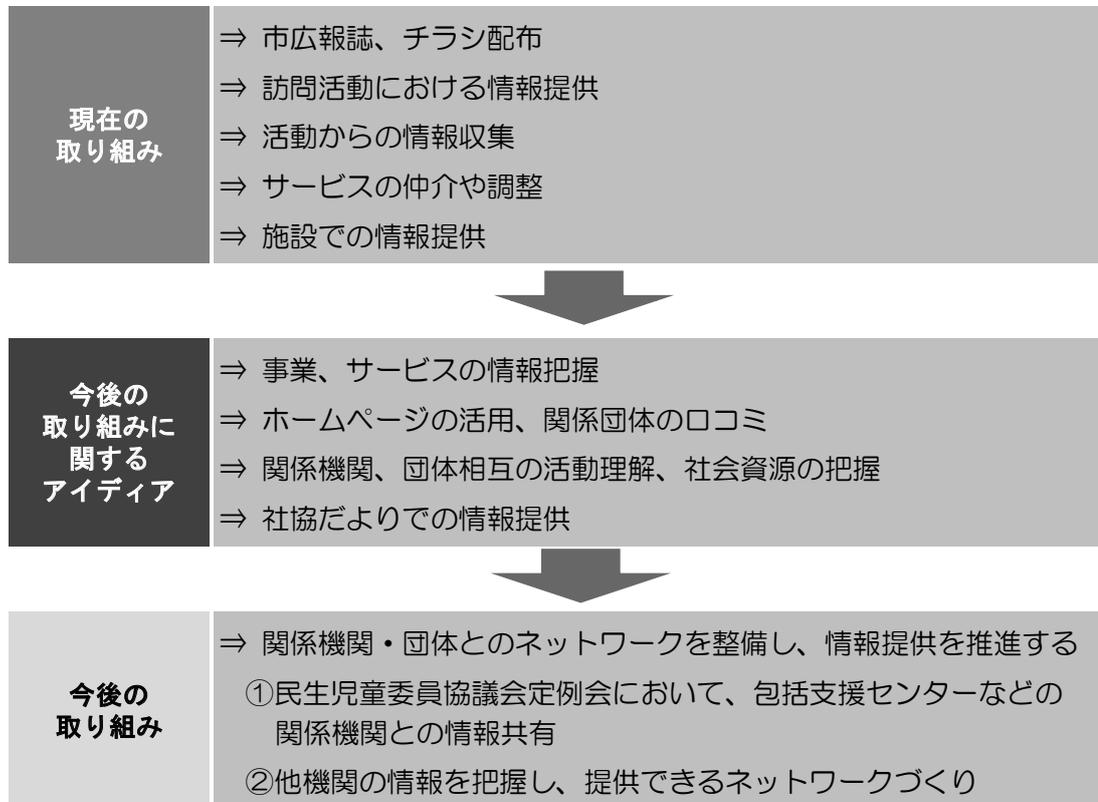
課題3 認知症の方が一定数いるにもかかわらず、地域の理解が浸透していない



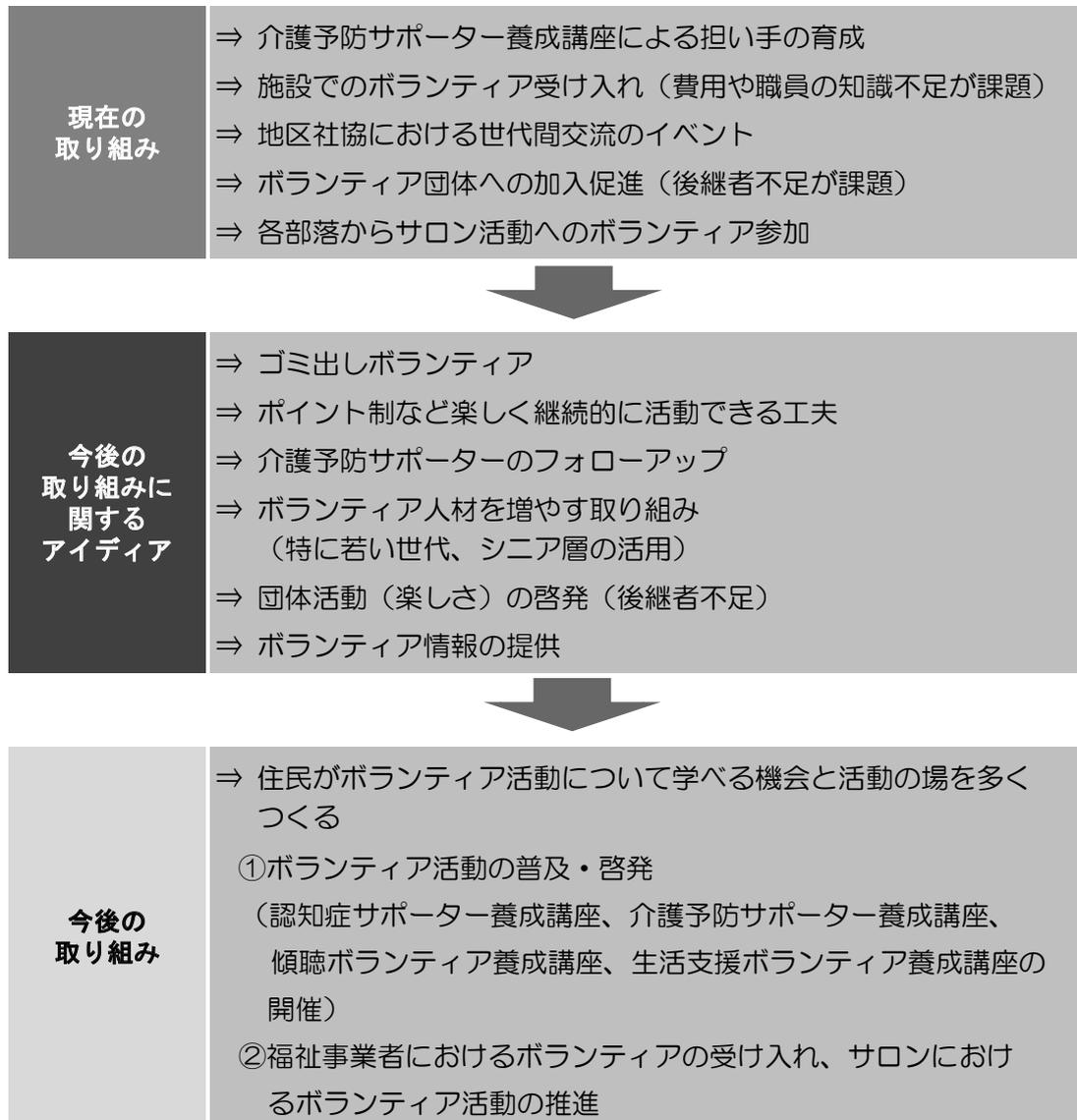
課題4 高齢者同士が、気軽に集まり交流できる居場所が求められている



課題5 市や関係機関が実施している事業やサービスの情報が行き届いていないために、必要なサービスに結びついていない

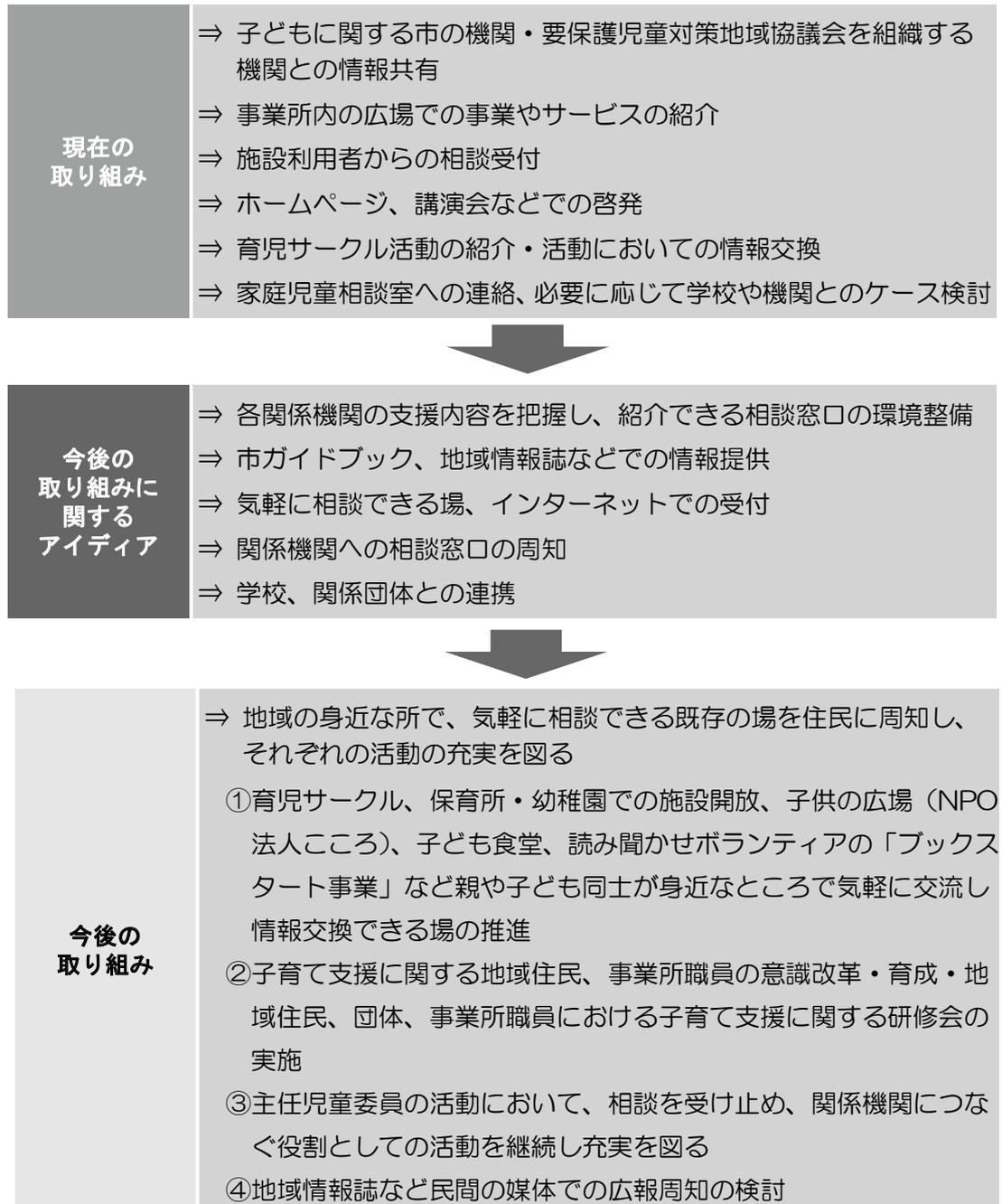


課題6 地域課題の解決に取り組む組織、ボランティア等の担い手が不足している。活性化が求められている

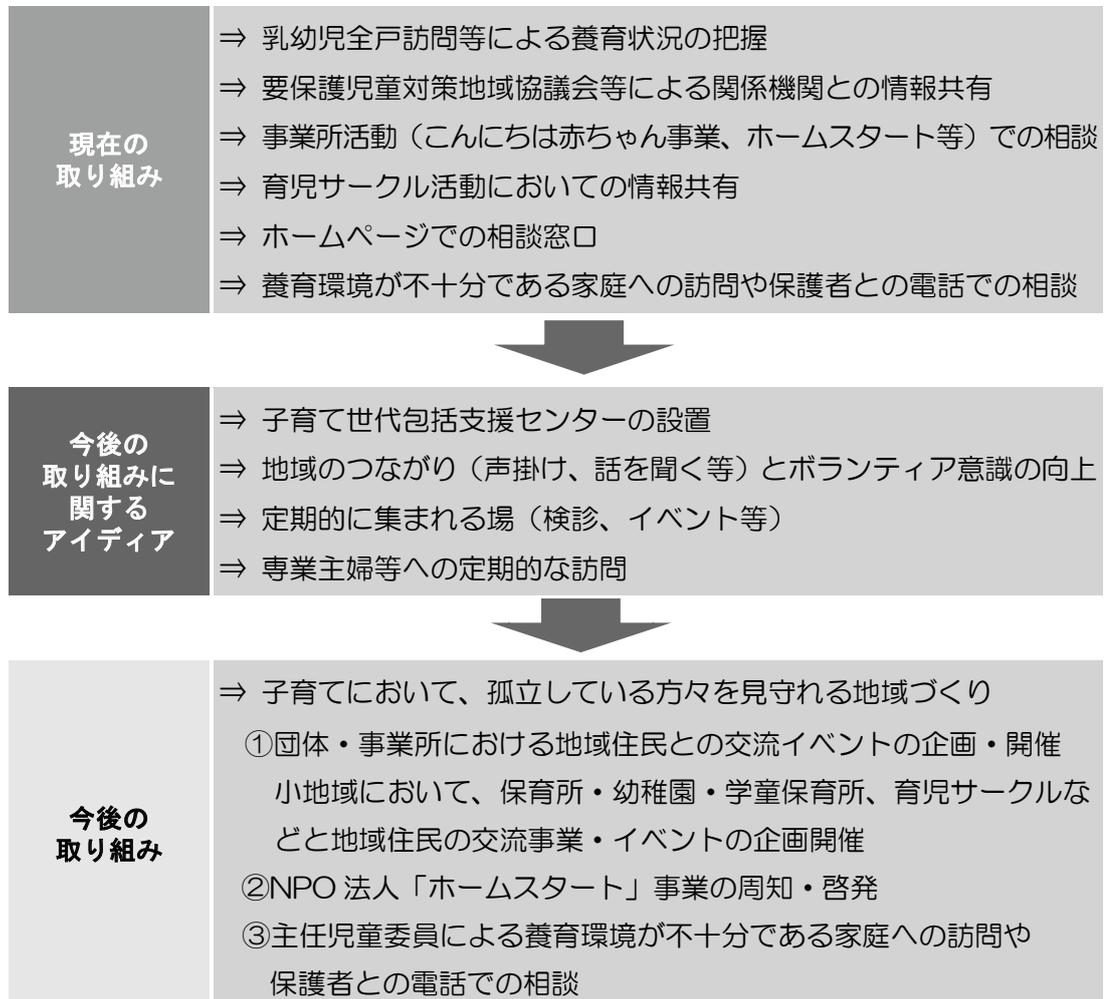


(2) 子ども・子育て関係団体

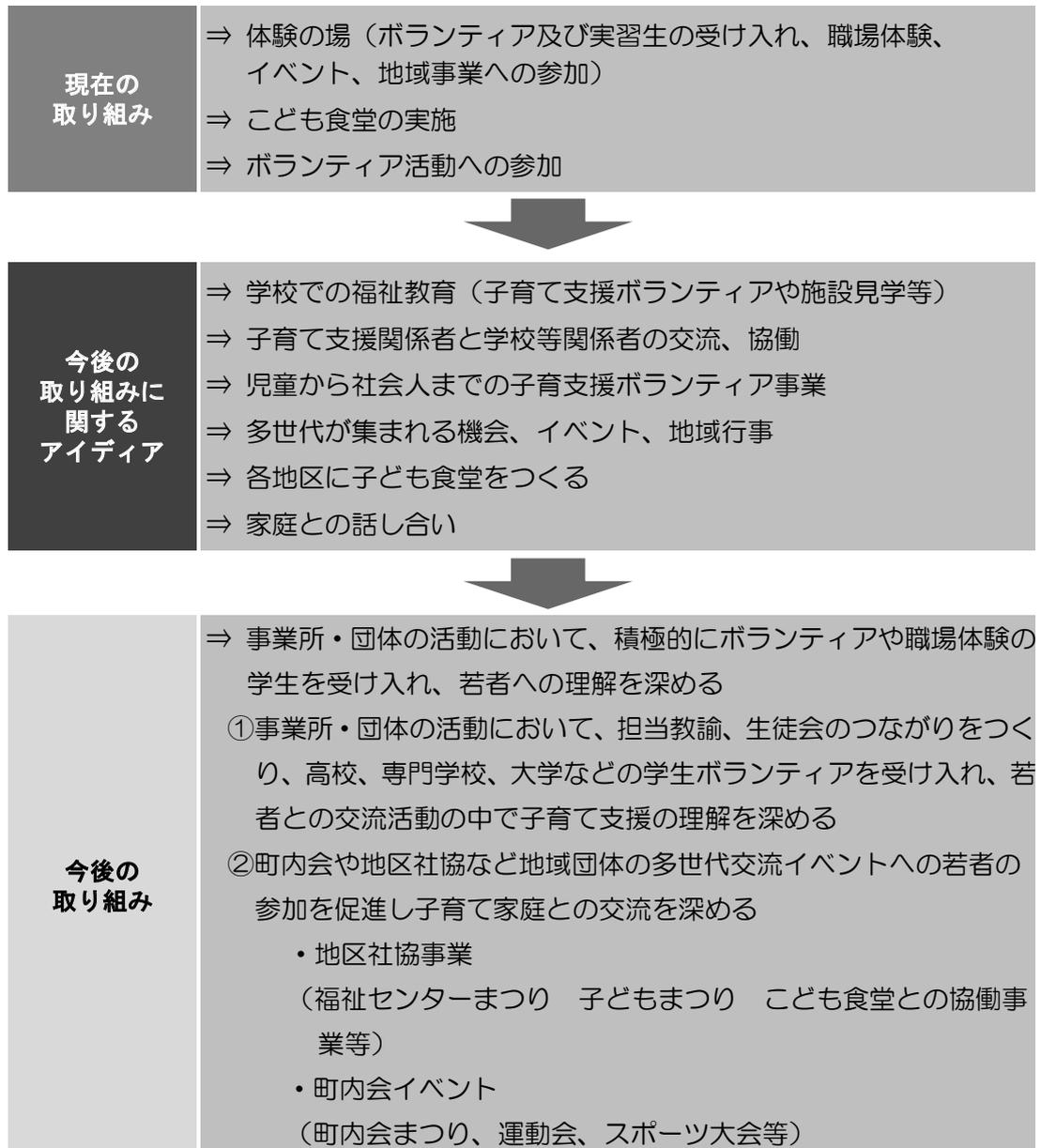
課題1 子育ての相談をどこにしたらよいかわからない



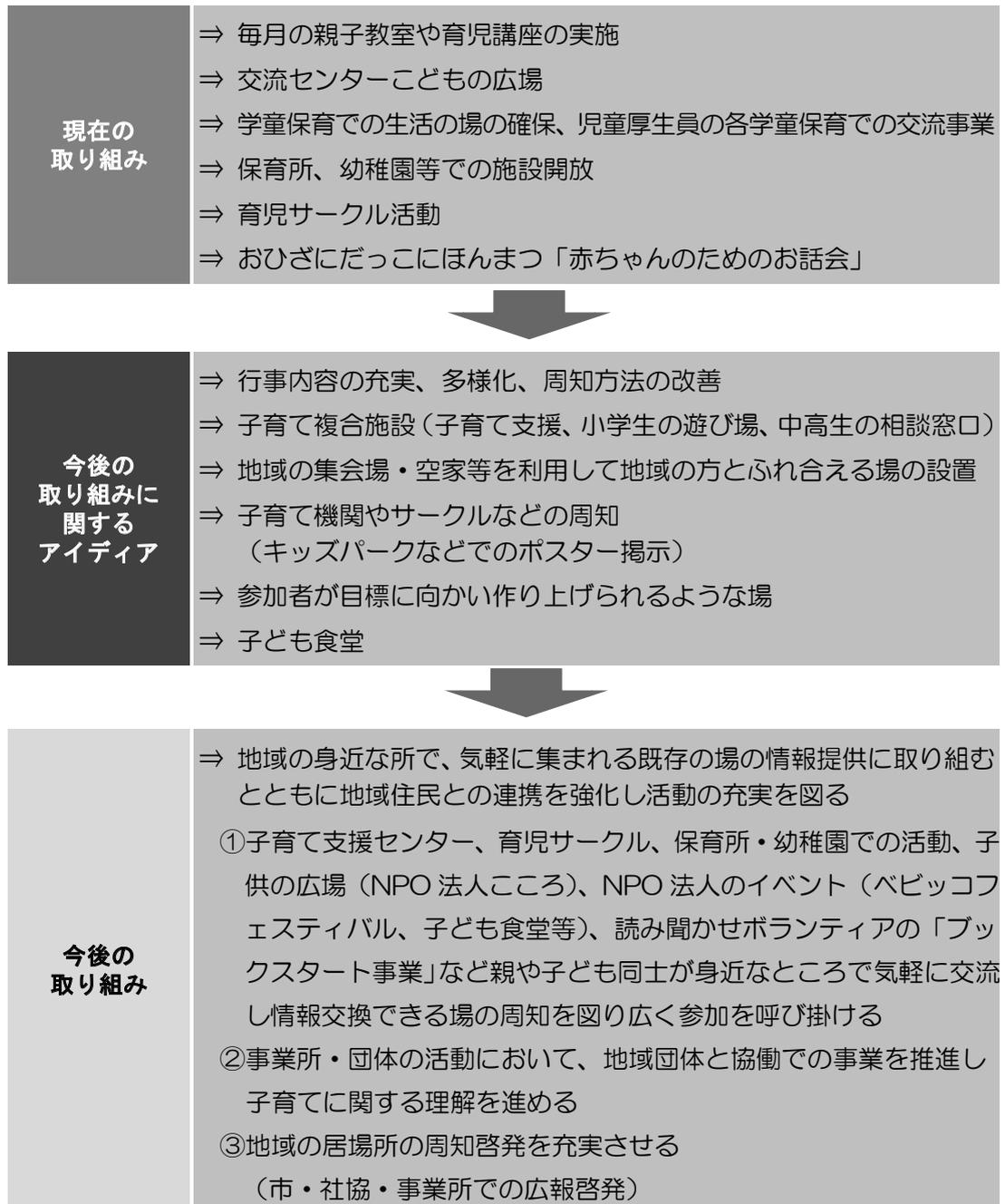
課題2 地域で孤立している方々の悩みや問題は表面化しにくく、声もあげられない



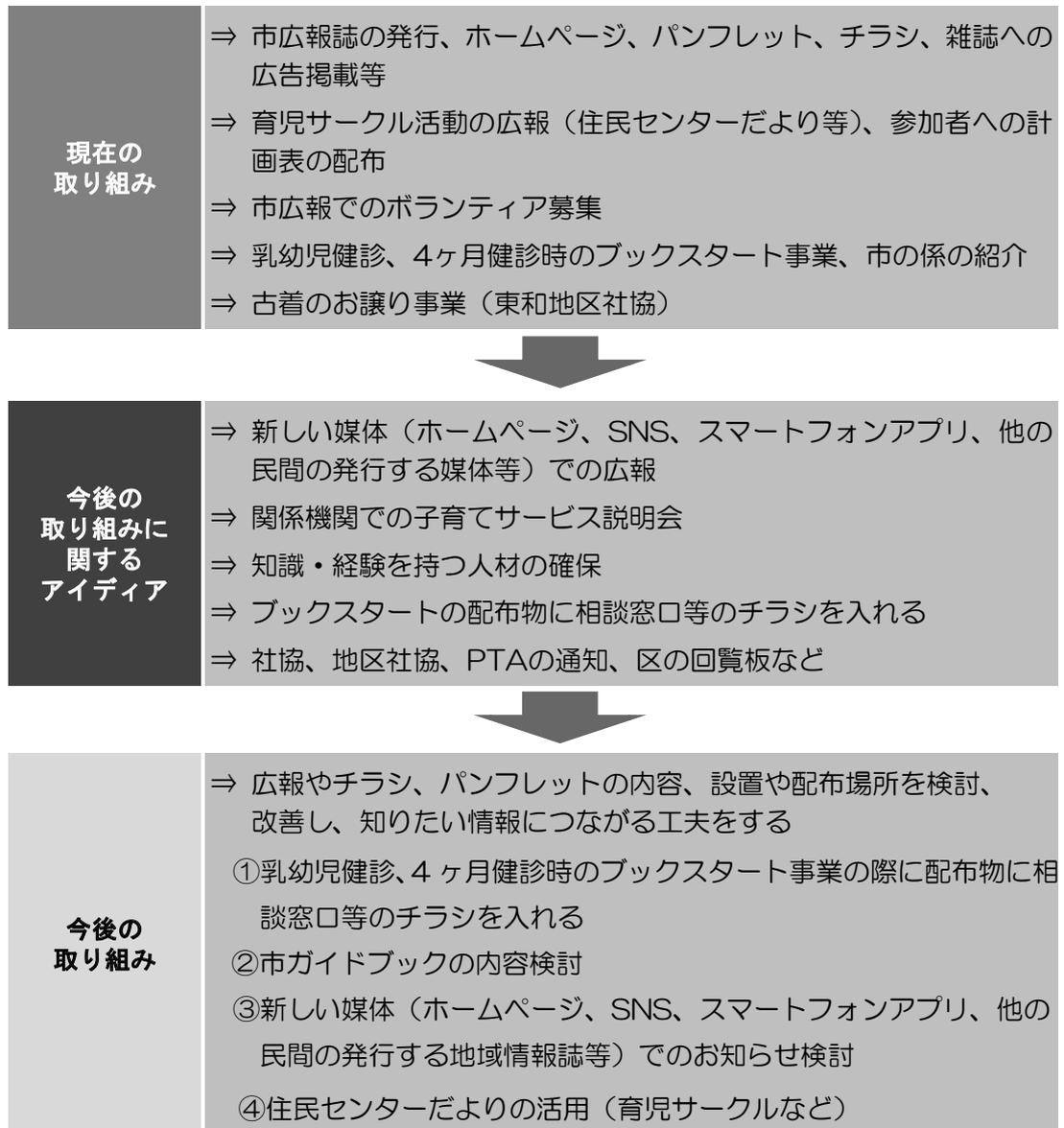
課題3 赤ちゃんや小さい子どもと触れ合う機会が少なく、子育てに思いが至らない若い人が増えている



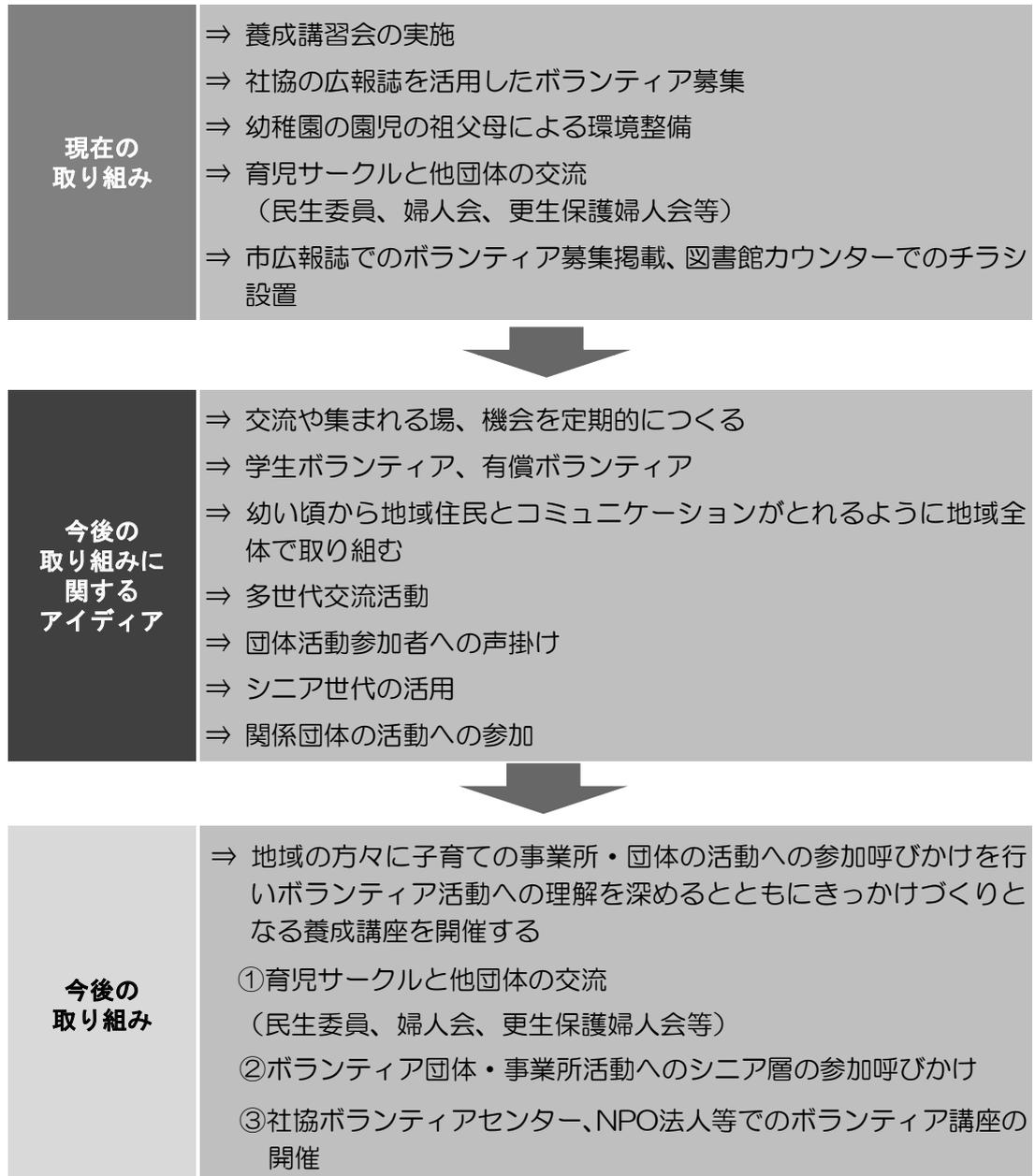
課題4 契約などを必要とせず、気軽に子育てを支援・交流できる居場所が必要



課題5 市や関係機関が実施している事業やサービスの情報が行き届いていないために、必要なサービスに結びついていない

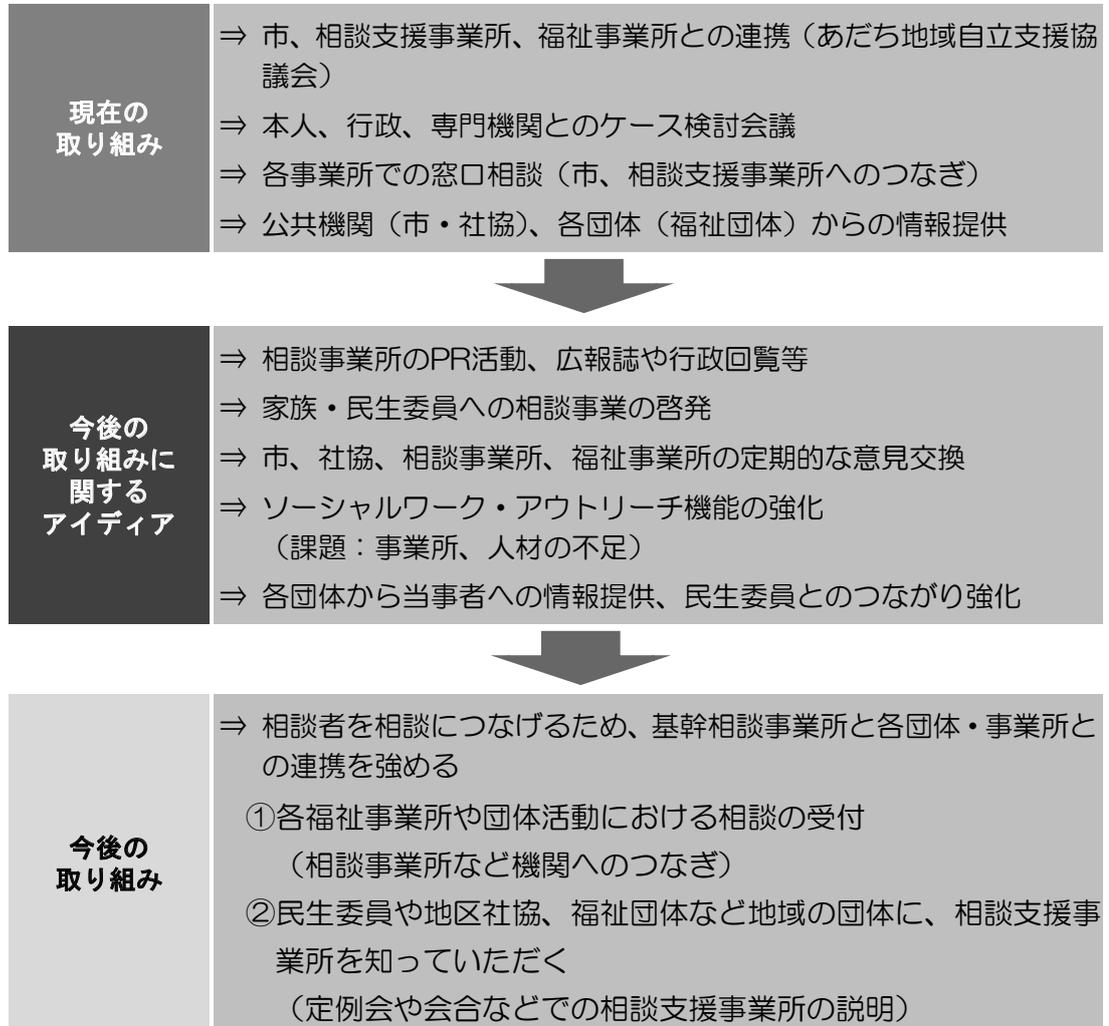


課題6 地域課題の解決に取り組む組織、ボランティア等の担い手が不足している 活性化が求められている

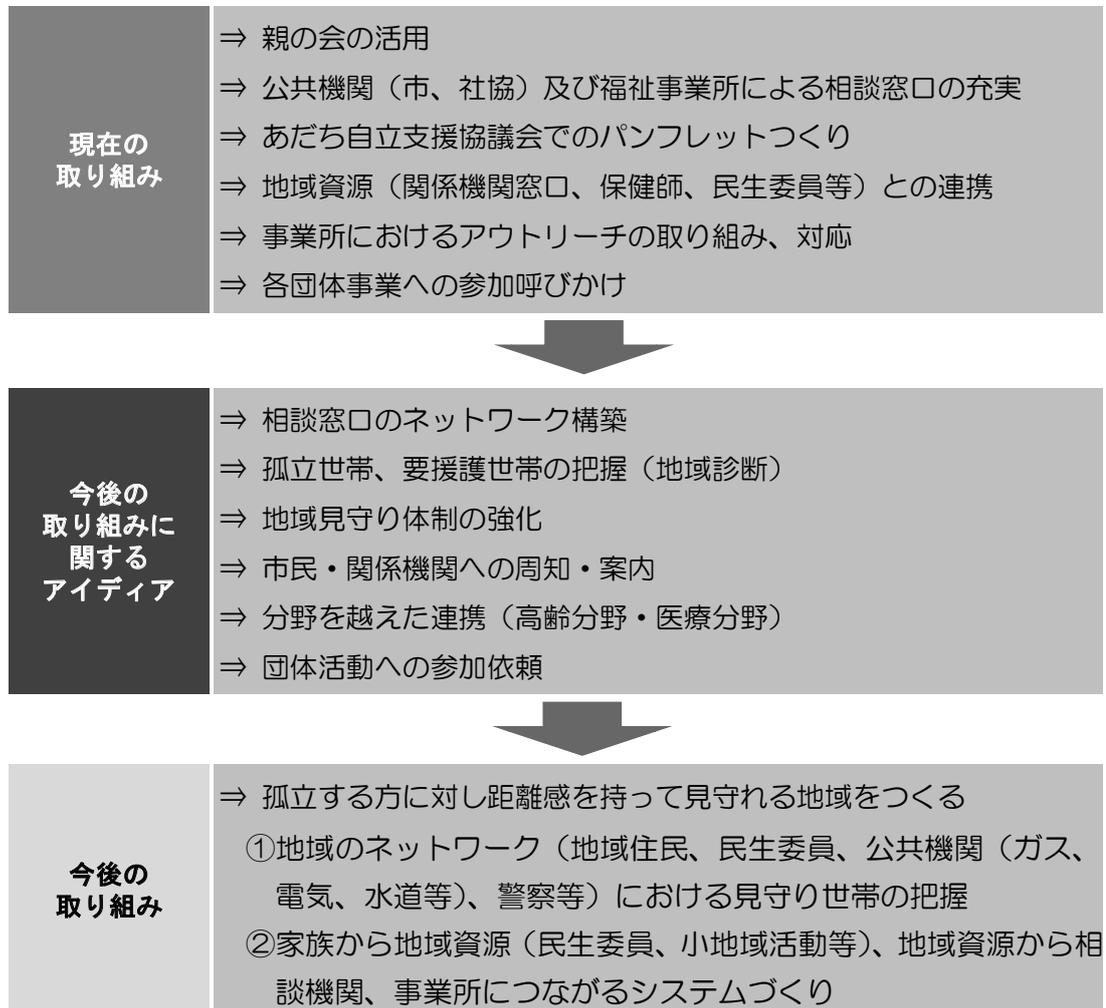


(3) 障がい関係団体

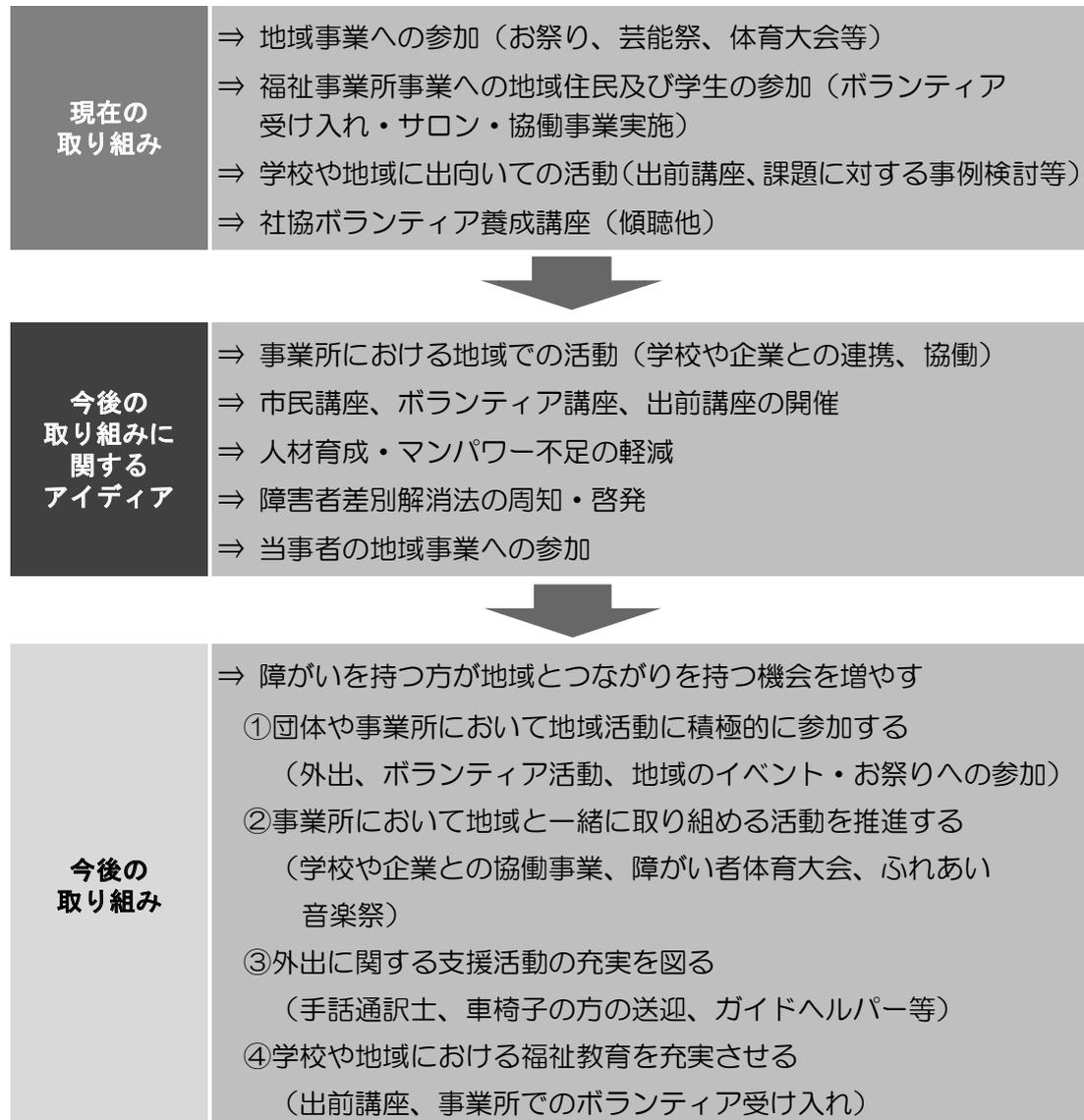
課題1 障がい者に関する相談窓口がわからない、行きたくてもいけない等の理由で相談機関につながらず、問題が大きくなる



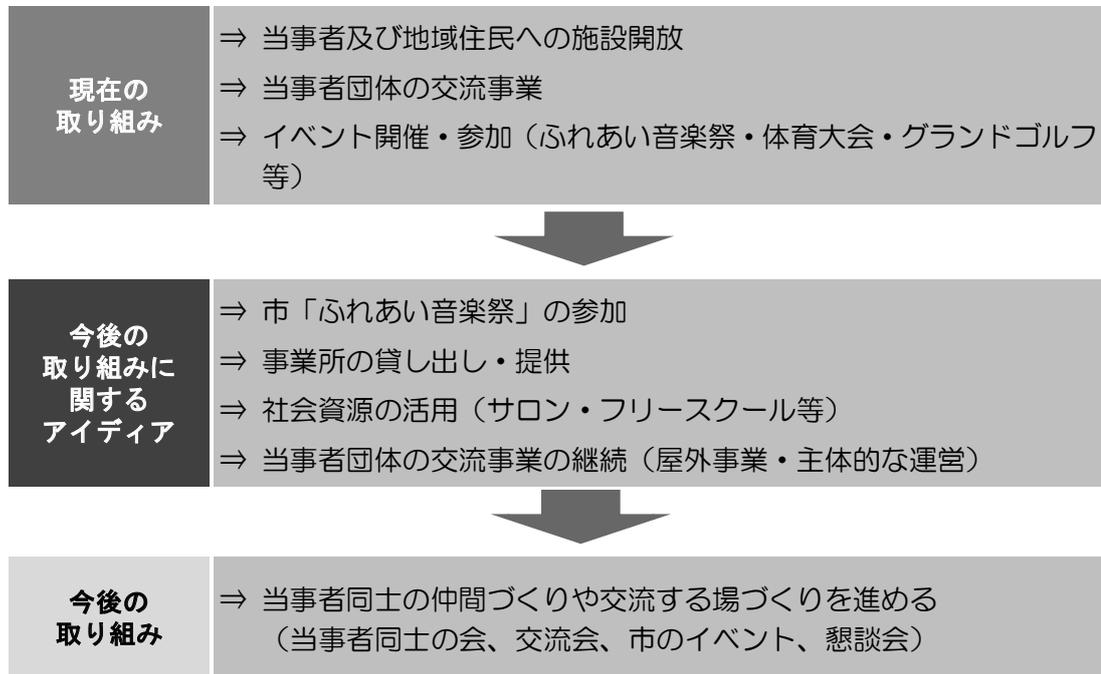
課題2 地域で孤立している方々の悩みや問題は表面化しにくく、声もあげられない



課題3 障がい者の方が一定数いるにもかかわらず、地域の理解が浸透していない



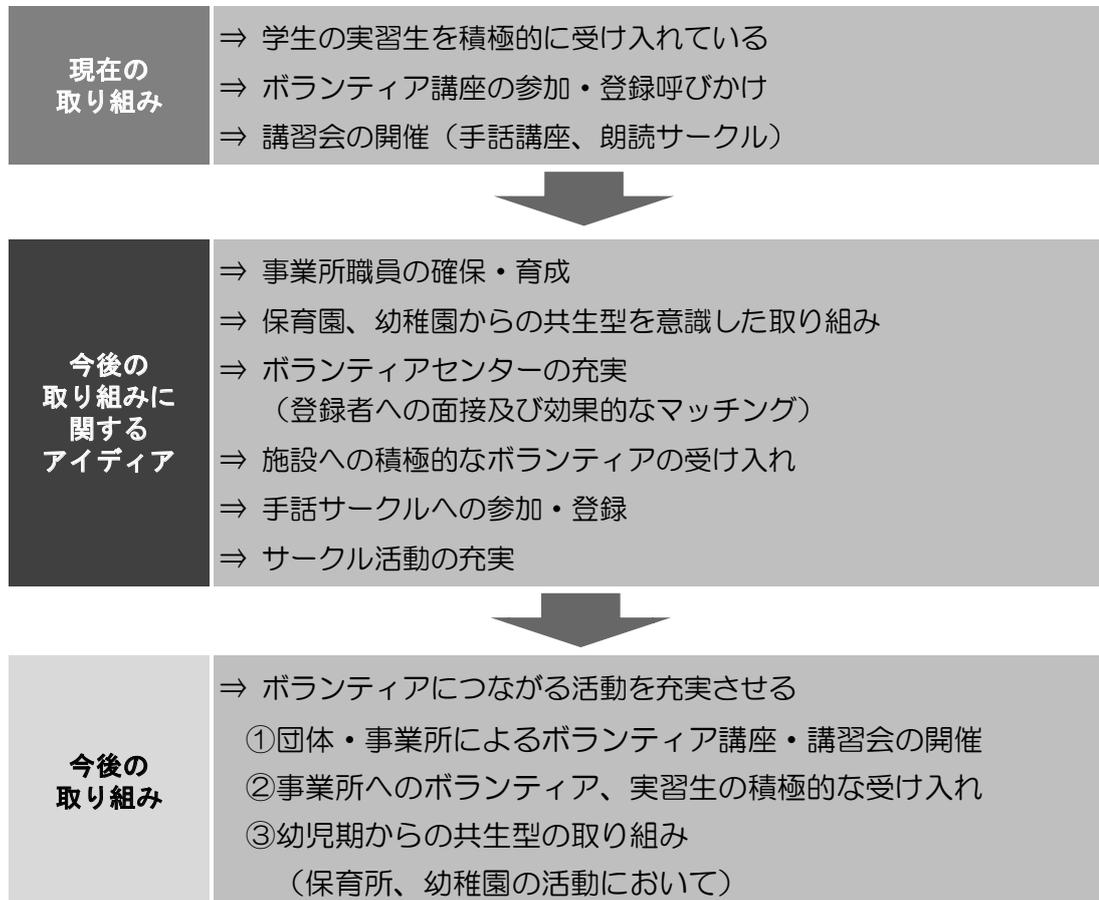
課題4 障がい者同士が、気軽に集まり交流できる居場所が求められている



課題5 市や関係機関が実施している事業やサービスの情報が行き届いていないために、必要なサービスに結びついていない

現在の 取り組み	⇒ チラシ、ポスター、パンフレットの掲示及び配布 ⇒ ホームページの活用（福祉事業所） ⇒ 職員会議及び保護者の集会での周知
今後の 取り組みに 関する アイデア	⇒ 市や関係機関のわかりやすいサービス内容の説明（一覧） ⇒ 障がい分野他の分野とのネットワークの構築 ⇒ ホームページ、SNSの活用 ⇒ 事業所職員の情報収集、関係機関との連携 ⇒ 事業や活動への情報提供の工夫
今後の 取り組み	⇒ 住民への福祉サービス情報を充実させる <ol style="list-style-type: none"> ①関係事業所に市の広報、制度やサービスのパンフレットを掲示する ②様々な課題に対応する包括的なお知らせを作成する （高齢、障がい、子育て、困窮、医療等包括的に知ることができるパンフレット） ③福祉サービスの情報や地域課題を話し合える地域のネットワーク組織を整備する ④社協の広報活動を充実させる （ホームページの活用、団体や事業所の紹介）

課題6 地域課題の解決に取り組む組織、ボランティア等の担い手が不足している。活性化が求められている



4 計画策定の経緯

(1) 策定経過

2017（平成 29）年		
開催時期	会議・懇談・調査等	内 容
1月16日	第1回プロジェクトチーム会議	・設置要綱及びサブリーダーの氏名 ・団体ヒアリング・懇談会の実施
1月24日	第1回地域福祉推進委員会	・委員長、副委員長の選出 ・二本松市地域福祉計画 ・第2次二本松市地域福祉活動計画の策定
2月24日～3月14日	地区懇談会の開催（市内9地区）	・第2次計画の策定にあたり、市民の方が普段の生活の中で感じていることや、地域での課題を把握するとともに、それらに対する解決策や方向性などを伺い、計画策定の参考にする事を目的に開催しました
2月13日～2月28日	団体アンケートの実施	・第2次計画の策定にあたり、市内で組織されている福祉関係団体等(依頼 28 団体・回答 18 団体)を対象に活動に関する現状や課題、今後の方向性、福祉施策についてのご意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました
3月8日 （高齢者団体・障がい者団体） 3月9日 （子ども・子育て） 3月21日 （福祉事業所）	団体ヒアリングの実施	・団体アンケートで掘り下げた課題の把握に向けて、回答いただいた団体の中から高齢者関係6団体、障がい者関係6団体、子ども・子育て6団体、福祉事業所6団体を抽出し、ご意見をお聞きしました
8月28日	第2回地域福祉推進委員会	・委員長、副委員長の選出 ・第2次二本松市地域福祉活動計画の策定 ・地区懇談会、団体ヒアリングの実施結果報告 ・今後のスケジュール
9月29日	第2回プロジェクトチーム会議	・第2次二本松市地域福祉活動計画の策定スケジュール ・地区懇談会、団体ヒアリングの実施結果報告 ・地区懇談会・団体ヒアリングの開催
9月21日～11月7日	地区懇談会の開催（市内9地区）	・第2次計画の策定にあたり、2016（平成 28）年度に実施した地区懇談会（市内9地区）で抽出した課題を住民同士で共有し、2018（平成 30）年度～34 年度に取り組む ・地区別計画を策定することを目的に開催しました
11月1日～11月17日	団体アンケートの実施	・第2次計画の策定にあたり、市内で地域福祉活動に携わる機関・団体(依頼 91 団体・回答 54 団体)を対象に平成 28 年度実施した団体ヒアリングの分析結果を基に計画における取り組み内容を話し合うとともに各機関・団体が計画の中で担う内容と役割を整理するためアンケート調査を実施しました

開催時期	会議・懇談・調査等	内 容
11月28日 (障がい者団体) 11月30日 (高齢者団体) 11月30日 (子ども・子育て団体)	団体ヒアリングの 実施	・第2次計画の策定にあたり、市内で地域福祉活動に携わる機関・団体の方々を対象に団体ヒアリングの結果を基に計画における取り組み内容と各機関・団体が計画の中で担う内容・役割を整理するため高齢者関係5団体、障がい者関係7団体、子ども・子育て7団体を抽出し、ご意見をお聞きました
2018 (平成 30) 年		
2月16日 (地域福祉団体)	団体ヒアリングの 実施	・第2次計画(案)の検討
2月19日	第3回プロジェクト チーム会議	・第2次計画(案)の検討
2月21日	第3回地域福祉推進 委員会	・第2次計画(案)の承認

■ 団体ヒアリングの様子



子ども・子育てについてのヒアリング



障がいについてのヒアリング



高齢についての団体ヒアリング

■ 地区懇談会の様子



地区別計画の策定

(2) 二本松市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 二本松市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の円滑な推進を図るため、二本松市地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を審議し、結果を二本松市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

- (1) 地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他地域福祉活動計画の推進に必要と認められる事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の各号に属する策定委員 15 名以内で構成し、会長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 住民自治会関係者
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) ボランティア関係者
- (5) 関係行政機関関係者
- (6) 社会福祉協議会関係者
- (7) その他会長が必要と認められた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員を代表し、会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その会務を代行する。

(任期)

第5条 委員会の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(費用弁償)

第8条 委員には、費用弁償することができる。費用弁償の額は、会長が定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、二本松市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めない事項については、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

二本松市地域福祉活動計画策定委員会委員選出区分一覧

No.	選出団体	選出区分	委員数
1	二本松市民生児童委員協議会	民生委員・児童委員	1
2	二本松市区長会	住民自治会関係者	1
3	二本松市婦人団体連合会	住民自治会関係者	1
4	二本松市あだたらクラブ	社会福祉団体関係者	1
5	二本松市身体障がい者福祉会	社会福祉団体関係者	1
6	社会福祉施設等	社会福祉団体関係者	3
7	二本松市ボランティア連絡会	ボランティア関係者	1
8	二本松市福祉部	関係行政機関	1
9	社会福祉協議会理事（地区社協含む）	社会福祉協議会関係者	1

(3) 二本松市地域福祉活動計画策定委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	選出団体	備考
1	矢吹 孝三	二本松市民生児童委員協議会	委員長
2	武田 喜代治	二本松市区長会	
3	石川 美知	二本松市婦人団体連合会	
4	渡辺 登志男	二本松市あだたらクラブ	
5	伊藤 清次	二本松市身体障がい者福祉会	
6	大槻 保広	社会福祉施設等	
7	七宮 弘	社会福祉施設等	
8	中野 真理子	社会福祉施設等	
9	斎藤 千江子	二本松市ボランティア連絡会	
10	市川 博夫	二本松市福祉部	
11	渡辺 清吉	社会福祉協議会理事（地区社協含む）	副委員長

5 用語集

あ行

◇アウトリーチ

ソーシャルワークや福祉サービスの一般的実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのことです。

◇あだち地方地域自立支援協議会

安達管内2市1村では、障がい者を取りまく様々な課題の検討、生活を支える仕組みづくり等に中核的な役割を果たすための連絡調整を行う場として、関係機関・団体等で組織する地域自立支援協議会を平成19年に設置しました。

様々な機関の代表者による協議会本会と、教育や就労、生活等の課題解決を図る実務者会合である部会によって構成され、行政への提言、関係者懇談会等の事業を行っています。

◇いきいき百歳体操

米国国立老化医学研究所が作成した「高齢者のための運動の手引き」を参考に高知市が開発した体操のことです。

錘を手足につけて行い、虚弱な高齢者でも実施できるよう椅子を使って行う体操を中心に、誰でも覚えられるよう単純な動作で構成されています。

◇育児サークル

※子ども・子育て支援事業計画では「子育てサークル」と規定

地域の子育て中の親や子どもたちが集い、遊びに参加して育児についての情報交換や親子の交流を図ることを目的としたグループです。現在市内に8グループあります。

◇インフォーマルサービス

制度を使わないサービスでNPO法人やボランティアグループが行うサービスのことで、家族、親せき、近所の人のかもインフォーマルサービスに含まれます。

◇NPO（民間非営利組織：Non Profit Organization の略）

ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、市民活動を行う組織・団体のことをいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づく一定条件を満たして認定を受けた『特定非営利活動法人』を通称NPO法人といいます。医療、福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力、人権、平和、社会教育などの分野で活動をしています。

か行

◇介護予防サポーター

身近な地域住民が虚弱な高齢者を支える地域づくりの一環として、介護予防について学習したことを地域活動の場で実践し、普及啓発できるボランティアです。

市で実施している養成講座（運動、口腔機能向上等介護予防の知識）を修了した方がサポーターとなります。

◇核家族化

核家族（夫婦とその未婚の子からなる家族）の割合が増えることです。

◇学童保育所

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学6年生までの児童を対象に、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とした事業です。市内には平成29年4月現在で15箇所の学童保育所が開設され、637名の児童が登録、利用しております。

◇協働

ある共通の目的に対し、複数の個人や集団が協力して目標達成をめざしていく関係です。

◇共同募金

昭和22年「国民たすけあい運動」として創設されました。昭和26年社会福祉事業法により制度化され、毎年厚生労働大臣の告示により、10月1日から翌3月31日までの6ヶ月間とされており12月には「歳末たすけあい運動」もあわせて実施されています。社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、住民主体の運動が進められています。

◇緊急時食料品等給付事業

二本松市に住所を有する生活困窮者（世帯）を対象に、貸付制度が利用できず（利用できても十分でない場合）、人道的観点から緊急的かつ一時的に食料等の現物給付を行い、生活再建と自立支援を行うもので本社協が実施しています。

◇傾聴ボランティア

苦しみや悩みをじっくり聴いて共感し、ありのままを受け入れるボランティア。相手の心を癒やし、孤独や不安を軽減させる手助けをする。特別な資格はいらないが養成講座やサークルがある。施設やひとり暮らしの高齢者、長期入院患者などを対象に活動しているグループもあります。

◇小口援助資金

二本松市に住所を有する低所得世帯を対象に、緊急性を要する場合、人道的観点から食糧等の確保に必要な資金貸付を行うもので、本社協が実施しています。

◇子育て支援センター

子育ての不安や悩みについて相談でき、保護者同士の交流の場などに子育て支援の拠点施設です。市内では5ヶ所に設置されています。

◇こども食堂

子どもの孤食（日常的に一人で食事をする）対策や居場所づくり等を目指して、子どもやその親、地域の人々の協力も得ながら、食事を共に作り食し温かな団欒を提供していく市民主導の活動です。

◇コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団のことです。

◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

支援を必要としている人や地域に対して援助を通して、地域と人を結びつけたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整する専門職のことです。

◇権利擁護センター

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安がある方や、虐待等により権利侵害を受けている方等の権利を擁護し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、総合的な権利擁護支援を行う専門的機関です。

さ行

◇災害時要援護者

災害時などにおいて、必要な情報の把握、安全な場所に避難するなど、一連の行動をとるのに支援を要する高齢者、障がいのある人、医療ケアが必要な人々などの総称をいいます。

◇災害時要援護者避難支援制度

支援を希望する方からの申請に基づき、二本松市が「災害時要援護者」として登録を行い、「個別計画」を作成し管理する制度です。「個別計画」には災害時要援護者の緊急連絡先や避難誘導上の注意事項、実際に支援にあたる「避難支援者」など、災害時に必要な情報を記載したもので、行政と地域で情報の共有を図るものです。また、この情報を活用しながら、地域の見守りや声掛け、安否確認を行うことにより、平常時でも災害時要援護者の生活実態を把握することが可能となります。

◇災害ボランティアセンター

地震、大雨などの災害時に、ボランティア活動を行っていただける方と、ボランティアを必要とする市民との間に立って、両者の思いを実現するため、調整を行う機関です。二本松市においては、大規模災害が発生した場合、災害救援ボランティアによる支援が必要であると認められる場合に市からの要請に基づき本社協に設置されます。

◇社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のことです。

◇社会的排除

福祉制度や労働市場等、社会のさまざまな領域において、その構成員の地位・資格を喪失することです。

◇社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。

◇社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより、設立される法人です。社会福祉事業法以前は、法人によっては、民法による社団法人、財団法人となっていたが、社会福祉事業の公共性と純粋性を確立するために定められています。

第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体のほかは社会福祉法人のみ、これを実施できます。

◇社会福祉法人の地域における公益的な活動の推進

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域のニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。

◇自立相談支援事業

生活困窮者に対する相談窓口を設置して、就労その他自立に向けた相談支援や、必要な支援を行うための支援プランの作成、支援に必要な関係機関の紹介など、自立に向けた総合的な支援を行います。本社協では、市の受託を受け平成27年4月より実施しています。事業の実施にあたっては、本制度の支援対象となる人を適切に把握するとともに、市福祉事務所や公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとした関係機関と密接に連携しながらの支援を行っています。

◇就労継続支援事業所

障がいがあり、一般就労が困難な方への就労の機会を提供します。雇用契約に基づく就労が可能なA型事業所と、雇用契約によらない形態のB型事業所があります。安達管内にはB型事業所が、二本松6ヶ所、大玉村3ヶ所の計9事業所があり、多くの障がいがある方々が利用しています。

◇障害者差別解消法

障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された法律です。

◇小地域福祉活動

小さな地域を基礎に行われる住民の福祉活動です。「小地域」の範囲の設定は、地域の考え方により様々ですが、本計画においては、本社協が設置を推進している地区社協の組織化を目指している地区の範囲（市内「9地区」）を「小地域」の範囲としています。

◇心配ごと相談所

本社協が実施する相談窓口で、生活上の悩みごとや困りごとなどの相談を民生委員や職員が伺い、助言や援助を行うと共に、必要に応じ専門機関（弁護士相談など）への橋渡しを行います。

◇生活援助資金

二本松市に住所を有する低所得世帯を対象に、世帯の生活の維持と安定を図る目的で、本社協が実施している貸付事業です。

◇生活支援員

日常生活自立支援事業（認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々へ、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等を行う）において、専門員や担当職員の指示のもと、支援計画に基づく援助を行うことを業務としています。

◇生活支援ボランティア

日常のちょっとした困りごとのお手伝いを行う、身近な地域の方による支援活動で、活動内容としては、買い物、話し相手、ごみ出し、電球交換などの日常生活のサポートなどがあります。高齢化が進む中、ひとり暮らしの方や夫婦のみの高齢者世帯も増えており、生活をする上でちょっとした手助けを必要とする人も多くなっています。

◇生活福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、就労に必要な技術習得のための資金、修学に必要な資金、住宅の改修に必要な資金その他一時的に必要な資金等を低利または無利子で貸付ける制度です。貸付とともに、民生委員を通じ必要な相談支援を行うことで、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的としています。都道府県社会福祉協議会が実施主体で、市町村社会福祉協議会が窓口となっています。

◇生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

◇成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々に対し、後見人を設定して保護と支援（財産の管理や身のまわりの世話、契約手続き等）をする制度です。民法規定に従い、家庭裁判所の審判によって後見人などを定める法定後見制度と、本人が判断能力を有している間に、あらかじめ契約し後見人を決めておく任意後見制度があります。

◇セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供する仕組みのことです。

◇相談支援事業所

資格を持った専門の相談支援員が、障がいがある方の様々な問題の相談を受け、障がい福祉サービスを利用する際の計画書の作成や、必要な情報の提供、権利擁護の支援などを行う事業所です。安達管内には、以下の4事業所があります。

相談支援事業所菊の里（二本松市）

相談支援事業所にこここふれあいセンター（二本松市）

あだち地域相談センターあだたら（大玉村）

相談支援事業所グリーン（二本松市）

た行

◇体験的就労支援事業

市生活相談センター（自立相談支援機関）登録者のうち、引きこもりがちの方、仕事に就く自信のない方、仕事が続かずに悩んでいる方など、一般就労の前段階からの支援が必要な方に対して、将来に向けた一步を踏み出せる機会を提供するために、就労支援活動の一環として行うものです。

◇ダブルケア問題

子育てと老親の介護を同時期に行うことです。

◇縦割り

組織が上下関係を中心に運営されることです。ここでは、高齢者や障がい者といった支援対象者ごとになっている福祉サービスのことです。

◇地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

◇地区住民懇談会

本社協において、地域で生活する上での課題やそれを解決するための取り組みについて情報共有を図り、目的を達成するために意見交換等を行う会のこと。現在市内9地区で開催しています。

◇地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく「地域包括ケアシステム」の実現に向けた手法です。地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めています。

◇地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、市と地域の介護、医療、福祉がお互いに連携を取り、その地域に必要なサービスや施設を整備し、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う仕組みです。

◇地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的マネジメント業務、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護業務の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関です。運営主体は、市町村、在宅介護支援センターの運営法人、市町村が委託する法人となります。職員は、保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士など。設置・運営は、中立性の確保、人材確保支援の立場から、市町村、地域のサービス事業者、関係団体などで構成される「地域包括支援センター運営協議会」が関わっています。二本松市では、地域包括支援センターが6生活圏域で設置されています。

◇地域力

地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自立的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことです。

◇地区社協

地区の様々な団体や個人が、横の連携をつくり、協力しあって地域の福祉問題や課題解決に取り組むために住民主体により設置された任意団体です。市内には、平成30年2月現在6の地区社協が設置され、見守り活動やふれあい・いきいきサロン事業等、地区独自の特色ある事業が実施されています。「地区社協は、市社協の下部組織？」と思われる方も多いですが、そのような事はなく、地域福祉の向上を目指してともに活動する密接な協力関係にあります。

◇町内会・行政区

町内会・行政区は、住民の方たちが生活する地域を基盤として、お互いに協力し合い、住み良いまちをつくるために組織された住民自治組織であり、コミュニティづくりの中心となっています。二本松市では、372（二本松108・安達97・岩代102（自治会84、行政区18）・東和65）の町内会・行政区が組織されており、市からのお知らせ等の配布、ごみ集積場所の管理等の環境衛生、防犯、防災、交通安全など良好な地域社会を形成する活動に取り組んでいます。また、地区運動会、敬老会、地区まつりなど、地域住民の親睦と連帯の場として重要な役割を担っています。

◇出前講座

本社協が地域に向けた福祉についての理解啓発を目的に学校や地域、企業からの依頼により主に福祉分野を対象とした講座や体験学習などを当事者団体やボランティアグループとともに実施している福祉教育の取り組みです。内容としては、障がい者のお話を聞いたり、車いす体験、アイマスク体験、手話体験、点字体験、読み聞かせボランティア体験など様々なプログラムにより行っています。

◇当事者団体

共通の障がいがある方々が集い、お互いの悩みや考えを共有し、よりよい生活のためにレクリエーション活動や研修などを行っています。

身体障がい者福祉会（身体障がい）

手をつなぐ親の会（知的障がい）

二本松聴力障がい者会（身体障がい）

二本松脳卒中友の会（身体障がい）

本人の会びびーず（知的障がい者）

二本松障がい児家族会元気キッズ（障がい児） ほか

な行**◇ニッポン一億総活躍プラン**

2016（平成28）年6月2日に閣議決定された、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すための計画のこと。『本プランは、我が国の経済成長の隘路（あいろ）の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものです。日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの三本の矢の経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする、そのような新たな経済社会システムづくりに挑戦していきます。（～内閣官房一億総活躍推進室作成資料より～）』

◇日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理等を行うものです。本社協では、平成30年1月末現在30名の方が利用されています。

◇二本松市身体障がい者体育大会

二本松市身体障がい者福祉会の主催で、スポーツを通じ、身体障がい者の体力増強、交流等を促進することを目的に行われています。当事者だけでなく、家族や支援者も交えた家族的な雰囲気の実業となっています。

◇認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、認知症の人の介護者への支援のひとつとして位置づけられています。

◇認知症サポーター

認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人で、90分間の養成講座を受ければ誰でもサポーターになれます。オレンジリングと呼ばれるブレスレットがサポーターの証となります。認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、2020年度末までの養成目標値を全国で1,200万人と設定しています。

◇ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマル（普通）な社会であるという考え方のことです。

は行

◇フォーマルサービス

制度などの法律・制度に基づいて行われる公的なサービスの事です。

◇福祉教育推進者セミナー

本社協において、市内の小・中・高校において、福祉教育に携わる教職員及び福祉関係者の方々を対象として、児童・生徒に実施している福祉教育の実践や課題に対する情報交換と交流を目的に年1回開催しています。

◇フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体やフードバンクなどに寄付する活動です。

◇フードバンク

食品関連企業や量販店、農家、個人などから賞味期限内でまだ食べられるのに商品として流通できなくなった食品の寄贈を無償で受け、食べ物に困っている人や施設などに無償で配布する活動のことをいいます。

◇福祉マンパワー

社会福祉援助活動を支える人的資源のことです。

◇ふれあいいいききサロン

高齢者や障がい者、子育て中の母親等、誰もが気軽に参加できる楽しい仲間づくりと活動する事業であり、当事者やボランティアなどが、同じ住民の立場で活動を一緒に企画・運営するところが特徴です。二本松市には現在60ヶ所において高齢者向けの「ふれあいいいききサロン」が行われています。

◇ブックスタート

すべての赤ちゃんが情操豊かで健やかに成長することを目的として、絵本を通じて親と子が触れ合うきっかけづくりを行う事業です。二本松市では、4カ月児健康診査とあわせて絵本の配付と読み聞かせを行っております。平成28年度は337人の赤ちゃんに絵本を配付しました。

◇法テラス

誰もが法的トラブル解決に必要な情報やサービス提供が受けられるように、綜合法律支援法に基づき平成18年4月10日に設立された法務省所管の公的法人であり、弁護士や司法書士による法律相談を始め、各種専門家相談を無料で利用できます。特に東日本大震災後には「震災特例法」に基づき、被災地出張所が7カ所設けられ、県内には2カ所設置されています。(法テラス二本松出張所、法テラスふたば出張所)

◇ホームスタート

出産後の子育てに不安を感じている家庭に対し、ボランティアが訪問し、傾聴や育児などの支援を行う事業です。二本松市では、NPO法人こころが市の受託により実施しており平成28年度は14世帯102回の訪問を実施しました。

◇ボランティア

社会福祉などにおいて、無償性、善意性、自発性に基づいて技術の援助や労力の提供などを行う民間の奉仕者のことです。

◇ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する個人・団体と参加を求める組織・個人の双方を支援する中間支援機関のことで多くの市町村社協に設置されています。本社協においては、平成17年12月より設置しています。

◇ボランティアセンター運営委員会

本社協が設置するボランティアセンター事業について、助言や提言をいただく場として設置しています。ボランティア団体や社会福祉事業関係者、学校、社会教育関係者等で構成されています。

◇ボランティア連絡会

本社協がボランティアセンターに登録のある団体同士の情報交換や連携の機会として開催しています。

◇包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、市と地域の介護、医療、福祉がお互いに連携を取り、その地域で必要なサービスや施設を整備し、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う仕組みです。

◇ほんとうの空ふれあい音楽祭

障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重して豊かな生活を送ることを目的とする地域生活支援事業の一環として行われている事業です。障がい者等が芸術・文化に接する機会を設け、障がい者、支援者及び市民らのより一層の交流を深めるため、平成19年度から始められました。地域の学生や音楽団体の演奏、福祉事業所の利用者や当事者団体による歌やダンスの披露、音楽療法士による講演などを行っています。

ま行

◇民生児童委員協議会

民生児童委員は、「民生委員法」及び「児童委員法」に基づき厚生労働大臣から委嘱され、3年間の任期の中で、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努められる方々です。

高齢の方、子育て中の方、障がいのある方、生活にお困りの方など相談に親身に応じ、行政や福祉機関のサービスを紹介したり、担当機関につないだりするパイプ役を担っています。二本松市では141名の民生児童委員が活動しています。民生児童委員は、担当方部ごとに協議会が組織されており、二本松市では、9地区に方部民生児童委員協議会が組織されています。



第2次二本松市地域福祉活動計画

発 行 : 2018 (平成 30) 年 3 月
企画・編集 : 社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会
住 所 : 〒969-1404 福島県二本松市油井字濡石 1 番地 2
T E L : 0243-23-7867
F A X : 0243-23-9046
U R L : <http://nihonmatsushisyakyo.or.jp/>

